

高崎経済大学地域政策研究科  
博士（地域政策学）学位論文

天津市の持続的発展のための産業振興政策

2015年9月

李南君

# 目次

序 章	3
1. はじめに	3
2. 天津市の産業振興方策を捉える視点	7
3. 本論文の構成	19
第 I 章 中国における中小企業への支援政策の現状と将来展望	25
1. はじめに	25
2. 中国の中小企業に関する産業政策の現状と発展	28
3. 日本の中小企業に関する産業政策の現状と発展	33
4. 地域密着型の支援機関	39
5. 中国における新たな中小企業政策の方向性	43
6. 小括	45
第 II 章 天津市の経済・産業の概要	48
1. 天津市の概況	48
2. 天津市の経済・産業の発展	50
3. 地域経済における北京市と天津市の相互関係	63
4. 天津市における産業振興政策の現状	69
第 III 章 天津市における産業集積の現状と発展方向	75
1. 目的と背景	75
2. 天津市と経済開発区	77
3. アンケート調査の実施	78
4. 小括	86

第Ⅳ章 産業発展の先進事例	89
—東莞市における電子産業の現状と発展可能性—	
1. 目的と背景	89
2. 東莞市の経済発展の方策を捉える視点	91
3. 東莞市とその産業の概要	92
4. アンケート調査	95
5. ヒアリング調査	100
6. 小括	103
第Ⅴ章 日本の地域における中小企業政策の展開方策	106
1. はじめに	106
2. 中小企業政策の位置づけ	109
3. 国と地方の連携・協働	115
4. 大企業と中小企業の相互関係	119
5. 地域における戦略的中小企業政策の展開のあり方	127
終章	

## 序章

### 1. はじめに

#### 1.1 背景

2010年、中国のGDPは日本を抜きアメリカに次ぐ経済大国になった。改革・開放以後、開発途上国であった中国の経済成長は驚異なスピードで発展し、GDPにおいては次々と先進国を追い越したが、それは国内の経済発展に外資を効果的に取り入れ、輸出投資主導型の経済発展モデルを採ったことが主たる要因であると考えられる。

今日まで、中国は主に国主導（大きな政府）の経済発展政策によって経済発展を遂げてきたが、今後は地域主導（小さな政府）の経済発展を目指さなければならない時期になっている。すなわち、地域が主体となり地域特性を生かした内発的発展により、自立的かつ持続的な発展を成し遂げることが求められる。

内発的発展<sup>2)</sup>の定義については、鶴見（1996）、西川（2004）など多様な解釈がみられる。本論では、それらの議論を踏まえ次のように定義する。内発的発展とは、地域発展の主な担い手は現地企業で構成され、当地域の多様な資源を有効活用し、地域に根ざした自立的発展が成り立つこと。

中国の成長発展地域は、1980年代から90年代にかけて、輸出加工型産業を中心に発展・成長を遂げた珠江デルタ地域（広州・深圳を中心）から1990年代以降、輸出加工型産業に加えて、中国国内需要向けの製造業、IT産業などのハイテク産業などで発展・成長を遂げた長江デルタ地域（上海を中心）へと北上し、そして2000年代は、環渤海地域が第3の成長地域として注目を集めている。

環渤海経済圏<sup>3)</sup>の構想は1980年代半ば頃から提唱されているが、2000年代以降になって注目を集めているのは、次のような理由が考えられる。中国は、1978年の改革開放路線への変更、1992年の鄧小平の「南方講話」、1994年の改革・開放路線への拡大、2001年のWTOへの加入などを経て、飛躍的な経済発展

を遂げてきた。しかし近年、中国の経済発展は大きく失速している。その要因は、これまで経済発展を支えてきた沿海部地域、とりわけ長江デルタ地域と珠江デルタ地域の経済発展が大きなダメージを受けていることによる。沿海部地域は、長期にわたり、輸出投資主導型の経済発展方式を採ってきたが、それが近年の労働コストの急増、2008年のリーマンショックなど国内外市場環境の急激な変化により、限界を迎えている。このような経済状況の中、中国国内では天津市を中心とする環渤海地域の経済発展を促すことにより、国内経済発展の維持と更なる発展に向けた取組みが進められている。

改革開放後、天津市の経済は著しい発展を遂げてきた。特に2006年5月の「天津濱海新区<sup>4)</sup>開発開放の推進問題に関する国务院の意見」(以下「意見」とする。)および2007年9月の「天津市国民経済と社会発展に関する第十一次五か年計画綱要報告」(以下「報告」とする。)を受け、その発展は更なる段階に突入した。

上記で述べた「意見」では、天津濱海新区の開発・解放を推進することは「京津冀(北京市、天津市、河北省)および環渤海地域の国際競争力の向上」、「国の地域協調的な発展戦略の実施」、「新たな歴史段階における新たな区域発展モデルの模索」に重要な意義を持っていると、指摘している。そして「報告」では、「国家発展戦略を実現し、濱海新区の開発開放を加速する」と題して、「濱海新区建設を開放度が高く、社会に調和し、環境に優しい現代化経済新区とすることで、環渤海地域経済振興に寄与する。また、濱海新区建設を総合改革試験区とすることで、改革開放を拡大させ、経験を積み、モデルを提供する」と、指摘している。

この「意見」と「報告」から、天津濱海新区、とりわけその発展の中核となる天津経済技術開発区を中心とする天津市の経済発展の行方が、環渤海地域ひいては国全体の更なる経済発展における重要性が見受けられる。

近年、天津市は国と天津市政府の積極的な発展政策を実施することにより、産業全体、とりわけ製造業は著しい発展を遂げた。特に天津経済技術開発区(TEDA: Tianjin Economic-Technological Development Area)における製造業の発展は顕著であり、天津市の経済発展に大きく寄与している。これは、同区に形成された様々な産業集積による経済効果が大きかったと考えられる。例えば、電子通信、自動車、機械製造、石油化学工業、バイオ医薬、食品飲料、

航空宇宙、新エネ・新素材などが挙げられる。2011年においてこれらの産業は、同区の工業生産高の78.0%を占めている。とりわけ電子通信産業が占める割合は25.2%であり、非常に顕著である。一方、2011年の同区における工業生産高の内訳をみると、外資系企業（香港・マカオ・台湾企業を含む）が全体の81.4%を占めており、地元企業は僅か18.6%を占めているにすぎない<sup>5)</sup>。

天津市の製造業全体の発展においても、外資系企業の影響は大きい。とりわけ「輸送用機械器具製造業」をはじめとする機械産業、および「情報通信機械器具製造業および電子部品・デバイス・電子回路の混合した業種」（以下「電子産業」とする）の産業分野で顕著である。天津市においてこれらの産業分野の発展は、製造業および市全体の発展の行方を規定する。しかし、これらの産業分野においては高度な技術・ノウハウが必要であり、今日まで外資系企業が主導的な役割を果たし発展を遂げてきた。

このように天津市は、天津経済技術開発区をはじめ外資系企業誘致による恩恵を受け、目覚ましい経済発展を遂げてきた。中国国内の発展政策における大きな特徴の一つは、外資系企業の資本・技術・ノウハウを積極的に利用し経済発展を促進したことであると言える。

この発展政策は、天津市の発展において大変大きな効果をもたらしているが、中長期的かつ持続的な視点を考慮すると、外資のみに頼る経済体質では市場環境の急激な変化に適応することは困難であると考えられる。

## 1.2 本論文の目的と調査方法

中国における今日までの経済発展政策は、国主導によって、外資を積極的に利用するほか大企業・大プロジェクトを中心として進めてきたと言える。これは、迅速な経済発展を過重視した結果であり、経済発展における中小企業の重要性に関する認識不足でもあった。

『中国企業発展報告 2012』によると、中小企業が企業数では全体の99%（2010年末）、GDPの60%、国の税収の50%、就業者数の80%を其々占めており（p1）、社会・経済における重要度は益々高くなっている。

地域経済の発展において、中小企業は極めて重要な役割を行っている。その理由について、河藤（2008）は次のように指摘している。「地域と中小企業の

関係において最も重要な点は、中小企業が地域に根ざした経済活動を営んでいることであり、地域の内発的発展にとって重要な役割を行うことである。すなわち、その企業活動による地域経済への波及効果、雇用の創造、税収への貢献などである」(p14)。

天津市の経済発展において、機械産業および電子産業の発展は極めて重要である。そして、これらの産業の発展・成長の行方は、それを支える裾野産業の発展状況により大きく左右されると考えられる<sup>6)</sup>。

すなわち、天津市の自立的かつ持続的な発展のためには、この裾野産業の主要な担い手である地元中小企業の層が量・質の両面において厚くなる必要があるが、この裾野産業を支えている大部分は外資系企業である。このような状況を改革するためには、地元中小企業の自己努力によるイノベーションが重要であるが、国や地方政府による地元中小企業に対する発展・振興政策も必要である。

以上を踏まえ本論文では、中国国内経済の持続的発展のため、これまでの外資系企業に大きく頼ってきた外発的発展から地元企業を中心とした内発的発展に変革する必要があると考え、天津市を考察対象にしその方策を明らかにすることを目的とする。

すなわち、天津市の経済発展を維持・発展させるためには、外資のみに頼るのではなく、機械産業および電子産業における地元企業、とりわけ地元中小企業の量・質を增強した経済体質に変える必要があり、そのためには、地元企業自らの様々な努力および国や地方がこれをサポートするための政策が必要であると考えられる。

本論文では、アンケート調査とヒアリング調査を中心に、中国内外の比較分析を通じ考察を進めている。

まず、天津市における産業（主に製造業）発展のあり方においては、天津市に進出している日系企業の親企業としての日本企業を対象に、アンケート調査を郵送方式により実施した。本来当市の現地企業を対象としてアンケート調査を実施することが望ましいが、中国ではアンケート調査への協力を得ることが困難であることから、回収率やアンケート結果に対する信頼性の確保も難しい。そのため、外資系企業の親企業としての日本企業を調査対象とすることが適切

であると判断した。また、日本企業は「天津統計年鑑 2009」によると、「主要国・地域別外資企業の売上」では 1 位で、「主要国・地域別投資額(実行ベース)」では 4 位であり、天津市の産業発展に大きな影響を与えている。

以上のことから、調査の正確性・現実性に加え、天津市の産業発展に大きな影響を与えている日本企業をアンケート調査の対象として選択した。

次に、沿海発展戦略の先進地域である広東省・東莞市における電子産業の発展のあり方について、次の 2 つの理由により分析・考察した。①天津市の経済発展においても電子産業が非常に重要な役割を担っている。②両市の電子産業は主に外資系企業により支えられている現状も同様であり、共に発展形態を改革する必要がある。このように、天津市と類似性を持ちつつ発展してきた先進地域としての東莞市の経験知を参考にすることが重要となる。

ここでは、アンケート調査とヒアリング調査を実施した。アンケート調査については、天津市における調査と同じく日本企業に対して実施した。これは、天津市の場合と同様に調査の正確性・現実性を確保することに加え、外資系企業（香港・台湾・マカオを含む）が当市の全産業、とりわけ電子産業の発展に対して、大きな役割を果たしていることによる。ちなみに、外資系企業の当市の全産業における割合を付加価値額ベースで見ると、2010 年は 76.8%、2011 年は 73.7%、2012 年は 72.4%である。そして電子産業に関しては、2010 年は 87.4%、2011 年は 83.5%、2012 年は 84.0%である<sup>7)</sup>。全産業および電子産業において、それぞれ高い割合を占めている。また、ヒアリング調査は日系企業 1 社、現地企業 1 社に対して行った。

さらに、先導的な取り組みを行っている日本の産業政策・中小企業政策の現状および発展方向を分析・考察することを通じ、天津市における産業振興方策への効果的な応用の可能性について検討した。

## 2. 天津市の産業振興方策を捉える視点

中国はこれまで、主に国の主導による経済・産業政策<sup>8)</sup>を推進することにより発展してきた。しかし、中央政府の資源配分の失敗および財政力の低下による地方政府に対する支配力の縮小、地方政府の経済的自主権の強化などが顕在化しており、このことを考慮すると、地方政府を中心とした地域の政策主体に



よる独自の産業政策の策定・実施の必要性が一段と高まっている。そこで、先行研究に基づいて、今日までの国の産業政策の推移状況および地方の産業政策への取り組みを確認した後、先進国家の地域産業政策<sup>9)</sup>における推進状況を交えて整理・分析する。

## 2.1 中国の産業政策の推移

中国における近代産業に関わる最初の産業政策は清朝末期の「洋務運動」から始まっている。その主たる目的は清朝の軍事力強化であり、同時に石炭など戦略的物資の国内での供給確保という安全保障目的もあった。そして、中華人民共和国成立以後（1949～1978年）の産業政策の特徴は、重化学工業優先政策と計画経済である。また、この期間中の産業政策は、政治権力闘争の中で作成された不完全なものが多く、その実施も一貫性を欠いたものであり、目に見えるような成果は殆ど見られなかったと言える。

1978年から改革開放政策を実施し、経済や産業構造のインバランス問題の解消が真剣に討議されるようになった。その要点は、農業の発展の遅れ、消費財を生産する軽工業の発展の遅れ、重工業の内部構造のインバランス、すなわち原材料を含む基礎産業の発展の遅れ、エネルギーや交通などの経済インフラのボトルネックの解消である。1981～1985年の第6次、1986～1990年の第7次5か年計画においては、発展の遅れた分野の開発に重点が置かれた結果、農業と軽工業の発展が著しかった。第7次5か年計画においては、需給関係のバランスをとるためには産業構造の高度化が必要であると判断し、初めて「産業構造と産業政策」というセクションが設けられ、主要産業セクターとそれらの発展計画が明示されている。

産業政策の実施に関する最初の公式文書である「目下の産業政策の要点に関する国务院の決定」（1989年3月15日公布、以下「決定」）が公布された。この政策では、直面する産業構造の問題として以下の点を挙げている。(1) 加工工業の生産能力が過大で、農業、エネルギー、素材産業、交通運輸など基礎的産業の生産能力が不足していること、(2) 一般的な生産能力が過大で、高レベルの加工能力が不足していること、(3) 産業立地が不合理で、各地域の優位性を十分に発揮できていないこと、(4) 産業組織構造が分散的で、市場の集中度

が低く、生産の専門化が進んでおらず、企業間の生産の協力関係がうまく組織されていないこと。

改革・開放期の産業政策に共通する特徴は、産業構造の不均衡是正を主な目的としている点であり、戦後日本の産業政策のように成長力のある産業を育成するという「積極的な産業政策」は少なかった。それが初めて本格的に打ち出されたのは第8次五か年計画（1991～1995）で、「電子工業を主導産業にする」、「建築業を重要な支柱産業にする」との表現がある。

さらに、1994年に決定された「90年代国家産業政策綱要」（以下「綱要」）では「機械・電子、石油化学、自動車製造、建築業の発展を加速し、これらを国民経済の支柱産業にする」とされ、積極的な産業政策の分野がより広まった。

「綱要」では、支柱産業の育成手段として、次のような点を挙げている。(1) 個別産業の産業政策の制定、(2) 投融資体制の整備、特に企業の株式上場や社債発行における優遇、(3) 政府による技術開発の支援、(4) 一部の企業グループに対する海外からの融資取入れの許可、(5) 一部の製品について幼稚産業保護を行うこと、などである。しかし、結局これらの支柱産業政策として約束された政策の多くは実現していなかった。ただし、中央政府が支柱産業に指定したという情報が国内の各銀行の融資姿勢に影響を与えた可能性はある（丸川2000. pp40-42）。

中国政府による経済・産業政策の内容は、5か年計画<sup>10)</sup>により規定されると言える。1次5か年計画から11次5か年計画までの産業政策の推移を、表序-1に示す。

表序-1 中国における産業発展政策の推移

計画時期 (5 年計画)	産業発展政策の概要
1 次 (1953～57 年)	重工業と国防工業の優先的発展
2 次 (1958～62 年)	農業と軽工業との関係に留意しつつ重工業をさらに発展
調整期(1963～65 年)	「農業を基礎に、工業を主導した発展」、工業は重工業を主体
3 次 (1966～70 年)	三線建設 (軍需工業を主体に内陸部に重工業基地建設)、地方に小型工業を建設
4 次 (1971～75 年)	三線建設の継続
5 次 (1976～80 年)	農業と軽工業発展およびエネルギー供給のボトルネック解消に重点、軽紡績工業の発展計画、機械工業の調整と改造、加工組み立て産業の重複投資禁止、経済構造調整の議論が活発化
6 次 (1981～85 年)	農業、エネルギー、交通の発展に集中投資、経済構造調整に着手
7 次 (1986～90 年)	農業の持続的発展、原材料工業・エネルギー・交通・通信の発展、建設業の発展、第 3 次産業と新興産業の発展に着手、産業構造改善の考え方導入、産業政策要点発表 (1989 年)
8 次 (1991～95 年)	農業の持続的成長、基礎産業インフラの急速な発展、支柱産業 (機械工業、電子工業、自動車工業等) の発展、輸出構造と輸出産業の高度化、第 3 次産業の発展、産業政策綱要発表 (1994 年)
9 次 (1996～2000 年)	農業の全面発展、基礎インフラ・基礎産業 (エネルギー、交通、通信、原材料工業) の強化、支柱産業の振興と軽紡績工業のレベル向上、第 3 次産業の積極的な発展
10 次 (2001～05 年)	農業の基礎としての地位を強化、IT、バイオなどハイテク産業の推進、サービス産業の積極的な発展の促進、産業構造の高度化

11次（2006～10年）	ハイテク産業の振興、プラント用・インフラ用の装置産業の振興、自動車産業のイノベーション・基幹部品に自主開発能力強化、電力インフラの整備、エネルギー・環境保護関連産業の振興
---------------	---

出典：橋田（1997）、p96、向山英彦ら（2007）、p27 及び田中修（2007）、p111より作成。

丸川（2000）は、「現在、製造業などにおいては産業政策が退場すべきときに来ている。改革・開放期の20年間における産業政策の失敗の事例は枚挙にいとまがないが、総じていえば産業政策は市場がまだ十分に機能を発揮できなかった時代や分野において市場を補う役割を果たし、中国の経済発展と市場化を成功に導くうえで肯定的な役割を演じてきたと評価したい」、としている（p47）。

すなわち、経済発展は主に市場のメカニズムにまかせ、中央政府はそれがスムーズに進行できる経済環境の整備に集中し、市場に対する補完的な役割を行う必要があると考えられる。

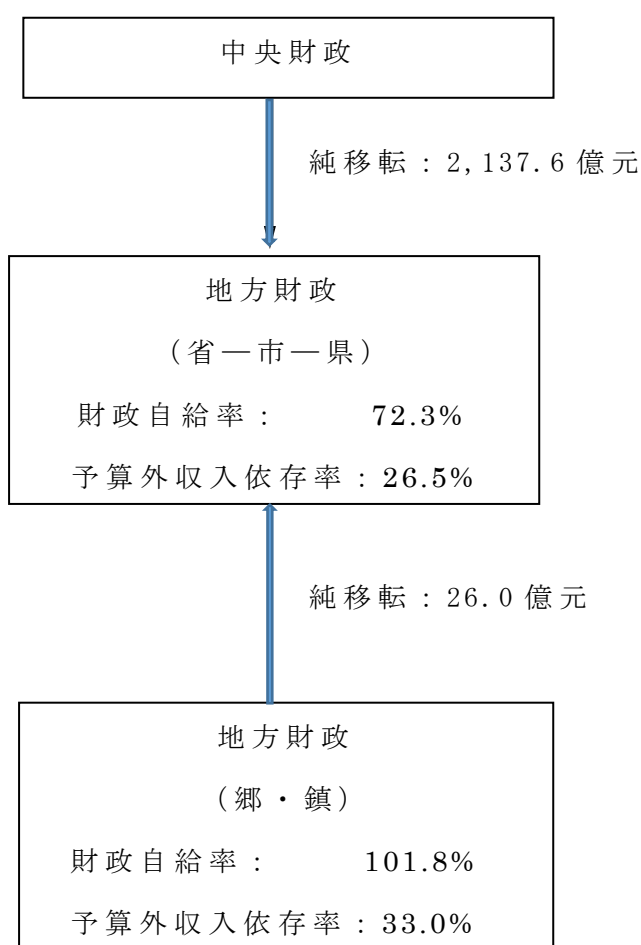
## 2.2 中国の地方における産業振興政策への取り組み

地方レベルの産業政策は、1980年代の経済改革の一環としての行政分権化の流れのなかで形成されてきた。しかし1990年代に入ると、行政分権化による地方政府の権限強化がむしろ市場経済化を阻害しているという認識が強まり、中央集権の必要性が強調されるようになった。中央政府と地方政府の関係は計画経済期、改革・開放期を通じてたびたび大きな変動を繰り返してきた。すなわち行政分権化と集権化の循環を繰り返してきたと言える。

今井（2000）は、地方政府が政策の形成と実施に果たす役割の大きさは、中国の政治体制の際立った特徴である。改革・開放期の産業政策の場合も、地方政府は無視できない役割を果たしてきた。地方政府は中央の産業政策を執行する媒体としての役割に加えて、地方独自の産業政策に基づいて投資活動に関与する経済主体としての役割という、二重の役割を演じてきたとする。また、地方レベルでの産業政策の実施手段は大きく分けて四つある。第1は、財政（準財政を含む）資金による投融資である。第2は、地方税の減免である。第3は、投資・融資関連の許認可や調整による誘導である。第4は国有企業に対する行

政介入であるとする。

地方政府が産業政策を策定・実行するためには、その基盤となる資金の確保が極めて重要である。中国の地方政府は、財政の構成要素から分けると、その基盤を国有企業におく省・市・県レベルと、郷鎮企業への依存度が高い郷村レベルの二つの種類がある（図序-1）。従って、これらの異なる経済主体が行っている産業政策も、必然的に各々の特徴が見られる。換言すると、都市行政における産業政策（省・県・市）と農村行政における産業政策（郷・村）は、各々の政策プロセスを辿り、地域発展を図っていると言える。



図序－1 中央・地方財政間の資金純移転

注1. 本図の「財政」はいずれも予算外収支を含む。

2. 財政自給率は財政収入／財政支出で算出する。予算外収入とは、予算外資金による収入を指す。予算外資金とは、「国家機関（官庁）、事業単位、社会団体、行政管理の職能を有する企業主管部門（集団）、及び政府により委託された

機構が政府の職能を履行・代行するために、国家の法律・法規及び法律的効力を有する規定に応じて徴収し使用する、財政予算管理に組み入れない各種の財政的資金である」と規定されている（張 2001、p80）。予算外収入依存率は予算外収入／財政支出で算出する。

出典：今井 健一「第 4 章 中国の地方分権型産業政策：市場補完の意義と限界」丸川 智雄編『移行期中国の産業政策』2000、p138。

### 2.2.1 都市行政の産業政策（省・市・県）

1989 年の「決定」以降の都市行政の産業政策は、中央の産業政策と基本的な仕組みが大変類似している。地方レベルの産業政策実施規則・細則は、一般に公表されていない。そこで、地方における基本施政や発展方向を示している 5 年計画の内容を確認すると、それらの内容をある程度把握できると考えられる。

これについて、今井（2000）は河北省の例を取り上げ、第 9 次 5 年計画に先立つ 1995 年 6 月に、次の 4 つの基準にもとづいて省の「主導産業」と「重点業種」を指定したとしている。①所得弾力性基準、②技術進歩率基準、③関連係数基準（影響度係数および感応度係数）、④比較優位性基準。指定された主導産業のうち医薬と冶金を除く産業はいずれも、中央の産業政策上の重点産業でもある（p142）。

以上の議論から、都市行政は独自の産業政策を策定・実行することは困難であるように見受けられるが、最近の国の経済政策の内容を確認すると、それと異なる見解を得ることができると考えられる。

中央政府の国全体における経済発展政策を把握するために、2013 年に開かれた中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議（以下、「三中全会」と称する）の中で公表された「改革の全面的な深化における若干の重要問題に関する中共中央の決定」（以下、「三中全会の決定」と称する）および李克強首相を中心に推進されている「国務院機構改革・機能転換法案」（以下、「プラン」と称する）を整理・分析する必要があると考えられる。この「三中全会の決定」については、佐野（2014）が具体的かつ包括的に整理しているので、以下では、これを中心にポイントを整理してみる。

佐野（2014）によると、「三中全会の決定」の全文は 60 項目に細分化されて

おり、その中でもスペースを最も多く割いているのは経済構造関連であると指摘している。

そして、次の3点が「三中全会の決定」の骨格を形成しているとする。

①資源配分における市場が果たすべき役割の拡大。すなわち、従来とは正反対に、資源配分では市場が中心的な役割、政府は補完的な役割を果たすべきである。

②財政・税制改革において、新しい方向性や一段と踏み込んだ改革が示されたこと。

以下では、財政改革、地方税制、税制改革の3点について整理する。

1) 財政改革においては、地方政府（省、市など）の支出責任の明確化にとどまらず、中央および地方の「職権と支出責任に応じた財政制度の確立」という新しい方向性が打ち出された。さらに、どちらが担当するのが適切か、効率的なサービスを提供できるかという観点から、市場のルール作りや管理は中央、一部の社会保障や地域をまたがる公共事業は中央と地方の共管、地元の公共サービスは地方といった具体例を提示し、中央および地方政府の職権区分をより適切なものへ変更していく方針も示した。

2) 地方財政に対しては、まず、従来の政策を軟化させるものとして、都市インフラ整備の資金を調達するための債券発行が認められたことが注目される。次に、中央から地方への財政移転に関しては、専攻移転支払（中央からの補助金）を縮小方向で見直し、単年度均衡よりも支出内容や複数年度の均衡を重視する方針が示された。いずれも、財政運営における地方政府の裁量を拡大するものである。その一方で、地方に債務管理の強化や財政規律の維持を求めるという厳しい方針も示された。

3) 税制改革では、地方税体系の整備という方針が示された。具体的な取り組みとしては、地方独自の税制優遇措置に対する管理強化、不動産税制の立法化の加速、資源税改革の加速、消費税の課税強化が挙げられている。これまで、税収配分の割合を中央に有利な条件で変更した際は、税収返還（中央から地方への財政移転措置の一種）で対応してきた。しかし、習近平体制下で進められる税制改革では、税収返還は採られず、地方税の課税強化を容認する方向で進められる可能性が高い。

③第3点目は、30数年続けてきた強制的な人口増加抑制策（一人っ子政策）の転換を認めたこと。

また佐野（2014）は、「プラン」は、組織再編と権限見直しの二本立てになっており、権限見直しの方に重点が置かれていると指摘している。とりわけ権限見直しの措置は、①経済活動（投資案件の許可や商工業登記など）に対する政府の介入を減らす、②社会に対する政府の関与を減らす、③地方への権限移譲（財政面における地方政府の裁量拡大も含む）、④管理機能の所管統合、⑤マクロ管理の改善と強化、⑥制度整備と法に基づく行政の強化（主として、法整備による恣意性の排除や情報公開による外部監視の強化を指す）の六つの方向性に分類できる。

上記の「三中全会の決定」および「プラン」によると、近年の地方政府側の経済面における自己裁量権が拡大されることにより、地方政府（省・市など）の主導による、地域の実情に沿った経済政策・産業政策の策定・実行の可能性を高めたと言える。

### 2.2.2 農村行政の産業政策（県・郷・村）

農村行政は都市行政と比較して、財政面での独立性が高いので、地域の実情に沿った産業政策を策定する自主権が高いと言える。農村行政における産業政策の特徴は、行政が郷鎮営・村営企業の経営に対するコントロールを通じて経済活動に直接関与することである。農村行政の産業政策の実体を究明する際、その中心的な役割を行っている郷鎮企業の動向を把握することが重要であると考えられる。

1996年に成立した郷鎮企業法によると、「郷鎮企業」とは、農民または農村自治体を主体として設立、運営され、農業支援義務を負う企業体を指す（「郷鎮企業法」第2条）。

郷鎮企業に関する研究には既に膨大な蓄積が存在していると考えられるが、ここでは地元政府と企業との関係に関する研究をいくつか取り上げる。

Byrd, W & Q. Lin(1990)は、「集団所有制郷鎮企業は、人口移動が厳しく制限された条件下で①地元の余剰労働力に対する就業機会の拡大、②地元住民の生活水準の向上、③地元政府の財政収入の拡大を図る手段として位置づけられてい



る」としている。

また Oi (1992) は、農村財政と集団所有制郷鎮企業設立との関係について、農業生産請負制の導入後、農村政府が農業所得を直接控除することにより財源を確保することが困難になったことから、財源確保のため集団所有制企業を積極的に設立するようになったと指摘している。

巖 (2000) は、郷鎮企業、特に郷鎮または村所有の集団企業に対する所有制改革について、次のように述べている。「私有経済が活発な「温州モデル」や外資が多く入った「珠江モデル」、郷村の集団所有が主流を占めた蘇南モデル、いずれのモデルにおいても郷鎮企業は国家からの計画指導をほとんど受けず、いわゆる計画経済体制の外部空間（市場）で経営活動を展開してきた。しかし一方で、経営効率を改善するために、企業の経営管理体制や企業と行政の関係、所有と経営の関係を巡って様々な改革が試みられてきた」とする。そして、集団企業における体制改革の大きな流れとしては、郷村政府による企業の直接経営（1988年頃まで）、工場長請負制などの導入に伴う間接経営体制への移行（1980年代末～90年代初頭）、株式協同制の導入による所有と経営の分離（1990年代初頭～97年頃）、集団所有の資産が企業から次第に撤退され株式制を中心とする近代的企業制度の確立の追求（1997年頃）、の順を辿って変化してきたとする。

以上の見解から、農村行政（県・郷鎮・村）における産業政策は、集団所有制郷鎮企業の発展を促進することにより、地域の発展をけん引したと捉えられる。そして、今後の産業政策の行方は、経済のグローバル化、市場化を受け、集団所有制郷鎮企業のそれに見合った体制改革の行われる程度により規定される。

### 2.3 日本における地域産業振興政策の現状

近年、国主導の産業政策から、地域の主導による地域産業政策への変化が重視されるようになった。このような変化が顕在化した理由として、河藤 (2014) は、次のように指摘している。①価値観が多様化すると共に生活の質的豊かさが求められるようになり、それに的確に応えるのは生活に密着した地域産業であること、②少数のリーディング・インダストリーが国の経済成長を牽引でき

る時代ではなく、地域の特色ある諸資源を活かした多様な地域産業の発展が国の産業発展を支えることが期待されること、③少子高齢化が進み労働力人口の量的増大が期待できないことから、高齢者や女性など多様な人々の多様な働き方が地域産業を支える構造になってきたことなどである（p22）。

地方自治体は地域の特性を生かした発展を遂げるために、各地域の実情に沿った産業政策を積極的に取り組むようになった。以下では、いくつかの地域の産業政策への取り組みを概観する。

#### (1)新潟県燕市

燕市は、金属洋食器、金属ハウスウェア製品など金属製品の国内主要産地である。当市の伝統産業である金属製品の製造業が有する「磨き」を中心とする要素技術は、多くの分野への応用可能性を内包している。その適用分野の開拓や製品と市場とのマッチングを図ることが燕市の産業の発展には重要であり、地域産業政策にはその促進を図るための事業手法が求められる。

河藤（2014）は、燕市の産業政策は、複数の実施主体が役割を分担しながら効果的な支援事業を展開していると指摘している。具体的には、次のように述べている。新潟県、燕市、三条市、両市商工会議所などが運営に参画する「燕三条地場産業振興センター」は個々の事業者の技術革新や経営革新、人材育成、地域ブランド戦略に取り組んでいる。燕研磨振興協同組合が運営する「燕市磨き屋一番館」は、地場産業を支える優位技術の継承を図ることを目的とした機関であり、人材育成と同時に市場開拓も推進しており、地域事業者の人材育成に留まらず、集積外との取引連携の開拓者としての役割も果たしている。また、「磨き屋シンジケート」は、商工会議所が構築・運営しているインターネットを活用した共同受注システムである。商工会議所は、会員事業者にとって身近な存在であり、地域企業に関する情報も豊富に保有していることから、地域産業政策の重要な実施主体になりうる。

#### (2)東京都三鷹市

三鷹市内の土地利用（用途地域）の構成をみると、住居系が約90%に対して、商業系および工業系が各々約5%となっており、居住都市としての性格が強い。さらに、金崎（2009）は、当市の人口動態は転出入が少なく、人口の流動性は低いことから、将来の少子化・高齢化によって市の歳入の減少と歳出の増大が

同時に起こる可能性が高いと指摘している（p92）。

このような状況を踏まえ、三鷹市では、1999年から「SOHO CITY みたか構想」を掲げ、ITを活用したSOHOに着目しながら独自の産業戦略を展開した。

河藤（2008）は、当市の産業政策への取り組みについて、次のように述べている。SOHO企業は中小零細が多いことから、三鷹市では次のような支援を行っている。1）ハードの整備。パイロットオフィスの整備・運営を進め、多くの企業が入居するようにする。2）ソフト面の支援。①中心市街地の再生・活性化、②新たなビジネスの創出・支援＝企業サポート、③SOHO CITY三鷹構想の推進、④地域活性化・三鷹市の行財政改革の受皿機能、⑤コミュニティ・ネットワーク。

### (3)東大阪市

東大阪市地域は、東京都の大田区や墨田区などと並ぶ、製造業を中心とした日本屈指の産業集積地である。当地域の産業集積の特徴について大西（1999）は、圧倒的な「幅：多様な業種の企業が存在していること」と「層：基盤技術から先端技術まで、多様な技術が隙間なく存在すること」、さらには「厚み：各業種、各層ごとに、中間企業から零細企業まで様々な規模の企業が多数集積していること」であるとしている。

東大阪市は、当市の産業における特徴や課題を踏まえ、次のような産業政策を展開していると河藤（2008）は指摘している。①相談事業（経営一般・海外取引、工業技術：ISOの認証取得、商業店舗デザイン）、②創業者支援（ものづくり立地促進補助金、創業資金融資の利子補給制度）、③人材制度（派遣研修補助、団体研修補助、ビジネスセミナー開催事業）、④団体組織化支援（中小企業団体組織化促進事業補助、異業種交流グループ連絡協議会助成）に大きく体系立てられている。

また、当市の産業政策の特徴は、こうした幅広い業種のニーズに対応する基盤的な施策メニューを、経済部の関係各課（経済総務課、ものづくり支援室、商業課）および、ものづくりに関する総合的な支援施設である「クリエイション・コア東大阪」において運営される「産業振興センター」を窓口として提供するうえで、「ものづくりのまち東大阪」を標榜し、製造業という特色ある産業

分野に力点を置いて、総合的な取組みを進めているとしている（pp119-120）。

以上の3つの事例から、地域における有効かつ効率的な産業政策の展開にあたって、各々の産業特性や課題を踏まえ、その地域発展のために、複数の異なる経済主体或いは部門が連携・協働の姿勢を持ち、それを進めることが極めて重要であると考えられる。

### 3. 本論文の構成

以上のことを踏まえ本論文は、天津市における産業振興の方策を見出すため、次のような構成とする。

第I章では、天津市における産業振興方策の現状を広い視野から把握するため、中国国内全体における中小企業への支援政策の現状と将来展望について考察する。まず、中小企業への支援政策の現状について述べる。次に、中国の中小企業に関する産業政策の現状と発展、日本の中小企業に関する産業政策の現状と発展を概観する。また、地域密着型の支援機関である商工会議所の必要性和重要性について述べる。これを踏まえ、中国における新たな中小企業政策の方向性を見出す。最後に、日本の中小企業政策における先進的な取組みを参考にしながら、中国の国情に合わせ有効な中小企業政策を展開する必要性について検討する。

第II章では、本稿を展開するうえに、基礎的かつ重要なデータとして、天津市の経済・産業、とりわけ製造業の発展状況や展望、天津市の位置付け、天津市の産業振興政策の現状などについて把握する。

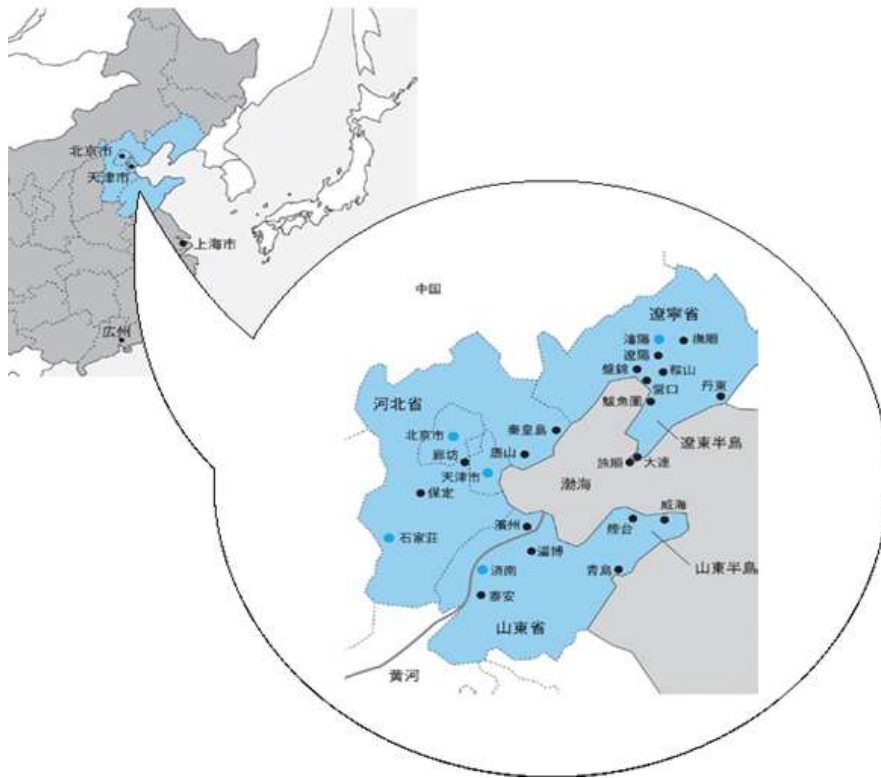
第III章では、日系企業のアンケート調査を中心に、天津市における産業集積の現状と発展方向について考察する。まず、目的や背景を述べる。次に、天津市と経済開発区の概要を述べる。また、本章の主要な調査方法であるアンケート調査について詳細に分析・考察する。最後に、本章の分析を通じ分かったこと、課題などを示す。

第IV章では、沿海発展戦略の先進地域である広東省・東莞市を取り上げ、その仕組みや方法、問題点および対応策を明らかにすることにより、天津市の電子産業の発展に応用できる道筋を探る。まず、目的や背景を述べる。次に、東莞市の経済発展のための方策を、先行研究に基づいて捉える。また、東莞市と

その産業の概要を通じ、当市における製造業の特性について考察する。これに加え、日系企業を中心としたアンケート調査および2社（現地企業1、日系企業1）へのヒアリング調査を分析・考察する。最後に、本章の分析を通じ分かったこと、さらにこれを踏まえ、今後の経済発展の展開のあり方を示す。

第V章では、日本における地域産業政策、とりわけ中小企業政策の実施状況（国と地方の連携・協働、大企業と中小企業の相互関係など）および今後のあり方を考察し、天津市における産業振興政策への効果的な方策として応用できる道筋を探る。まず、地域経済を発展するには、地方主導による地域産業政策・中小企業政策が重視されるようになった経緯を理解するため、1990年代までの国主導による産業政策・中小企業政策の役割を確認する。次に、中小企業政策の位置づけを確認する。また、「中小企業高度化事業」や「企業立地促進法」（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律。2007年5月、法律第40号；2014年3月改正、法律第10号）を活用した事業を例として、国と地方の連携・協働の重要性について述べる。これに加え、産業組織的政策の視点から大企業と中小企業の相互関係を確認する。最後に、地域における戦略的中小企業政策の展開のあり方を示す。

そして、終章においては、これまでの研究結果を確認し、天津市の持続的発展のための産業振興政策を明らかにする。また、天津市政府自らが産業政策・中小企業政策を策定する際、注意すべき点および諸課題についても検討する。



図序－2 環渤海経済圏の地理的位置

出典：JETRO『ジェトロセンサー』2005年2月号、p6。



図序－3 天津濱海新区の地理位置

出典：ジェトロ(2010)、p35より作成。

## 注

- 1) 中国国家统计局『中国統計年鑑 2014』中国統計出版社、p53、2014 を参照。
- 2) 鶴見（1996）は、内発的発展とは、目標において人類共通であり、目標達成への経路と創出すべき社会のモデルについては、多様性に富む社会変化の過程である。共通目標とは、地球上すべての人々および集団が、衣食住の基本的要求を充足し人間としての可能性を十全に発見できる、条件を作り出すことである。それは、現存の国内および国際間の格差を生み出す構造を変革することを意味すると指摘している。また、西川（2004）は、内発的発展とは、各地域固有の資源をベースとして、それぞれの地域の固有伝統、文化に基づきつつ、地域住民の主導により進められる発展パターンを指すと指摘している。
- 3) 環渤海経済圏は中国東部沿海地域の北部に位置し、狭義では、北に遼東半島（主に遼寧省）西に京津冀（北京市、天津市、河北省）、南に膠東半島（主に山東省）に囲まれている臨渤海地帯である。広義では、山東省全域および内モンゴルの中東部の5省2市（遼寧省、河北省、山東省、山西省、内モンゴル、北京市、天津市）を含む地域を指している。
- 4) 天津濱海新区は、塘沽区、漢沽区、大港区、天津経済技術開発区、天津港保税区、天津港区および東麗区、津南区の一部によって構成されている。
- 5) 天津市統計局『2011年 天津市国民経済和社会發展統計公報』、2012 を参照。
- 6) 裾野産業の明確な役割について、馬場（2010）は、ピオリ・セーブルとポーターが的確に指摘していると言及している。具体的に、ピオリとセーブルは大量生産と大企業体制の限界を指摘し、裾野産業に多く見られるような小規模企業でも柔軟な専門性など、ある条件を備えれば地域や国の産業競争力に大きく寄与する。またポーターは、裾野産業が国の競争優位を規定する重要な4要素の一つである（p304）。
- 7) 東莞市統計局『東莞統計年鑑』中国統計出版社、2011～2013 を参照。
- 8) 伊藤ら（1988）は、産業政策を、一国の産業間の資源配分、または特定産業間の産業組織に介入することにより、その国の経済厚生に影響を与えようとする政策であるとする。具体的には、①一国の産業構造に影響を与えようとする政策。②技術開発や情報の不完全性などに伴う市場の失敗を是正する諸

政策。③個別の産業組織に行政的に介入し、経済厚生を高めようとする政策。

④経済的な根拠というよりむしろ、主として政治的要請に基づいてとられる政策。また、河藤（2008）は、自由競争を前提とした市場メカニズムが健全に機能し、企業が自律的に事業活動を展開できるよう、国や自治体、またはそれに準ずる公的主体が一定の限度において規制や支援策を講じるのが産業政策であるとする。

9) 山崎（2003）は、地域産業政策を「ミクロ経済政策」と捉えており、「地域、企業、農業、製造業、サービス業の競争力を強化するためのミクロ経済政策、つまり地域産業政策が求められる」とする。また、伊藤（2004）は、「地域自立のため経済面での自立型運営を求めるのであれば、地域特性に合った、他地域に勝る産業振興手法を開発しなければならない」と指摘している。

10) 1953年から始まった五ヵ年計画は、5年ごとに全国人民代表大会で決定され、国務院（最高意思決定機関）の直属機関が制定し、国の主な経済・金融政策等に指針を示すものである。

## 参考文献

馬場敏幸「裾野産業（サポーターティング・インダストリー）の役割と産業競争力への貢献」研究・技術計画学会『研究技術計画』、第24巻第4号、pp.302-308、2010

国務院発展研究中心企業研究所『中国企業発展報告 2012』中国発展出版社 2012

橋田坦（1997）「中国における産業政策の展開」『東北大学院 国際文化研究科論集』第5号、pp93-119

今井健一「第4章：中国の地方分権型産業政策」丸川知雄編『移行期中国の産業政策』日本貿易振興会 アジア経済研究所、2000

伊藤正昭「地域経済を支える地域産業の活性化：新しい地域産業政策パラダイム」（解説）財団法人、自治研修協会『月刊 自治フォーラム』、pp4-10、2004

伊藤元重・清野一治・奥野・正寛・鈴木幸太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988

金崎孝之「第3章 地域における戦略的な地域産業政策の展開：地域経営の視



- 点からの考察」植田浩史・立見淳哉編『地域産業政策と自治体：大学院発「現場」からの提言』創風社、2009
- 河藤佳彦『地域産業政策の新展開：地域経済の自立と再生に向けて』文真堂、2008
- 河藤佳彦「地域産業政策の現代的意義に関する考察」『地域政策研究』第16巻、第2号、pp21-39、2014
- 丸川知雄「第1章：中国の産業政策」丸川知雄編『移行期中国の産業政策』日本貿易振興会 アジア経済研究所、2000
- 向山英彦・佐野淳也「中国における外資政策の変化と外資企業の対応」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.7、No.26、pp17-53、2007
- 西川潤「内発的発展の理論と政策：中国内陸部への適用を考える」『早稲田政治経済学雑誌』No.354、pp36-43、2004
- 佐野淳也「三中全会から読み解く中国構造改革の方向性：権限見直しによる「小さな政府」への転換」日本総研編『JRI レビュー』Vol.3、No.13、2014
- 田中修『（検証）現代中国の経済政策決定：近づく改革開放路線の臨界点』日本経済新聞出版社、2007
- 天津統計局『天津統計年鑑2009』中国統計出版社、2009
- 鶴見和子『内発的発展論の展開』筑摩書房、1996
- 山崎朗「地域産業政策と地域・企業・産業の競争力」財団法人福岡県市町村研究所『福岡県市町村研究所研究年報』pp1-11、2003
- 巖善平「郷鎮企業の所有制改革の展開と評価」『中国経営管理研究』創刊号、2000
- 張忠任「中国の財政における予算外資金の改革と問題点」島根県立大学『総合政策論叢』第2号、2001
- Byrd,W & Q.Lin eds.(1990),*China's Rural Industry:Structure,Development, and Reform*,Oxford University Press,Oxford.
- Oi,J.C.(1992),“*Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China*”,*World Politics*,Vol.45,pp99-126

## 第 I 章 中国における中小企業への支援政策の現状と将来展望

本章では、天津市における産業振興方策を広い視野から把握するため、産業政策・中小企業政策<sup>1)</sup>の制定と運用で先導的な役割を行った国、特に日本の経験を参考にし、中国の中小企業への効果的な支援策を考察する。

### 1. はじめに

改革開放 30 年以來、中国の中小企業は、社会主義市場経済発展とともに著しい発展を遂げてきた。しかし、グローバル経済が発展している中、中小企業が直面している問題は益々多くなっている。すなわち、資金、人材、物、情報など様々な面で制約を受けている。このような条件の下で、大企業やグローバル企業と対抗し競争しても、勝てる余地は少ない。これらの問題を解決するため、関係する政府機関は様々な法律や政策措置を行ってきた。例えば、『中華人民共和国中小企業促進法』（2003 年 1 月）（以下「中小企業促進法」とする）の実施、「関与鼓励支持和引導个体私营等非公有制經濟發展的若干意見（個人及び私營企業の生成と発展の奨励など非公有制經濟（以下「民營經濟」とする）の発展に関する若干意見）」（2005 年 2 月）（以下「非公經濟 36 条」とする）を制定したうえ、具体的な施策も講じて中小企業の発展を促進しようとした。

中小企業の実態を把握するため、中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心が 2007 年から 2008 年までの間に、全国にある中小企業を対象としてアンケート調査を行った。その結果を「中国中小企業 2007 年度サンプル調査報告」<sup>2)</sup>にまとめており、その内容は、企業の従業員構成、経営状況、資産と融資状況、技術革新、官公需、従業員保障、市場環境、中小企業の主要な課題、法律と政策の 9 項目で構成されている。

上記の 9 項目のなかで、本論の趣旨である中小企業への支援政策の現状について、より多く反映している「市場環境」、「技術革新」、「法律と政策」の 3 項目に重点を置き、考察を進めることとする。

まず「市場環境」の項目においては、約 8 割の中小企業者が、社会支援体制（中小企業への支援を主とする）の強化を求めていると述べている。中小企業基本法の第 6 章では、社会支援体制を政府や地方公共団体などの営利・非営利

組織を通じて強化すべきだと述べていながら、多くの中小企業者がその恩恵を受けていないことが伺える。

次に「技術革新」の項目においては、多くの中小企業が支援政策を受けていないことが分かった。その要因をみると、「手続きの煩雑」や「利用コストが高い」などを挙げた企業が 44.4%、「その政策の有無を知らない」を挙げた企業が 25.1%、「政策自体の魅力が弱い」を挙げた企業が 16.1%、「政策の執行部門がその政策を実行していない」を挙げた企業が 10.6%である。また、研究開発と技術革新のプロジェクトについては、「政府の資金の支援を得た」企業は 33.3%、「資金の支援を得ていない」企業は 29.1%、「資金の支援を得たいと期待する」企業は 43.3%である。中小企業への支援政策を制定したものの、中小企業者は様々な理由でその恩恵を受けていないことから、政策の提供側は利用者側ニーズを反映した政策体系を策定する必要があると考えられる。

さらに「法律と政策」の項目においては、既に実行されている法律や政策に関する、中小企業者の認知度（表 I-1）や満足度（表 I-2）を通じ確認する。

表 I-1 から「中小企業促進法」及び「非公経済 36 条」、そしてこれらに関連する具体的な政策を「知っている」と回答した中小企業は約 4 割であり、「どちらとも言えない」及び「知らない」と回答した中小企業の割合は合わせて約 6 割であることが確認できる。上記の法律と政策は、中小企業を支援するうえに、最もベースとなる部分であるので、中小企業者（利用者側）の大部分が知らなければならない。利用者側は、まず関連する法律や政策、さらに具体的な施策を認知したうえで利用し、その結果、期待していた効果を得て初めて中小企業の支援策として有効性が認められる。

表 I-2 から、政策評価における満足度の高い項目は「税率引下げ」、「税収減免」、「技術革新の奨励」であり、この 3 項目は其々約 4 割を占めており、その他の項目は約 3 割を占めていることが確認できる。このことから、中国政府が支援策として、特に直接的な効果が大きいと考えられる各種の税金の優遇政策と中小企業の技術レベルのアップに力点を置いていると言える。一方、政策評価において、「どちらとも言えない」及び「満足しない」の割合を合わせると約 6～7 割である。

表 I -1 中小企業を支援する法律と政策に関する認知度

法律と政策	認知度		
	知っている (%)	どちらとも言えない (%)	知らない (%)
中小企業促進法	42.7	33.4	23.9
具体的な政策	39.6	27.7	32.7
“非公経済” 36 条	35.3	28.9	35.8
具体的な政策	36.1	25.6	38.3

資料：中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心『中国中小企業藍皮書—現状と政策（2007－2008）』中国發展出版社、2008 より作成。

表 I -2 中小企業の政策執行状況に関する評価

具体的な 施策	満足度		
	満足する (%)	どちらとも言えない (%)	満足しない (%)
税率引下げ	39.2	34.6	26.2
税収減免	38.2	36.2	25.6
償却率引上げ	31.8	47.6	20.7
雇用補助金	28.3	39.1	32.8
研究開発補助金	28.3	39.9	31.8
輸出補助金	28.7	45	26.3
融資担保	29.9	34.3	35.8
貸出の利息還元	28.6	37	34.4
政府の低利融資	30	33.4	36.7
リスク投資	26	46.7	27.3
技術革新の奨励	38.5	40.1	21.3
直接融資の奨励	29.5	47.4	23

資料：表 I -1 と同じ。

以上のことから、国で策定した法律や政策は、中小企業者の立場からみると、その充実度、利用度、認知度、満足度は決して高いとは言えない。中小企業に関する法律や条例、政策は官主導で策定されるが、これを真に中小企業者の役に立つものとするためには、中小企業支援体制の整備と支援機関相互の協力や明確な役割分担が必要であると考えられる。

このような現状を踏まえ、本論では産業政策・中小企業政策の制定と運用で先導的な役割を行った国、特に日本の経験を参考にし、中国の中小企業への効果的な支援策を探っていく。

## 2. 中国の中小企業に関する産業政策の現状と発展

前節では、現在実施されている法律や政策に対する中小企業者の評価が高くないことが確認できた。これを踏まえ、より有効な中小企業政策を策定するために、今日の中小企業の発展状況や実施されている法律や政策の具体的な内容の確認は必要不可欠である。

### (1) 中小企業の発展状況

企業資産の所有形態の違いにより、中小企業は国有、集体、個人及び私营（民营）、三資の企業に分けることができる<sup>3)</sup>。また、中小企業の発展過程は、大きく計画経済期と改革開放期の二つの時期に分けることができる。

#### a. 計画経済期（1949～1977年）

この時期の経済発展における国の役割は非常に大きかった。国は企業の「資」（資本主義）か「社」（社会主義）の名称づけだけを重視し、国民経済の急速な回復のため、重工業と大プロジェクトに優先的に資源配分を行った。この時期においては、国有中小企業を除くと、中小企業の基本形態は旧人民公社に所属する社隊企業<sup>4)</sup>だけであった。

また、この時期をより細かく3段階に分けることができる。第1段階は建国初期と大規模社会主義改造の時期（1949～1957年）であり、この期間中、国有中小企業、集体の合作社企業が発展した。また、民族資本主義の商工企業が回復と発展を実現し始めた時期でもある。第2段階は大躍進の時期（1958～1965年）であり、この期間中、人民公社・生産大隊（社隊企業の前身）を主た

る組織とする小企業が多く設立された。また、生産の組織形態と規模は生産力の発展水準と大きく乖離し、資源配分で大混乱が生じた時期でもある。第3段階は文化大革命の時期（1966～1976年）であり、この期間中、社隊企業は飛躍的な発展を遂げ、改革開放後、多くの社隊企業が郷鎮企業として活躍した。

#### b. 改革開放期（1978年～今日）

中国の経済全般の動向を研究・分析する際、多くの研究者はしばしばこの時期を分析期間として捉える。この時期の国民経済は、量的拡大から質的生産型へと転換しており、国際分業への参与や積極的な外資利用を通じ飛躍的な発展を遂げた。この時期は、さらに2つの段階に分けることができる。第1段階は1978～1991年であり、この期間中の特徴は、農民たちが次々と郷鎮企業を興すことにより中小企業が大量に増え、今日の多様な中小企業の形態まで発展する契機となった。第2段階は1992年～今日であり、この期間中に、中国は資源配分の基礎的なメカニズムとして市場経済体制を構築しただけではなく、非公有制経済を社会主義市場経済の重要な構成要素として捉え、労働に応じた分配を主とする様々な経済形態が共存する経済であることを明確に示した。また、この段階の中小企業は地域及び部門での分布も合理的であり、経営方式も徐々に規範化された。さらに、企業内分業や企業間分業が進んでおり、競争力を持つ企業へと変身しつつある。

### (2) 中小企業政策の現状

中小企業政策を策定するためには、中小企業の定義を明確にする必要がある。中小企業の定義の基準設定は何度も修正されたが、現在施行中の基準は、2003年に制定された『中小企業標準暫行規定』（2011年に改訂<sup>5)</sup>）に準じたものである。この基準は、従業員数、売上高、資産総額3指標を根拠とし設定された。具体的な分類方法は以下のとおりである（表I-3）。

表 I -3 統計上における大中小型企業の区分標準 (2003)

業種	指標	大型	中型	小型
工業	・ 従業員数 (人)	2,000 ≥	300 - 2,000 以下	300 以下
	・ 売上高 (万元)	30,000 ≥	3,000 - 30,000	3,000 以下
	・ 資産総額 (万元)	40,000 ≥	以下 4,000 - 40,000 以下	4,000 以下
建築業	・ 従業員数 (人)	3,000 ≥	600 - 3,000 以下	600 以下
	・ 売上高 (万元)	30,000 ≥	3,000 - 3,0000	3,000 以下
	・ 資産総額 (万元)	40,000 ≥	以下 4,000 - 4,0000 以下	4,000 以下
卸売業	・ 従業員数 (人)	200 ≥	100 - 200 以下	100 以下
	・ 売上高 (万元)	30,000 ≥	3,000 - 30,000 以下	3,000 以下
小売業	・ 従業員数 (人)	500 ≥	100 - 500 以下	100 以下
	・ 売上高 (万元)	15,000 ≥	1,000 - 15,000 以下	1,000 以下
運輸業	・ 従業員数 (人)	3,000 ≥	500 - 3,000 以下	500 以下
	・ 売上高 (万元)	30,000 ≥	3,000 - 30,000 以下	3,000 以下
郵便業	・ 従業員数 (人)	1,000 ≥	400 - 1,000 以下	400 以下
	・ 売上高 (万元)	30,000 ≥	3,000 - 30,000 以下	3,000 以下
宿泊業・飲食サ ービス業	・ 従業員数 (人)	800 ≥	400 - 800 以下	400 以下
	・ 売上高 (万元)	15,000 ≥	3,000 - 15,000 以下	3,000 以下

資料：表 I -1 と同じ。

以下では、様々な中小企業政策を策定する時、その根拠や基本となる3つの法律や政策について確認する。

a. 「関与奨励和促進中小企業発展若干政策意見（中小企業の発展を奨励し促進することに関するいくつかの政策意見）」（2000年8月）（以下「政策意見」とする）

政策意見は、改革開放以来、初めて公布された中小企業の発展を奨励・促進する総合的な政策文献であり、これがその後の中小企業政策体系を形成する基礎となった。主な内容は次のとおりである。①構造調整を積極的に行う（政策対象の多層的把握）。②技術革新を奨励する。③財政や税金による政策的支持を拡大する。④多様な融資方法を構築する。⑤信用担保制度の枠組みの形成を急ぐ。⑥社会支援体制を十分に整える。⑦公平競争ができる外部環境を整える。⑧各行政機関のリーダーシップ力を強化する。

b. 中小企業促進法

中小企業促進法は中小企業政策の理念法として捉えることができる。全体は7章45条で構成され、概ね以下のとおりである。

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 資金支援（第10条—第21条）
- 第3章 創業支援（第22条—第28条）
- 第4章 技術革新（第29条—第31条）
- 第5章 市場開拓（第32条—第37条）
- 第6章 社会支援（第38条—第43条）
- 第7章 附則（第44条、第45条）

この法律の目的は、中小企業が、その経営環境の改善及び健全な発展の促進、都市と農村の雇用機会を確保し、国民経済並びに社会発展における重要な役割を果たすための方策を提供するものである。



### c. 非公経済 36 条

この法律の内容が 36 条に分けられていることから、非公経済 36 条と呼ぶことになった。この法律により初めて、個人及び私営企業などの民営企業が、法律上で国有企業と同等の権利や待遇を受けることが認められた。非公経済 36 条は、その内容を主に 7 つの点に要約できる。

①民営経済の市場参入の公平性を確保する。②民営経済への財政・税金・金融支援を強化する。③民営経済に対する社会支援体制を整える。④民営企業の利益及び従業員の権益を保護する。⑤民営企業自らの能力を改善する。⑥民営経済への監視制度と管理方法を改善する。⑦民営経済への指導を強化する。

### (3) 中小企業支援体制の現状

#### a. 中小企業支援体制に関連する法律

中国政府は、1990 年代に入って中小企業支援体制の整備の重要性を認識し、その具体的な方法や手段を探り始めた。具体的には、「関与培育中小企業社会化服務体系若干問題的意見（中小企業支援体制の整備に関する若干問題の意見）」（2000 年 4 月）、政策意見、中小企業促進法、非公経済 36 条など、様々な法律を制定し、中小企業支援体制の整備や発展を促進した。

#### b. 中小企業支援機構の創設

先進国における中小企業支援体制に関する研究を重ねた結果、各地域では地方政府の主導で様々な中小企業支援機構が創設され始めている。例えば、上海市の政府は、先進国の経験を踏まえ、様々な分野の専門家 36 人を招き、非営利組織である「中小企業家諮詢団（中小企業専門家コンサルタント組織）」を作った。また、広東省・深圳では、政府の主導で「深圳生産力中心」の支援機構を作り、中小企業に対する技術支援や情報提供を行っている。この他、非政府や非営利組織としては、「業種協会」、「企業連合会」、「大学培訓中心（大学コンサルタント中心）」、「志願者組織」などが存在する。しかし、これらの非営利組織は、運営資金の不足や運営側の認識不足などで、有効な支援活動を殆ど行っていないのが実態である。

上記のように、政府は関連する法律を作り、中小企業支援体制の整備や発展を促進しようとし、各地の政府もそれに応え様々な支援機構を作り、支援活動

を行っている。しかし、中小企業支援機構の大部分は政府により運営されているので、中小企業者のニーズを的確に反映した支援活動が行えるとは考えにくい。

### 3. 日本の中小企業に関する産業政策の現状と発展

中国における新たな中小企業政策の方向性を探るために、中小企業政策の体系が比較的整えられており、その運用・実績の面でも大きな成果を上げている日本の実態について考察する。

#### (1) 中小企業の発展状況と問題点

中小企業政策を有効に実行するためには、今日の中小企業の発展状況と問題点を的確に把握する必要がある。この点について、清成（2009）は、「中小企業政策の策定にあたっては、政策対象としての中小企業の選定や解決すべき中小企業の問題の明確化が、非常に重要である」と指摘している。伊藤（2011）は、中小企業の発展状況と問題点を4段階に分けて述べている。すなわち、戦後復興から1950年代、高度成長時代、安定成長期、転換期の中小企業である。具体的には、以下のとおりである。

##### a. 戦後復興から1950年代（1945～1954年）

第2次世界大戦後、日本の産業は壊滅状態にあり、乏しい資源を特定産業に集中して利用する傾斜生産方式が採用された。この政策には一定の評価がなされているが、しかし、終戦後の混乱のなかで生まれた多数の中小企業にとっては、資金や資源が不足するという問題が深刻化した。その後の朝鮮戦争によるいわゆる特需景気によって中小企業も一息つくが、その後の反動のなかで売上の不振、資金調達難が再び深刻になった。こうした状況のなかで、大企業は生産能力不足の補完と競争力強化のためのコストの削減の必要が強まり、さらに景気変動にともなうリスク分散をはかるため部品や半製品の外注を一般化し、下請け取引形態が多く産業で広がった。戦前からみられた下請制がこの時期に復活し、下請形態の普及によって中小企業は急増したのである。また、戦後の中小企業問題は、1950年代を通して金融問題の深刻化と問題を内包する下請制の復活と普及に集約することができる。

#### b. 高度成長時代の中小企業（1955～1972年）

この時期の特徴は、戦後復活した下請分業構造が低コスト生産のメリットを活用した役割分担構造にとどまらず、技術を軸とした分業関係に変質したことである。親企業から下請企業への管理機能の委譲が進み、高度成長前期から後期にかけて、下請企業への重層化であるピラミッド構造が形成されたと考えられる。

#### c. 安定成長期の中小企業（1973～1984年）

1973年のオイル・ショックを機に高度成長は終わり、安定成長、低成長期に入った。この時期は大企業が下請企業に発注していた外注を内製に切り替え、大企業が従来の中小企業分野へ進出し、大企業と中小企業が競合するケースが多くなった。こうした背景のなかで大規模小売店舗の出店を規制する「大規模小売店舗法」や中小企業分野への大企業の進出を抑制する「分野調整法」などが成立した。

#### d. 転換期の中小企業（1985年～今日）

1985年のプラザ合意が行われ急激な円高となり、翌年には円高不況となったものの、これまでの輸出主導型の経済体質を内需主導型に転換する過程で、経済政策の失敗からバブル経済に入った。円高で人件費コストが大幅に上昇したため、多くの大企業は生産力を海外に移転した。そのため多くの下請企業も仕事を失うことになった。高度成長期に形成された下請分業構造は、生産工程の複雑化や加工の高度化などを反映してレベルを高めたが、親企業の海外進出などから生まれるリスクを分散するために脱下請を目指す中小企業が多くなった。

バブル経済の崩壊による日本経済の活性化を図る担い手として、中小企業の活力に強く依存するようになったが、中小企業部門をみると、新陳代謝機能の健全性の有力な指標となる新規創業数が著しく減少していることから、日本経済の構造調整と活性化の手段として中小企業数をいかに増やしていくかが大きな課題になっている。1995年には「中小企業創造活動促進法」、98年にはテクノポリス法を吸収して「新企業創出促進法」が制定され、中小企業技術革新制度（SBIR）などを具体化した創業支援、ベンチャー企業創出が中小企業政策の重要な柱に位置づけられたのはこのためである。

## (2) 中小企業政策の現状

中小企業政策は産業政策の一部であることから、まず産業政策の意義や中小企業政策の意義、相互間の関連性についてみることにする。

河藤（2008）は、企業が直面した困難を克服し自立性を持って成長していきえるようにするため、公共やそれに準じる主体が一定の限度において支援策を講じる役割を担うのが産業政策である。すなわち、自由競争を前提とした市場メカニズムが健全に機能し、産業全体、ひいては経済全体が望ましい方向に発展していきえるよう、規制や支援を行っていくのが産業政策である。また中小企業政策は、産業分野を横断した政策領域である。産業政策の中で中小企業という捉え方が必要となる理由としては、①規模の中小性：数多くの参入企業との競争と専門化が必要であること、②中小企業の経営組織の独自性：顔の見える機動性と柔軟性のある組織であること、③外部資金調達面での制約：大企業との競争上の不利といったことが挙げられると指摘している（pp12-14）。

日本における中小企業政策の歴史は古く、政策も体系的に展開され諸外国からの評価も高い。中小企業基本法や関連法律において、政策対象資格を明確に限定する必要から、各法律により適用対象の中小企業の範囲を定めている。

ここでは、まず中小企業者の範囲の基準を述べ、現行の中小企業政策の基本理念をうたった法律である「中小企業基本法」（1963年7月20日法律第154号）と実体法である「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（1999年3月31日法律第18号）（以下「中小企業新事業活動促進法」とする）の内容を確認することとする。

### a. 中小企業者の定義

中小企業基本法によると、中小企業者の範囲の基準は、従業員と資本金を基に規定されている。具体的には、以下のとおりである。

表 I -4 中小企業者の範囲の基準

	従業員	資本金
製造業、建設業、運輸業、その他の業種※	300 人以下	3 億円以下
卸売業	100 人以下	1 億円以下
サービス業	100 人以下	5 千万円以下
小売業	50 人以下	5 千万円以下

注：※その他の業種には、卸売業、小売業、サービス業を含まない。

出所：中小企業基本法（1963 年 7 月 20 日法律第 154 号）より作成。

#### b. 中小企業基本法（1963 年 7 月 20 日法律第 154 号）

中小企業基本法は中小企業政策の理念法として捉えることができる。旧中小企業基本法は 1963 年に制定され、その後の中小企業政策は、取り巻く環境の著しい変化を受けて大きく変容し、それを総合的に反映したものが 1999 年に改正された新しい中小企業基本法である。

中小企業基本法は 4 章 32 条および附則で構成されており、概ね以下のとおりである。

#### 第 1 章 総則（1 条—11 条）

#### 第 2 章 基本的施策

第 1 節 中小企業の経営の革新及び創業の促進（第 12 条—第 14 条）

第 2 節 中小企業の経営基盤の強化（第 15 条—第 23 条）

第 3 節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第 24 条）

第 4 節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第 25 条・第 26 条）

#### 第 3 章 中小企業に関する行政組織（第 27 条）

#### 第 4 章 中小企業政策審議会（第 28 条—第 32 条）

#### 附則

この法律の目的は、中小企業に関する施策について、その基本理念・基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国および地方公共団体の責務等

を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展および国民生活の向上を図ることを目的とする<sup>6)</sup>。

この法律の基本理念は、中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものである。(中略)独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない<sup>7)</sup>。

すなわち、新しい中小企業基本法の基本理念は一言で要約すると、独立した中小企業の多様で活力ある成長発展であり、中小企業に期待される役割は、①新たな産業の創出、②市場競争の促進、③就業機会の増大、④地域経済活性化である。

#### **c. 中小企業新事業活動促進法（1999年3月31日法律第18号）**

中小企業新事業活動促進法は、経営革新の支援、創業支援・新規事業展開のための総合的な支援制度であり、概ね以下のとおりである。

##### 第1章 総則（第1条—第3条）

##### 第2章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第4条—第8条）

##### 第3章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

###### 第1節 経営革新（第9条・第10条）

###### 第2節 異分野連携新事業分野展開（第11条・第12条）

###### 第3節 支援措置（第13条—第16条）

###### 第4節 支援体制の整備（第17条—第21条）

##### 第4章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

###### 第1節 新技術を利用した事業活動の支援（第22条—第27条）

###### 第2節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第28条—第34条）

###### 第3節 雑則（第35条）

##### 第5章 雑則（第36条—第41条）

##### 第6章 罰則（第42条）

##### 附則

この法律の目的は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする<sup>8)</sup>。

新しい中小企業基本法とともに、中小企業新事業活動促進法が同じ年に制定されたことで、中小企業政策には大きな方向転換をもたらした。これからも中小企業政策は、取り巻く経済環境の変化に応じ修正されるが、理念法としての中小企業基本法の重要度については、今後も変わらないものと考えられる。

### (3)中小企業支援体制

中小企業を取り巻く経済環境は、経済活動のグローバル化の進展や経済構造のサービス化の進展、顧客ニーズの高度化・多様化等を背景に、大きく変化してきた。中小企業の支援機関による支援事業の核心も、従来のハード面の資源（設備）からソフトな経営資源にシフトしつつある。また、「自助努力を支援」し「競争条件を整備」することを目標とする国の国策として、中小企業内部におけるソフトな経営資源の充実強化を図るとともに、中小企業が容易に外部経営資源を活用できるような環境整備を進めることが必要であると考えられる。

中小企業庁（1999）によると、ソフトな経営資源の充実強化のための支援事業として、①中小企業者に対する経営の診断・指導、②中小企業者とその必要とする経営資源を有する者との連携の促進、③技術指導、技術指導に必要な試験研究、技術開発支援、④創業を意図する者に対する円滑な創業に必要な指導・助言、⑤中小企業者、創業を意図する者、支援担当者に対する研修又は講習、⑥情報収集、調査、研究とその成果の提供、⑦その他上記に関する事業、が含まれていると指摘している（p118）。

中小企業の支援機関としては、国、都道府県、中小企業振興公社、公設試験研究機関、中小企業地域情報センター、中小企業団体中央会、商工会・商工会議所等、極めて多岐にわたっている。多様な支援機関の存在は望ましいことであるが、各支援機関の支援事業の重複など役割分担の不明確化は、かえって中

小企業者にとって利用しにくい面があると考えられる。中小企業政策の有効性を高めるためには、これらの支援機関の役割分担を明確にする必要がある。中小企業庁（1999）は、各支援事業実施機関の役割を、次のようにまとめている（表 I -5）。

表 I -5 各支援事業実施機関の役割分担

支援機関	役割分担
① 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援事業団体の企画・立案（基本企画の策定）</li> <li>・ 都道府県、中小企業事業団等への財政的支援</li> <li>・ 都道府県、中小企業事業団等による事業の事後評価</li> <li>・ 通算産業局を通じた広域的な支援事業の実施</li> </ul>
② 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援事業の企画・立案（都道府県計画の策定）</li> <li>・ 域内の支援事業実施機関への財政的支援</li> <li>・ 域内の支援事業実施機関による事業の事後評価</li> </ul>
③ 支援事業実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術指導、技術指導に必要な試験研究（公設試）、技術開発支援</li> </ul>
a. 国のレベル：主として中小企業事業団（先導的な役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の支援事業のうち、全国的な視点に立つて行うべき事業、内容・規模等から見て他の支援事業実施機関では実施困難な事業を実施</li> <li>・ 他の支援事業実施機関に協力</li> </ul>
b. 都道府県のレベル：指定法人（地域における中核的な役割）（中小企業振興公社を想定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の支援事業実施機関との密接な連携を通じ、上記の支援事業に掲げるすべての事業（③を除く）を総合的に実施</li> </ul>
c. 市町村のレベル：商工会・商工会議所（地域における基礎的な役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模事業者に対し、上記の支援事業に掲げるすべての事業（③を除く）を実施。ただし、③については、公設試、指定法人等の協力を得て、窓口機能を果たす。</li> </ul>
d. 中小企業団体中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記支援事業のうち、②中小企業者とその必要とする経営資源を有する者との連携の促進（組合設立のための指導等）を実施。ただし、中央会の指導事業については、近年における中小企業者の組織化ニーズの変化を踏まえ、中長期的観点からそのあり方について検討すべきである。</li> </ul>

資料：中小企業庁『中小企業政策の新たな展開—中小企業政策研究会最終報告より—』同友館、1999より作成。

#### 4. 地域密着型の支援機関

前節で分かるように、中小企業の支援機関として様々な組織が存在しており、その主な役割も多岐にわたっているが、特に地域に根付いた支援機関の商工会議所は、地域の中小企業に最も身近な存在であることから、その役割は大きく期待されると考えられる。商工会議所の具体的な役割、活動状況を把握するために、八尾商工会議所を事例として考察することとする。



八尾商工会議所は、市内の商工振興の拠点となる八尾市立中小企業サポートセンターと市の産業政策課とともに同じ建物内に所在し、市との連携による中小企業支援のワンストップサービス化を目指すなど、全国の商工会議所の中でも先駆的な取り組みを試みている。

まず、八尾商工会議所の概略、趣旨や目的を述べ、次に本商工会議所の『平成 24 年度 事業実績報告書』に基づいて事業内容を確認し、その支援事業活動の有効性について検討する。

### (1)八尾商工会議所の概要とその目的

八尾商工会議所は大阪府八尾市清水町に所在しており、1949年（昭和24年）に設立され、職員数（うち経営指導員数）は20名（13名）で構成されている組織である。八尾市の事業所数は12,807（2006年度）であり、そのうち小規模事業所数は9,834（2006年度）であり、会員数（組織率）は3,032（23.7%、2013年3月31日現在）である<sup>9)</sup>。

商工会議所は商工会議所法に基づいて運営され、非営利性、公益性、不偏性を原則とし、零細企業から大企業までを包括した日本の唯一の総合経済団体である。八尾商工会議所は、事業規模の大小や業種を問わず、八尾市内で事業を営まれる方が会員となって、地域が抱えている問題の解決や、地域の振興・改善を図るため、関係行政機関などに意見や要望の申し入れを積極的に行い、地域経済の発展や社会福祉の増進に貢献している。

### (2)八尾商工会議所の支援事業

八尾商工会議所の『平成 24 年度 事業実績報告書』によると、支援事業は大きく3つに分けられている。具体的な支援事業内容とその効果を述べる前、全体の事業の目標を確認する。その内容は、以下のとおりである。

「八尾市内の小規模事業者が抱える課題の把握と解決、施策のPR・情報提供を継続的に行いながら、企業カルテ政策・サービス提案を進め、付随サービスや施策の活用などを推進する。また大阪東部エリアの他商工会議所・商工会との広域連携による展示商談会の開催により、ものづくり企業のビジネスマッチング促進を図るとともに、ものづくり技術に関するセミナーの開催により、も

のづくりの向上を支援する。さらに海外取引に関するセミナーの開催、関係支援機関との橋渡しなど、中小企業の海外展開に向けた取組みを支援する。このほか、消費者の購買意欲を高めることで、市内商業の活性化に資する商業イベント「八尾商業祭り」、「100円商店街」の開催支援などを通じて、地域商業のにぎわい創出にも取り組んでいく。地域活性化事業の推進にあたり、経営指導員間の連携、情報共有を図り、巡回・窓口相談とのリンクを強化することで、相談の効果、地域活性化事業の効果を高める」。

#### **a. 経営相談支援事業**

相談内容としては、受注の低迷や、それに伴う資金繰りに関するものが多く寄せられ、小規模事業者経営改善資金融資制度（以下「マル経融資」とする）については、前年を約1.4%上回る59件を推薦、その他公庫融資についても25件の斡旋を行うことができた。その他販路支援、創業相談、海外ビジネス支援についてもほぼ当初の目標値と近い成果を得ることができた。各支援の実施にあたっては、専門相談事業、国の中小企業支援ネットワーク強化事業との連携を通じて、経営指導員の知識強化、意識強化も図ることができた。

本事業では、最も成果を挙げたと言えるのが、マル経融資である。マル経融資とは、商工会議所や商工会などの経営指導（原則6ヶ月以上）を受けた者に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度である。中小企業は資金、人材、もの、情報など経営資源の調達・蓄積の面では、不利な状況に置かれているが、特に資金の調達の難しさが問題になると考えられる。中小企業にとっては、国の制度であるマル経融資が利用できることは大変望ましい。しかし、このような国の制度が整備されていても、中小企業者が認知し利用しなければ、その制度の存在する意義は疑問視される。八尾商工会議所は、地域の中小企業者のニーズに沿って、マル経融資制度の普及・利用を促進させ、多くの中小企業の資金調達問題を解決したことについては、その役割が大きかったと評価できる。

#### **b. 専門相談支援事業**

法律問題については、債権回収や取引にかかるトラブルなど；経営革新については、ビジネスプラン策定など；税務相談については、年末調整や確定申告など；そのほか労務問題、知的財産の問題、IT・パソコン活用など、高度な課

題や専門家によるアドバイスが必要である分野を重点的に支援し、ほぼ当初の目標値と近い成果を得ることができた。

本事業では、法律問題や経営革新の取り組み、労務問題など、中小企業にとっては日ごろの事業を運営する中、最も複雑で分かりにくい課題を解決した点が評価される。中小企業者の視点からみると、これらの問題は専門的な知識が必要な高度な課題・問題であり、かつその問題を解決するためには、高い利用料を払わなければならないのが現実である。八尾商工会議所は、経営指導員による日ごろの巡回、窓口相談などを通じ、適切なアドバイスを実施することで、中小企業者の課題解決を支援し、かつそのほとんどの業務は無料・低い利用料で提供している。中小企業者のニーズを最も理解している商工会議所こそ、このようなサービス、地道な努力を行うことができる。

### c. 地域活性化事業

当地域の特徴である高度な技術力を有するものづくり企業の PR と販路拡大支援、新たな取組みの促進、地域密着型小売店舗の支援を中心として進めた。八尾市産業を広く PR し、市内企業のビジネスマッチング促進を目指した展示商談会の開催、八尾市の地域資源を活かした商品の創出ならびに八尾ブランド化構築を目的としたイベント、ものづくり技術向上支援事業、海外取引支援事業などを行うことで、課題解決に向けて現状から一步前進させることに寄与した。

本事業では、八尾商工会議所が、八尾市の地域資源を活かした商品の創出並びに八尾ブランド化構築、当地域の特徴を活かした企業の PR や販路拡大支援など、様々な取組みを行ってきた。このように、地域に根付いた八尾商工会議所は、地域経済を活性化することを自らの役割・使命として認識していることが伺える。さらに、各方面の支援機関との連携を図りながら、中小企業者の課題を解決することに真摯に対応していることは、真に地域の中小企業の振興を優先に考えているものと評価される。

以上のように、八尾商工会議所は、創業から企業の経営に直面する様々な問題点まで広範囲に中小企業、特に小規模企業を対象として積極的な支援活動を行っていることが伺える。地域の中小企業にとり商工会議所は必要不可欠な存在であると考えられる。

## 5. 中国における新たな中小企業政策の方向性

中国政府は社会主義市場経済を唱えているが、その中身をみると資本主義市場経済に近いものであり、市場経済の原理の基ですべての経済活動が行われている。清成（2009）は次のように述べている。市場経済の基では、様々な中小企業問題が生ずる。そこで、市場の機能を補完し、競争力を有する中小企業を育成するために、中小企業政策が必要になる。したがって、中小企業政策は中小企業の競争力を強化し、市場経済の活性化を図ることを目的としている。競争を活発にすることによってイノベーションが生じ、ひいては経済社会全体が活力を有すると指摘している（p13）。第1節で見たように、中国政府も中小企業の経済全体における重要性を認識しており、関連する法律や政策を策定してきた。しかし、中小企業者はその法律や政策の恩恵を十分に受けているとは言えない。このような課題を解決するためには、中小企業政策の体系が比較的整えられていると考えられる日本の経験を踏まえ、その方法・手段を探る必要がある。

日本の経験からみると、有効な中小企業政策の実施には、中小企業支援体制の整備や支援機関相互の協力や明確な役割分担が大きな役割を果たしていると言える。そこで、中国の中小企業政策の有効性を高めるための方策として、次の4点が必要であると考えられる。

①政府と各地方政府、非政府・非営利の中小企業支援機関の連携を強化する。

中国は中央集権国であるため、各地方の行政機関は中央の行政機関の政策思想をそのまま受け継いでいる。すなわち「上意下達」のみであり、「下意上達」は殆ど行っていない。そして、非政府・非営利の中小企業機関は、国や地方政府の補助金をもらうために、条文通りのまま或いは限定的な施策しか行わないのが実情である。このように、政策や施策の提供者の間で積極的な連携を取らないと、策定した政策や施策が実際のニーズと乖離することが多い。また、積極的な連携の中で、各支援機関の明確な役割分担も非常に重要である。

②非政府・非営利の中小企業支援機関の数を増やす。

「中国中小企業 2007 年度サンプル調査報告」では、多くの事業主が国や各地方政府の施策の利用を、コストが多くかかることを理由に使用を諦めたと述べている。こうなると、元々利用できる政策・施策は形式に過ぎなく、実態のある効果を伴わないことになる。日本の中小企業政策が成功している大きな要

因は、中小企業振興公社、商工会議所、商工会など非営利の中小企業支援機関の役割が大きいと考えられる。中国においても、このような非政府・非営利の中小企業機関を増やし、中小企業者が施策を利用しやすい環境を整えておく必要がある。

③ 政府機関並びに非政府・非営利組織の政策・施策担当者の意識や能力を高める。

中小企業に関する法律や政策、具体的な施策がどれぐらいの効率性・有効性を発揮するかは、それ自体の完成度の高さに大きな関連はあるが、それを実行する担当者の能力が低いと、完成度の高い政策・施策でも、実施した効果は限定的である。このような事態を防ぐために、外部有識者や専門家を招いて、政策担当者の能力を高めるための講座や訓練を、定期的に行う必要がある。

④ 政策の評価システムを構築する。

実施した政策の評価を行うことは大変重要なことである。成功した政策に対する評価は必要であるが、失敗した政策についての評価も同様に必要である。そうしなければ、新しい政策を策定しても根本的な課題が解決されない。中国政府は定量データを使い、政策の提供者側の視点から様々な評価を行っている。例えば、中小企業に融資した金額、税金の補助・減免額、信用保証承諾金額などである。

政策の効率性・有効性を十分に評価するためには、政策の提供者側の視点に立った評価だけでは不十分であり、利用者側の視点に立った評価も大変重要である。例えば、定期的な施策利用者へのアンケート調査やヒアリング調査、各地方政府の政策担当者へのヒアリング調査などの方法が考えられる。

上記の4点は、有効な中小企業政策を実行するために、いずれも重要であり、必要不可欠である。特に②非政府・非営利の中小企業支援機関として、日本の商工会議所のような支援機関の役割が重要であると考えられる。第4節でも述べたように、商工会議所は中小企業者と最も身近な存在であり、地域の振興や中小企業の発展のため、様々な支援活動を真摯に行い、その成果も大きい。中国においても、商工会議所のような支援機関が必要であると考えられる。

## 6. 小括

地方政府に対する中央政府の行政権限が非常に大きな中国が、地方分権が進んでいる日本の中小企業政策をそのまま取り入れても大きな効果は期待できない。日本では中小企業政策における政府と地方公共団体の役割分担が比較的明確である。すなわち、国は基本政策のフレームワークの構築や施策メニューの提示を行うに留め、地方公共団体（都道府県や市町村）は地域における支援体制の構築、国の施策メニューの地域の実情に応じた選択を行っている。さらに、地方公共団体は独自の施策メニューを実施している。一方、中国では中央政府と各地方政府・非政府機関間の役割分担が明確でないだけでなく、策定した政策や施策はトップ・ダウンの形で実施されているので、それが各地域のニーズを反映したものになるには限界がある。

中小企業政策における政策課題は、時代によって、産業によって、規模によって異なるし、随時変更される。今日の中国は、中小企業に関する法律や政策の整備、施策の運用においては試行錯誤の段階であると言える。だからこそ先進国、特に日本のような運用・実績の面で大きな成果を上げている国の成功経験を踏まえ、自国の国情に合わせて必要な方法・手段をとり、有効な中小企業政策を展開する必要があると考えられる。

## 注

1) 清成（2009）は、中小企業政策の必要性について、次のように述べている。

市場経済の下では、様々な中小企業問題が生ずる。例えば、「大企業による不当な廉売」、「労働力確保難」、「融資困難（資金難）」などが挙げられる。そこで、市場の機能を補完し、競争力を有する中小企業を育成する政策が必要になる。それが、中小企業政策である。したがって、中小企業政策は中小企業の競争力を強化し、市場経済の活性化をはかることを目的としている。競争を活発にすることによってイノベーションが生じ、ひいては経済社会全体が活力を有するようになる。また、小野（1999）は、中小企業政策の産業政策的側面と社会政策的側面とを整理し、それぞれ次のような意義が認められると述べている。

### A.産業政策的側面

a.適正規模（静態的）としての中小企業に対する支援。 b.幼稚産業段階にあ

る企業／ベンチャー・ビジネスに対する支援。c.情報不足（ある種の経営力／企画力の不足を含む）に対する補完ないし誘導。d.産業インフラとしての中小企業（下請／部品生産構造、インキュベーター）の育成。e.経済活力としての中小企業（多産多死、小回り性等）の活用。f.大企業との取引における不利益の是正。g.過去における大企業を偏重した政策（傾斜生産方式／傾斜金融方式等）ないし社会制度に対する補正など。

## B.社会政策的側面

a.社会福祉政策面：零細生業者自身および中小企業で働く労働者の福祉向上。  
b.地域政策的側面：産地ないし商店街の活性化ないし衰退防止。c.社会不安除去：不況等に際しての倒産ないし失業激発業種の救済。d.外部性への配慮：環境汚染／災害発生の多い業種に対する指導など。

- 2) この調査は中小企業協会が中国の江蘇省、北京市、河南省、広東省、江西省の中小企業を対象として、アンケート調査を実施したものであり、有効回答数は640社である。また、主要な業種別で見ると、製造業が69.3%、卸売業・小売業が10.9%、建築業が5%である。
- 3) 集体所有制企業とは、企業資産が集体に帰属する企業であり、主として都市の集体所有制企業と郷鎮企業が含まれる。都市集体所有制企業は企業財産が企業職員の所有に属し、共同労働が実行され、労働に応じた分配を主体とする経済組織である。また、郷鎮企業は、農村集体経済組織あるいは農民投資を主体として、郷・鎮・村に所在し、農業支援の義務を引き受ける企業である。三資企業は、中国において外国企業が設立した合弁、合作、独資の3形態の企業を指す。
- 4) 社隊企業は、集体所有制企業と同等の意味として捉えることができる。
- 5) 李（2012）、pp23-26を参照。この改訂の詳細について、公開資料のみでは全体を把握することは困難である。ただし、旧『中小企業標準暫行規定』との大きな違いは2点あると考えられる。①業種の分類で「微型企業」の項目が追加されたこと。②分類標準の指標が緩和されたこと。例えば、新『中小企業標準暫行規定』では、工業の分類根拠を「従業員数」及び「売上高」2つの指標で規定することになっている。

- 6) 中小企業基本法（1963年7月20日法律第154号）、第1条。
- 7) 中小企業基本法（1963年7月20日法律第154号）、第3条。
- 8) 中小企業新事業活動促進法（1999年3月31日法律第18号）、第1条。
- [9\) 八尾商工会議所『平成24年度 事業実績報告書』、2013を参照。](#)

## 参考文献

- 伊藤正昭『新地域産業論』学文社、2011
- 河藤佳彦『地域産業政策の新展開—地域経済の自立と再生に向けて—』文真堂、2008
- 清成忠男『日本中小企業政策史』有斐閣、2009
- 西川博史・谷源洋・凌星光『中国の中小企業改革の現状と課題』日本図書センター、2003
- 小野五郎『現代日本の産業政策：段階別政策決定のメカニズム』日本経済新聞社、1999
- 李子彬『中国中小企業 2012 藍皮書』中国發展出版社、2012
- 中小企業庁『中小企業政策の新たな展開—中小企業政策研究会最終報告より—』同友館、1999
- [八尾商工会議所『平成24年度 事業実績報告書』、2013](#)
- 張浩川『中国中小企業の挑戦—「小さな」世界企業への道—』森山書店、2005
- 中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心『中国中小企業藍皮書—現状と政策（2007—2008）』中国發展出版社、2008

## 第Ⅱ章 天津市の経済・産業の概要



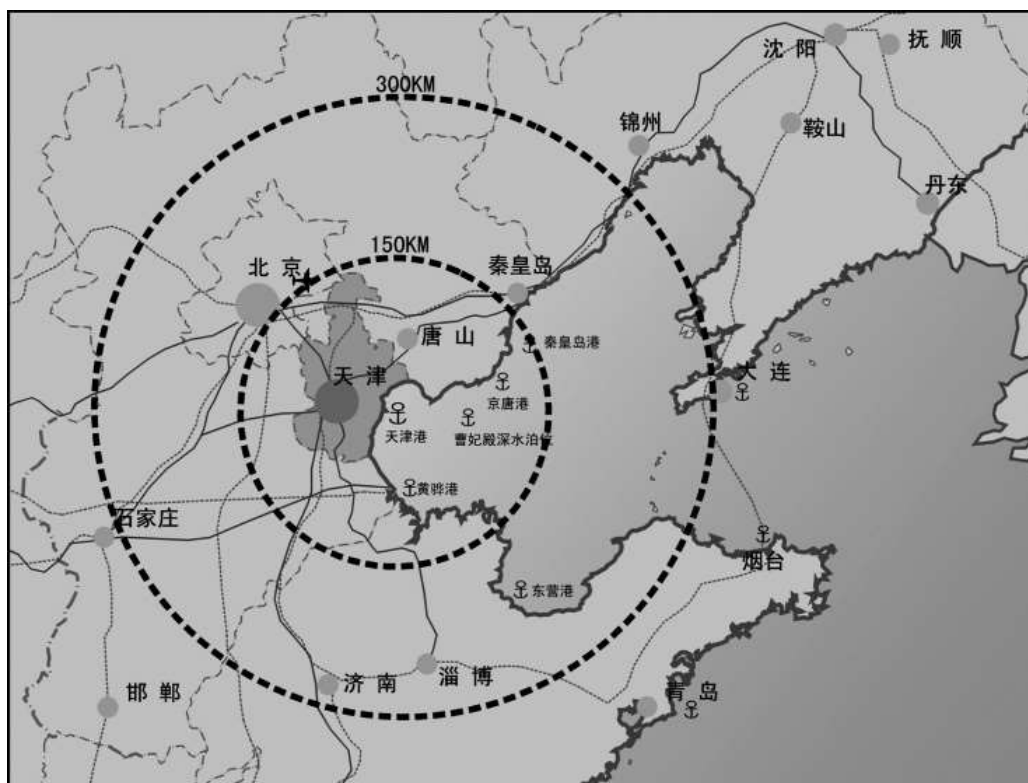
本章では、本論文を展開するうえでの基礎的かつ重要なデータとして、天津市の経済・産業、とりわけ製造業の発展状況や展望、天津市の位置付け、天津市の産業振興政策の現状などについて把握する。

## 1. 天津市の概況<sup>1)</sup>

### 1.1 地理的位置および行政区画（図Ⅱ－1）

天津市は、華北平原東北部、海河の下流域に位置している。東部は渤海に臨み、北部には燕山山脈に続く標高千メートル以上の山地がある。行政区域は市政府の所在地である和平区をはじめ、河東区、河西区、南開区、河北区、紅橋区、塘沽区、漢沽区、大港区、東麗区、西青区、津南区、北辰区、武清区、宝坻区、寧河県、静海県、薊県の15市轄区と3県からなる。面積は11,917km<sup>2</sup>（市街地面積641km<sup>2</sup>）であり、戸籍人口は約980万人で、常住人口は約1,228万人（2009年末）である。民族構成をみると、97.5%が漢民族で、ほかに回族、満州族、モンゴル族、朝鮮族などの少数民族となっている。また、日本との姉妹都市は、神戸市（1973年）、四日市（1980年）、千葉市（1986年）である。

天津市の行政級別としての位置付けは、北京市や上海市、重慶市と同じく政府直轄市（省と同格）で、2010年には中国国務院の全国城鎮体系規則によって、北京・上海・重慶・広州の4都市と共に国家5大中心都市として規定されている。今日の天津市は、中央政府から国有重工業企業改革のための近代化と外資誘致の重点地域として位置付けられている環渤海地域の経済的中心地となっており、かつての北京の補助都市としての性格から沿海工業や商業が栄える大都市へと成長・発展、中国北方最大の対外開放港を備えた地域となっている。



図Ⅱ－１ 天津市の地理位置

出典：天津市人民政府『天津市都市全体計画（2005－2020）』、2006。

## 1.2 立地条件

### 1.2.1 交通インフラ

#### (1)天津港

中国最大の人工港・天津港は、面積 200km<sup>2</sup>、74 か所のバースのうち 50 か所に 1 万トン級の船が停泊できる。特に、天津新港内は 10 万トン級の大型船舶の航行・停泊が可能となっている。また、市内を流れる海河は 5～7 千トン級の船舶が遡航可能である。

#### (2)鉄道・道路・空港

交通インフラが非常に発達している。中国北部最大の総合的貿易港である天津港、京哈（北京～ハルビン）線および京滬（北京～上海）線の 2 大幹線鉄道線路。また、天津濱海国際空港は設計旅客運送量が年間 1,000 万人、設計貨物運送量が 60 万トンで、華北地域で最大の航空貨物センターである。2010 年初め時点で、94 本の就航路線（国内 68 本、海外 26 本）が開通しており、62 の都市（国内 41 の都市、海外 21 の都市）と通航。高速道路は、京津塘（北京～天

津～塘沽)、京津(北京～天津)、津汕(天津～広東省汕尾)などがある。

### 1.2.2 豊富な天然資源<sup>2)</sup>

天津市は渤海湾沿岸に大港油田、渤海湾油田を有し、全国有数の石油・天然ガス産地となっており、長芦塩場は全国最大の塩の産地である。また、華北省、山西省および内モンゴルの合計 100 万 Km<sup>2</sup> の背後地を控えており、この地域は全国の 3/5 の石炭資源、1/6 の石油資源、1/7 の鉄鉱石資源を有している。

## 2. 天津市の経済・産業の発展

天津市は渤海湾に面する中国北方の対外開放の窓口であり、商業、貿易の盛んな地域である。「改革・開放」以降、商品取引市場が急拡大しており、近年では外資企業誘致による輸出加工型産業の発展を図ってきた。また国務院より「ハイテク先導の総合工業基地と開放的、多機能の経済センターと近代的な港湾都市」(1986 年)として位置付けられたことを契機に、天津市は新たな発展の時期を迎え、1995 年には天津市の工業生産高は北京市を約 292 億元上回る 2,230 億元に達し、対外貿易及び外資導入額も北方第 1 位に躍進する一方、GDP や財政収入額においても、北京市に次ぐ第 2 位となっている<sup>3)</sup>。

そして、2000 年代に入ると、WTO への加入(2001 年)、序章で既に述べた「意見」(2006 年)および「報告」(2007 年)などの恩恵をうけ、当市の GDP、産業構造、財政収支などは、著しい変化を見せている。以下では、具体的な統計データに基づいて考察する。

### 2.1 GDP の推移と産業構造の変化<sup>4)</sup>

GDP、GDP の成長率、産業別 GDP および 1 人当たり GDP を、表 II-1 に示している。2013 年の GDP は 14,370 億元であり、その成長率は 12.5% である。前年より成長率は若干下がっているが、近年の二桁の成長率を維持している。改革・開放したばかりの 80 年の GDP (104 億元) の約 138 倍であり、この 30 年余りの天津市の発展は極めて顕著であることを示している。また、1 人当たり GDP も堅調に伸ばしており、2013 年は 97,608 元/人である。

1980 年には第 2 次産業が GDP の 70% を占めていたが、第 3 次産業の比重が徐々

に高まっており、2013年には第2次産業が50.6%に対し第3次産業は48.1%と2.5ポイント差まで縮小している。2000～2013年の間、第3次産業は2008年の金融危機の年を除き一貫してGDPの4割以上を占めており、天津市の発展における役割は大変重要になっている。第1次産業はGDPに占める比重は小さいが、安定的な成長を維持している。

上記の各要素のより明確な推移を確認するため、図（Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4）に示した。ここでは近年である2000～2013年の期間を比較対象としている。

表Ⅱ-1 GDPの推移

年	GDP					1人当たり GDP (元)
	(億元)	成長率 (%)	第1次産業 (億元、%)	第2次産業 (億元、%)	第3次産業 (億元、%)	
80	104	10.0	7(6.3)	72(70.0)	25(23.7)	1,392
85	176	10.6	13(7.4)	114(65.0)	49(27.6)	2,198
90	311	5.4	27(8.8)	180(57.7)	104(33.5)	3,621
95	918	14.9	61(6.6)	501(54.6)	356(38.8)	10,281
00	1,639	10.8	73(4.5)	820(50.0)	746(45.5)	17,993
01	1,840	12.0	79(4.3)	905(49.2)	857(46.5)	20,154
02	2,023	12.5	84(4.1)	979(48.4)	960(47.5)	22,068
03	2,387	14.5	90(3.8)	1,212(50.8)	1,085(45.5)	25,874
04	2,932	15.7	102(3.5)	1,560(53.2)	1,269(43.3)	31,550
05	3,664	14.5	109(3.0)	2,050(55.9)	1,504(41.0)	35,457
06	4,338	14.4	119(2.7)	2,486(57.3)	1,732(39.9)	40,961
07	5,018	15.1	103(2.1)	2,891(57.6)	2,024(40.3)	45,829
08	6,354	16.5	123(1.9)	3,821(60.1)	2,411(37.9)	55,473
09	7,501	16.5	131(1.7)	4,110(54.8)	3,259(43.4)	62,403
10	9,109	17.4	149(1.6)	4,837(53.1)	4,122(45.3)	70,108
11	11,191	16.4	159(1.4)	5,878(52.5)	5,153(46.0)	82,616
12	12,885	13.8	172(1.3)	6,664(51.7)	6,049(46.9)	91,179
13	14,370	12.5	188(1.3)	7,277(50.6)	6,905(48.1)	97,608

注

1. GDPに占める各産業の数値および比率は、四捨五入したものであり、合計値が必ず100%になるとは限らない。

2. GDPの増減率はインフレ要素除いた実質増加率である。

出典：天津統計局『天津統計年鑑2014』中国統計出版社、2014より作成。

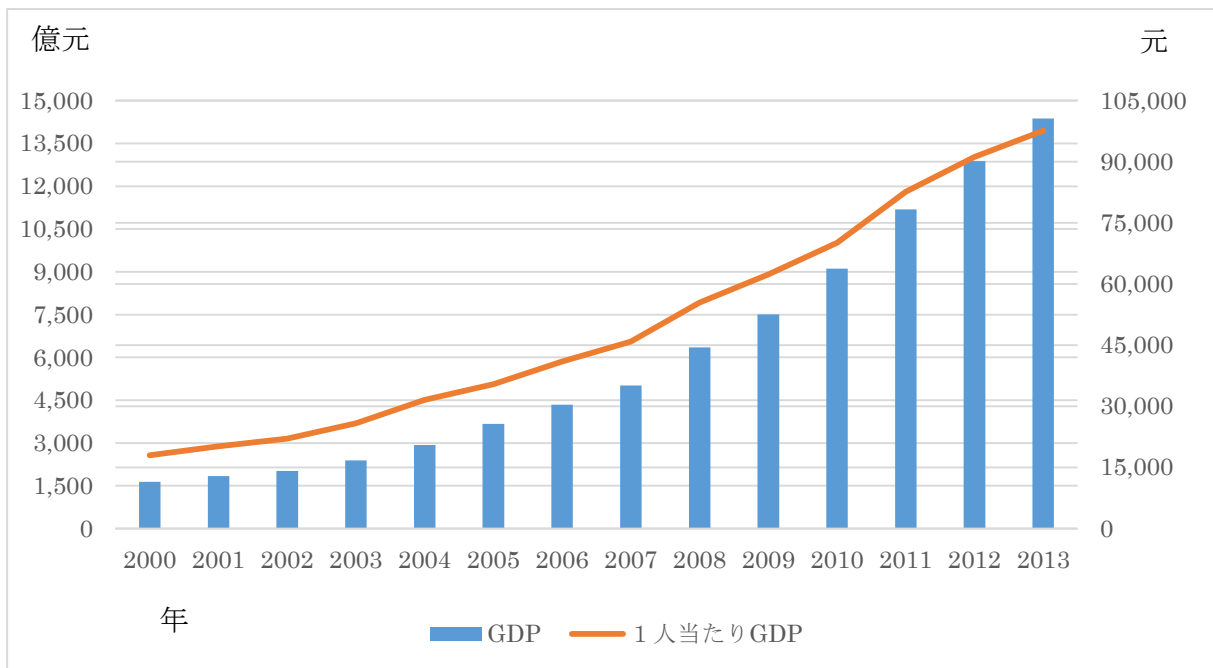


図 II -2 天津市の国内総生産（GDP）の推移（1）

出典：天津統計局『天津統計年鑑 2014』中国統計出版社、2014 および天津市統計局『天津市国民経済和社会発展統計公報』、（天津市統計公報）各年版より作成。

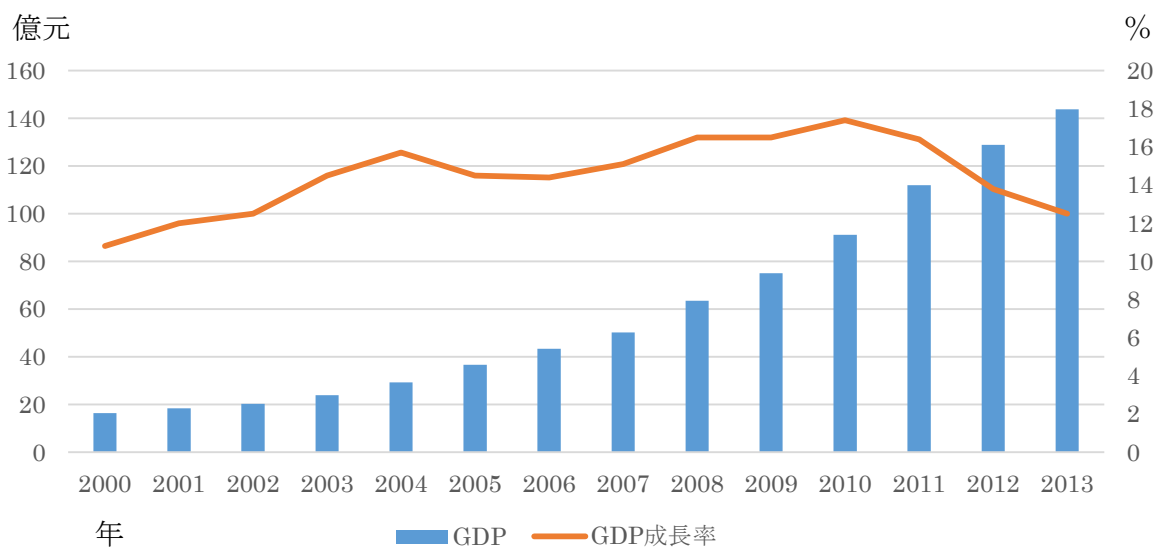


図 II -3 天津市の国内総生産（GDP）の推移（2）

出典：図 II -2 と同じ。

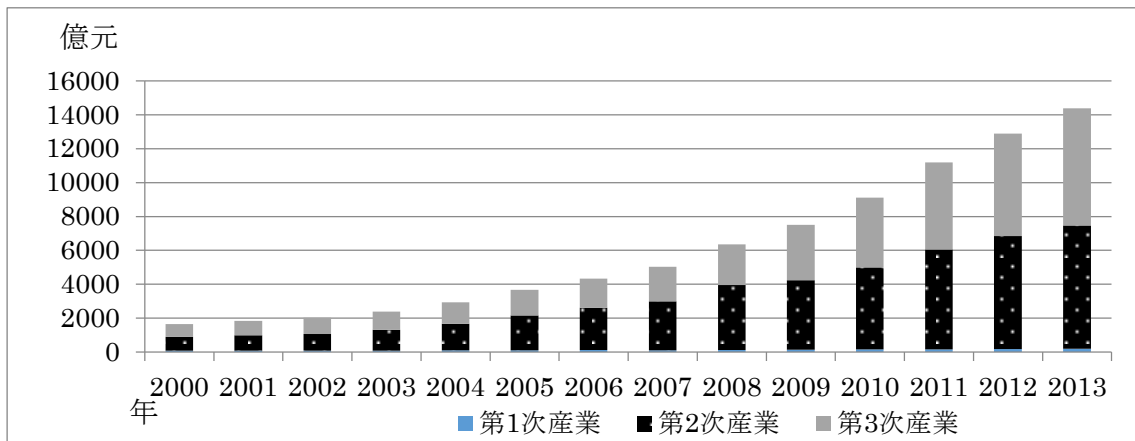


図 II -4 天津市の産業別国内総生産（GDP）の推移

出典：図 II -2 と同じ。

## 2.2 財政収支の推移

天津市の財政状況を（図 II -5）に示している。全体的にみると、いずれの年も財政収入が財政支出を上回っており、当市の財政自給率は極めて健全であることを示している。また、財政収支の増加率の変化の幅は大きいものの、順調に伸びているといえる。しかし、その増加率は 2010 年をピークに 3 年続けて大幅に減少していることが見られる。

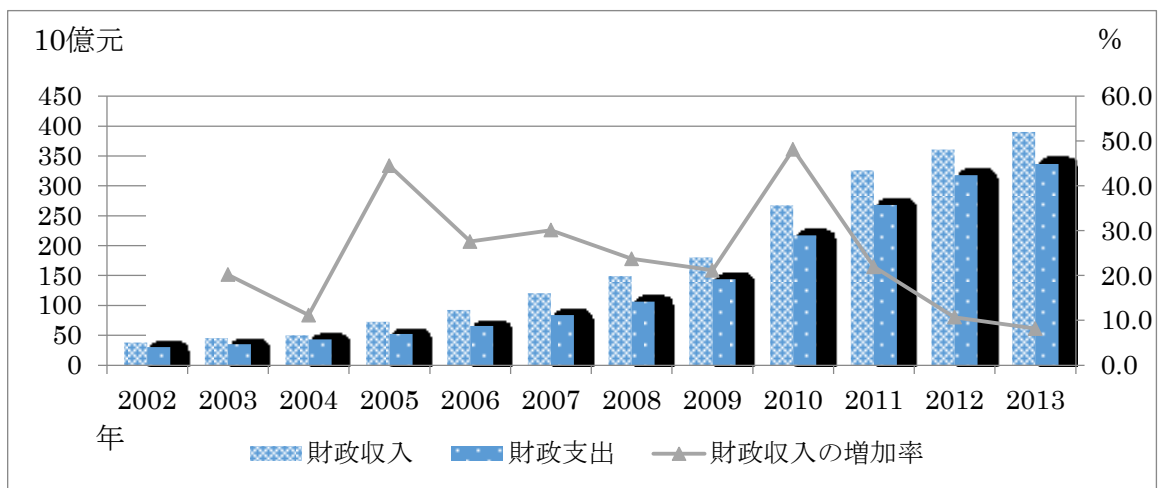


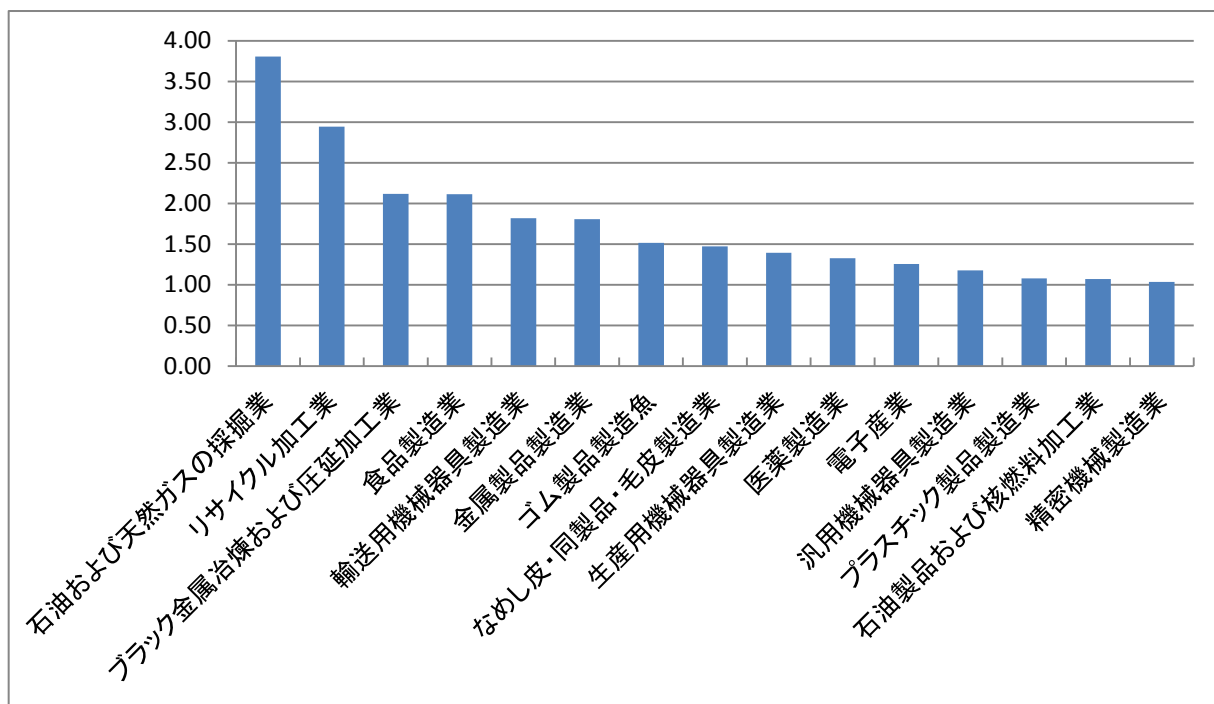
図 II -5 天津市の財政収支の推移

出典：図 II -2 と同じ。

注：財政収入は、一般財政収入＋政府の基金収入＋地方から中央に納入する収入である。財政支出は、一般財政支出＋政府の基金支出である。

### 2.3 数値からみた製造業の特徴<sup>5)</sup>

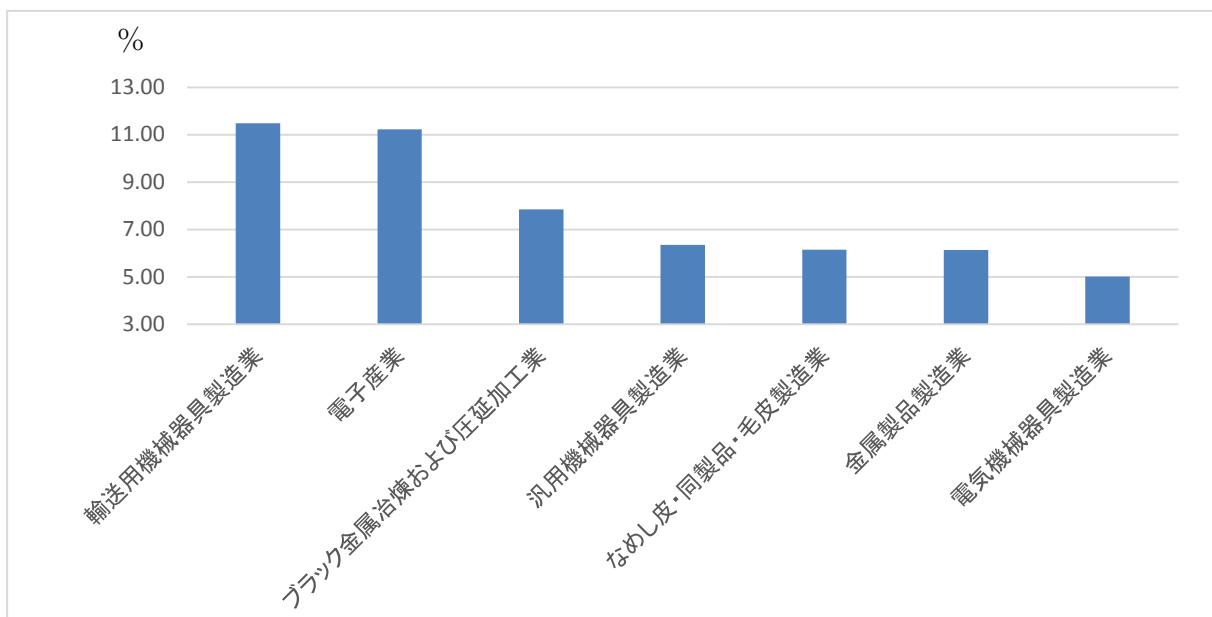
まず、天津市における製造業の特性を見極めるために、『天津市統計年鑑 2012』および『中国統計年鑑 2012』に基づき、産業の構成比率と特化係数<sup>7)</sup>を求めた。また、その中で特化係数が1より大きい産業分野と構成比率が5%より大きい産業分野を抽出し、示したものが（図Ⅱ-6、図Ⅱ-7）である。



図Ⅱ-6 天津市の製造業の産業別特化係数（特化係数 > 1、従業者数による）

出典：『天津市統計年鑑 2012』および『中国統計年鑑 2012』より作成。





図Ⅱ-7 天津市の製造業の産業別構成率（構成率＞5%、従業者数による）

出典：『天津市統計年鑑 2012』より作成。

特化係数の大きな産業分野として、「石油および天然ガスの採掘業」「ブラック金属冶煉および圧延加工業」「食品製造業」「輸送用機械器具製造業」「金属製品製造業」などを挙げることができる。「石油および天然ガスの採掘業」の特化係数が顕著であるのは、天津市の豊富な天然資源の所有を裏付けており、「輸送用機械器具製造業」をはじめ、図Ⅱ-6に示した多くの産業は機械産業分野関連のものであり、その製造業全体における重要性が伺える。

また、構成比率の大きな産業分野として、「輸送用機械器具製造業」「電子産業」（情報通信機械器具と電子部品・デバイス・電子回路の混合した業種）などを挙げることができる。これらの産業分野は、図Ⅱ-7に示した産業の中でも顕著である。また、特化係数も高いことを考慮すると、天津市の基幹産業の役割を担う可能性が高いと考えられる。さらに図Ⅱ-7でも分かるように、機械産業分野関連のものが多いことから、再びそれが製造業の中での重要性について確認できる。

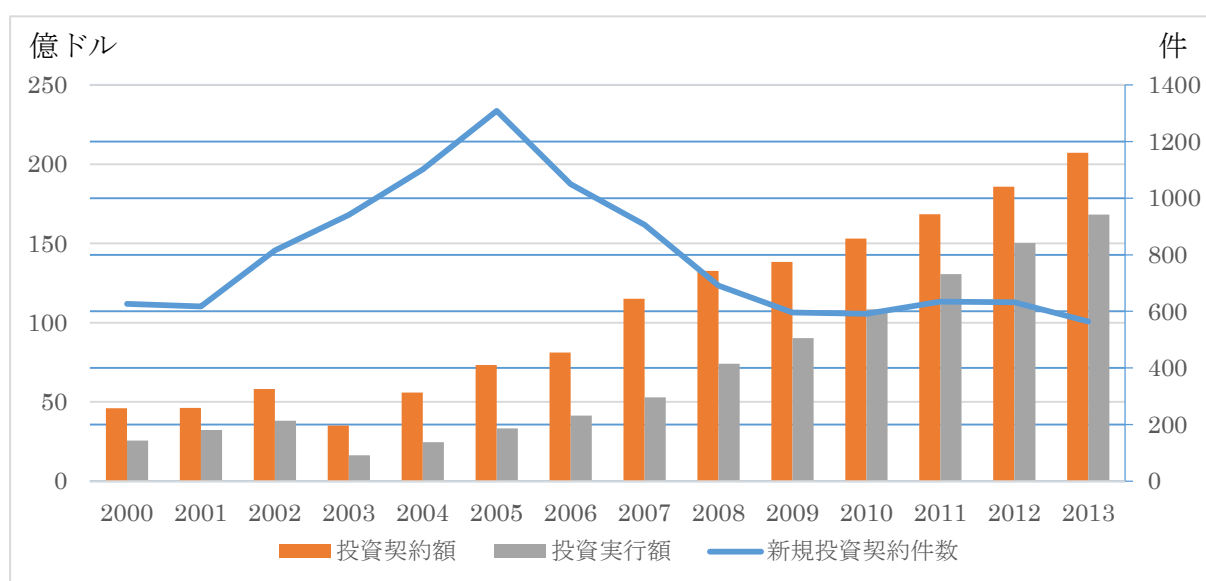
## 2.4 外資企業の役割

改革・開放以来、外資企業の天津市における役割は益々重要になっている。豊富な資金、先進的な技術・ノウハウなどを持っている外資企業は、天津市の

経済発展に大きく寄与している。

#### 2.4.1 数値からみた直接投資動向

2000～2013年の間の天津市における外国直接投資の推移を図Ⅱ-8に示した。新規投資契約件数は2005年まで順調に伸びていたが、2006年からは減少傾向に転じている。投資契約額および実行額は2003年を除き、一貫して増加傾向を見せている。2006年からの新規投資契約件数の減少を考慮すると、一件当たりの投資額が増えており、投資の大型化になっていることを示している。



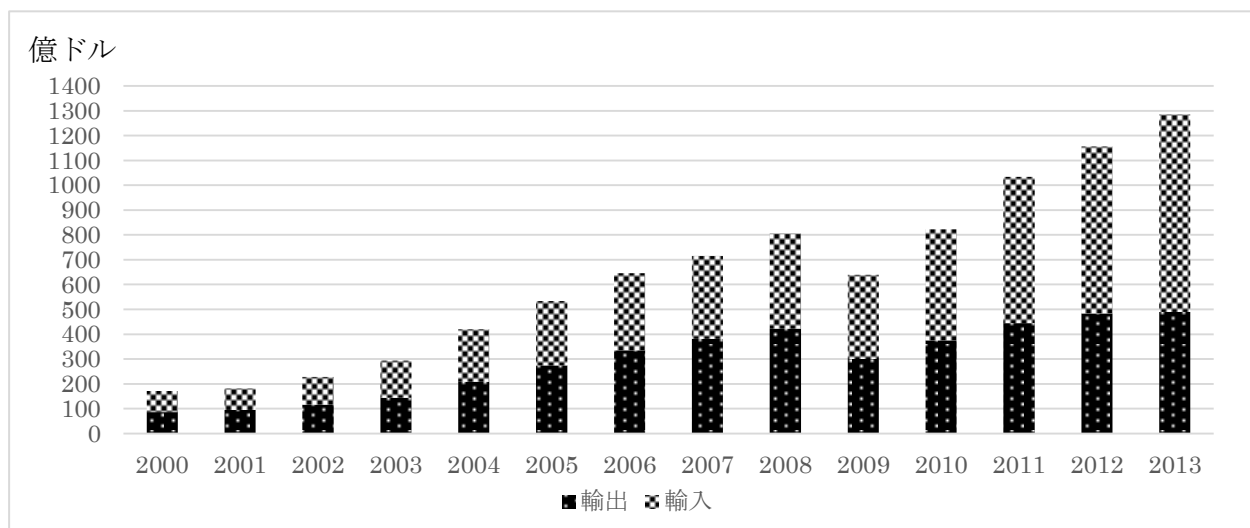
図Ⅱ-8 外国直接投資の推移

出典：天津市統計局『天津統計年鑑 2014』および天津市統計局『天津市国民経済和社会发展統計公報』（天津市統計公報）各年版より作成。

#### 2.4.2 外資企業の貢献

天津市における経済発展において、外資企業は大変重要な役割を行ってきた。とりわけ製造業における役割は非常に大きい。『天津統計年鑑 2014』によると、2013年の工業生産高に占める外資企業の割合は約40.4%である。生産面と同じく貿易面における外資企業の役割も大きい（図Ⅱ-9）。天津市における2013年の対外輸出入額は1285.28億ドルであり、そのうち外資企業の占める総額は801.5億ドル（62.4%）である。また、輸出入製品の大部分は機械産業および電

子産業（69.7%）であることから、外資企業がこれらの産業における影響は非常に大きいと考えられる。



図Ⅱ-9 対外貿易（輸出、輸入）の推移

出典：天津市統計局『天津統計年鑑』各年版より作成。

この状況は、天津市に留まることなく、中国国内全般においても同じ傾向が見られる。これについて向山ら（2007）は、外資企業が中国における製造業（生産・貿易）の高度化に大きく貢献していると指摘している。

上記のように、外資企業の中国国内進出により国内経済にもたらしたメリットが見られる一方、近年においてそのデメリットを指摘する意見も見られる。向山ら（2007）は、次のように指摘している。①優遇措置を付与された外資系企業による地場企業の圧迫や市場の独占、②輸出の増加に伴う通商摩擦の激化と金融政策へのマイナス影響、③土地や資源を多く利用する企業の進出による環境問題悪化への懸念など（p29）。

近年において、中国政府は外資企業に対する優遇措置の見直し、投資分野における制限、独占禁止法の徹底的な実施などの措置を講じている。これは、強力な経済力を背景として従来の外資企業の誘致による経済発展のパターンを見直し、主に地元企業による内発的発展を図ろうとする、中国の戦略的措置であると考えられる。

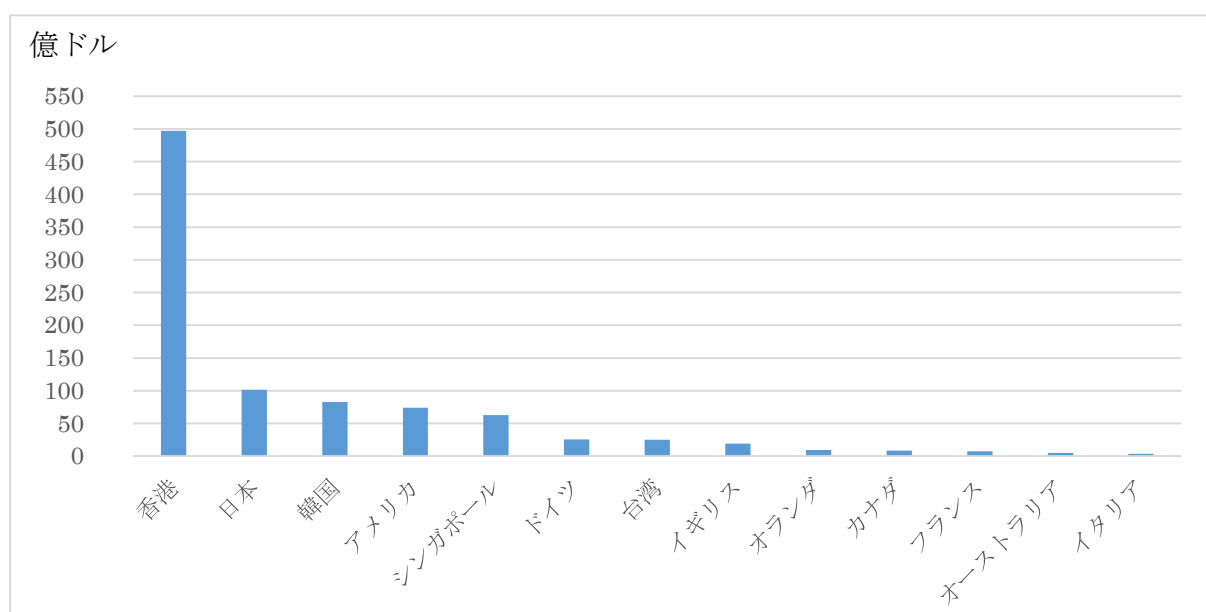
しかし、近年の中国の経済発展の明らかな減速、経済の急成長により生じた

様々な問題（例えば銀行の不良債権、環境汚染など）に的確に対処するためには、地元政府および関連機関や企業のみでは限界があり、外資企業の経験知や技術などに頼らざるを得ないことを考慮すると、外資企業に対する措置については十分慎重に対応することが求められる。

### 2.4.3 天津市と日本の経済関係

天津市と日本の交流の始まりは、日中国交正常化の翌年（1973年）の日本の神戸市との姉妹都市形成に遡る。そして、改革・開放以後、日本の企業は天津市に投資し始め、2000年のトヨタ自動車の進出を契機に、数多くの日本企業が天津市に進出した。

ここでは、直接投資と貿易の面において、天津市と日本の経済関係を確認する。まず、天津市における外資企業の直接投資（図Ⅱ-10）をみると、香港が著しく多く、次いで日本、韓国、アメリカの順になっている。中国の特別行政区である香港を除くと、日本は天津市における最大の投資国になっている。



図Ⅱ-10 主要国・地域別直接投資の状況（2013年までの累計投資）

出典：図Ⅱ-9と同じ。

また、近年の直接投資の推移（Ⅱ-11）をみると、投資契約額・実行額は全体として上昇傾向であるが、契約件数は2011年をピークに減少に転じており、

2013年にはその現象が著しかった<sup>7)</sup>。

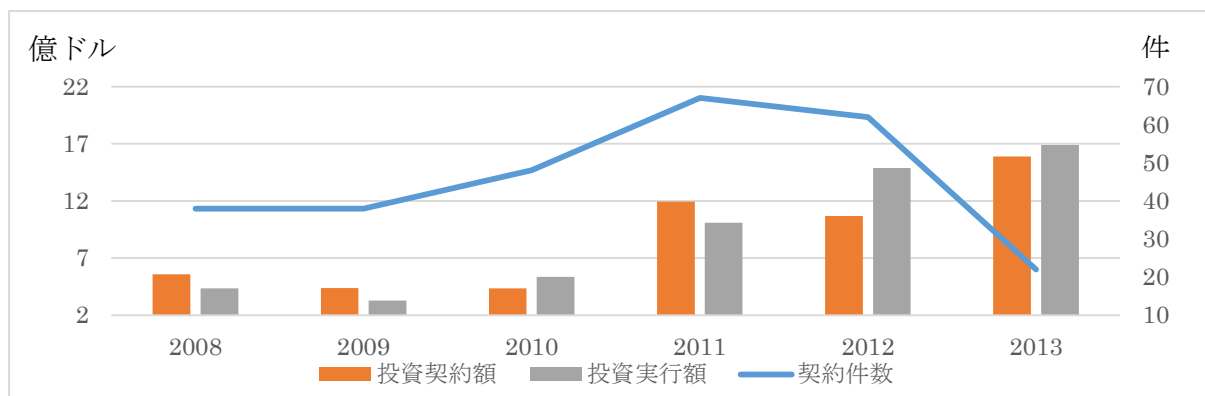


図 II -11 天津市における日本の直接投資の推移

出典：図 II -9 と同じ。

次に、近年の天津市と日本の貿易額の推移（II-12）をみると、全体的に輸入額が輸出額を大幅に超過している。輸入シェアにおいては、2010年の20%台をピークに減少傾向にあるが、それでも2013年度は10%台を維持している。輸出シェアは2008年からほぼ横ばいになっている。

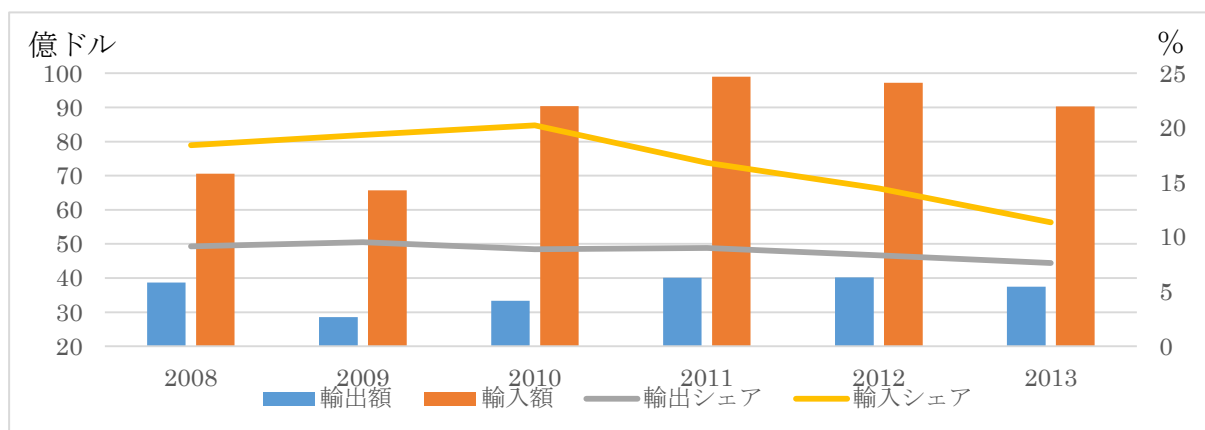


図 II -12 天津市と日本の貿易額の推移

注：シェアは天津市輸出入額に占める対日輸出入額の割合である。

出典：図 II -9 と同じ。

以上の統計分析から分かるように、天津市と日本の経済は密接な関係になっており、さらに天津市の経済発展における日本の影響は非常に大きいと推察で

きる。

## 2.5 天津市の開発区

天津市において、主要な開発区は 27 存在しており、その内訳は、国家レベルの開発区が 5、市レベルの開発区が 22 である。これらの開発区は、其々異なる基幹産業を有しており、様々な優遇処置も享受している。とりわけ税制面では優遇されている。主要な開発区の基盤産業と優遇税制を、表Ⅱ-2 に示す。

表Ⅱ-2 主要な開発区の基盤産業と優遇税制

開発区	天津経済技術開発区	天津濱海ハイテク産業開発区	天津港保税區
基幹産業	電子、自動車、バイオ医薬、食品飲料、新エネルギー・新素材、装備製造、石油化工、航空宇宙、現代的サービス業など。	グリーンエネルギー、ソフトウェアおよびハイエンドの情報製造、バイオ技術と現代医薬、先進的製造業、現代サービス業など。	国際物流、生産加工、国際貿易、科学技術の研究・開発と商品の展示・即売など。
税制優遇	① 小型微利益企業は 20% の法人所得税率を適用。 ② 国が重点的に支援するハイテク企業は 15% の法人所得税を適用。	① 小型微利益企業は 20% の法人所得税率を適用。 ② 国が重点的に支援するハイテク企業は 15% の法人所得税を適用。	前記の①、②の税制優遇および ③ 保税區に貯蔵する海外からの貨物は、関税と輸入付加価値税、消費税が免除され、割当の規制と許可証管理を適用せず、貯蔵機関の規制もない。 ④ 保税區で企業が使用している、海外から購入した機械設備、建設材料など原材料・部品は、関税、付加価値税と消費税を免除され、割当の規制と許可証管理を適用しない。

出典：日本貿易振興機構（2010）、pp32-34 より作成。

この3つの主要開発区の中でも、天津市の発展により大きく貢献しているのは、天津経済技術開発区であると言える。

### 2.5.1 天津経済技術開発区の発展状況

天津市の産業振興においては、1984年12月に中国国務院の批准により設立された中国最初の国家級経済技術開発区の1つであり、天津・濱海新区の中核となる経済開発区を中心に推進されている。天津経済技術開発区は、天津市の中心部から南東部約45Kmに位置し、総計画面積は78.1Km<sup>2</sup>であり、周辺には天津経済技術開発区のほかに西区、現代産業区、逸仙科学工業園、微電子工業区、南港工業区がある。国家から付与された優遇政策により国内外から多くの投資を集め、ハイテク産業を中心とする工業が発達している。天津経済技術開発区内では、省級の行政・経済管理権限を持つ天津経済技術開発区管理委員会（天津市政府の出先機関）が一元的な管理を実施している。



図 II - 13 天津経済技術開発区の地理位置

出典：ジェトロ(2010)、p36より作成。

次に『2011年 天津経済技術開発区 年次報告書』に基づいて、当区の発展状況を概観する。2011年、天津経済技術開発区の経済の成長スピード、規模と利益は近年来の最高レベルを記録し、経済総量は全国の国家クラス開発区のトップとなった。当区のGDPは1,908億元で、天津市のGDPの17.1%を占めている。さらに、その構成をみると、第2次産業が1,469億元（77%）、第3次産業が440億元（23%）である。工業生産高は6,102億元で、天津市の工業生産高の28.4%を占めており、前年同期より1,000億元以上増加した。また、産業構造が高付加価値産業へとグレードアップした。電子通信、自動車、機械製造、石油化学工業、バイオ医薬、食品飲料、航空宇宙、新エネ・新素材などの八大産業の工業生産高は4758.86億元に達し、開発区の工業生産高の78.0%を占めている。そのうち、電子通信産業の生産高は1539.44億元（25.2%）、自動車産業は1054.41億元（17.2%）、機械製造業は711.47億元（11.6%）、食品飲料産業は563.09億元（9.2%）、石油化学工業は494.31億元（8.1%）、新エネ・新素材産業は269.53億元（4.4%）、バイオ医薬産業は122.40億元（2.0%）である。さらに、ハイテク産業の規模が拡大しつつあり、天津経済技術開発区のハイテク企業の工業生産高は前年同期比11.4%増の1840.80億元であり、開発区の工業生産高の30.2%を占める。

天津経済技術開発区は、商務部が国家クラス開発区を対象に行う投資環境総合評価で、連続14年間総合指標部門のトップを占めていることから、引き続き国内外の投資者と企業者を呼び込むものと考えられる。また、当区は上記のように、中小企業の育成および競争力の強化のため様々な努力を行っていることから、今後も濱海新区および天津市、ひいては環渤海経済圏の発展を牽引するうえで極めて重要な役割を担うものと考えられる。

### 3. 地域経済における北京市と天津市の相互関係

天津市と北京市（首都）の相互関係を考察する際、まずこれら両市を含む首都経済圏の視点から論理を展開する必要があると考えられる。

#### 3.1 首都経済圏の現状と課題<sup>8)</sup>

首都経済圏は北京市、天津市および両市を囲む河北省からなる。内に華北平



野を含み北部には燕山山脈、西部には太行山脈があり、東部には渤海湾に面している。面積は 216,421Km<sup>2</sup>、人口は 8,630 万人で、それぞれ全国の 2.3%、7.0% を占める。天然資源に恵まれた地域であり、河北省を中心に石炭、鉄鉱石、石油、天然ガスをはじめ、100 種類以上の鉱産物の埋蔵がある。GDP は全国の 8.9% に当たる 5,165 億元に達する中国北方最大の経済圏である。都市化が進む北京市、天津市の影響により、産業別では全国平均と比べ第 1 次産業のウェイトが低く、第 3 次産業のウェイトが高い特徴を持っている。また、貿易面では天津市、河北省では輸出入のバランスがとれているものの、北京市が慢性的に輸入超過となっている影響を受け、輸入が輸出を大きく上回っている。

交通及び通信インフラは中国の中では最も整備された地域の一つであり、鉄道網は北京市を起点として 27 省 10 都市および海外 4 か国に繋がっている。空港では中国最大の北京国際空港や天津国際空港、石家荘民航空港があり、港湾も中国有数の貨物取扱量を誇る天津港、秦皇島港を有している。鉄道、道路、空港、港湾の貨物取扱量はそれぞれ全国の 10.8%、11.5%、22.0%、12.9% を占めている。

これからの首都経済圏は、北方経済ひいては国内全体の経済を牽引する主要な地域となり、様々な課題を克服しながら自らの発展を遂げる必要がある。具体的には、次のような課題が残されている。

#### (1)人口急増による都市問題の深刻化

東部沿海地帯の経済発展に伴い、内陸部からの出稼ぎが流入し、人口が急増している。まず広東省、福建省を中心とする珠江デルタ地域、その後は、上海を中心とする長江デルタ地域への移動が主であったが、最近では首都経済圏への出稼ぎが急増している。1995 年現在、北京市・天津市の人口密度をみると、それぞれ 29,098 人/km<sup>2</sup>(東京都 23 区の 2.3 倍)、天津市 6 区の人口密度は 20,031 人/km<sup>2</sup>(同 1.6 倍)にも達している。これらの人口急増は都市機能の許容範囲をはるかに超えており、住宅問題、交通問題、治安問題、生活廃棄物など様々な都市問題をもたらしている。

#### (2)水資源不足

北京市は世界で有名な水不足都市の一つである。1 人当たり水資源保有量は 390m<sup>3</sup>/年で、渇水年には 300m<sup>3</sup>/年に過ぎない。これは、全国年平均水準の 1/6、

世界年平均水準の 1/25 に相当する。天津市の一人当たり水資源保有量は北京市と同程度だが、工業用水の需要の急増によって、年平均水不足量は北京市を上回っている。地下水の利用超過による地盤沈下が発生し、重点監視都市となっている。

### (3) 環境汚染

北京市においては、生活用水の重要供給源となる官庁ダムは、上流の河川汚染により水質汚染が発生し、市街区の地下水の有害物質成分も増える傾向にある。域内の 83 本のうち 41 本の河川は中度或いはそれ以上の汚染状態にある。

天津市における水質汚染は、主に主河川の海河と海濱沿岸で発生している。汚染源は産業・生活廃水と船舶排出物とみられる。一方、首都圏の石炭に依存するエネルギー消費構造は大気汚染の主要な要因となっている。

### (4) 不合理な産業構造と低い産業水準

首都経済圏の産業構造にみられる問題点は、以下のような 3 点が指摘できる。

- ① 同種産業、重複産業が際立ち、協力関係よりも競合関係が顕著である。このため、産業の高度化発展に支障をきたし、規模の経済効果が図りにくい。
- ② 計画経済時代に大都市中心に重工業を配置した産業分布は、市場経済化の進展に伴い行き詰まっている。市場、原料産地、環境などの総合的な要素に応えられる産業分布図の最構築が急務となっている。
- ③ 設備の老朽化、技術の陳腐化、製品低劣、経営粗放などにより、産業の投入産出率が低く、産業高度化への対応を迫られている。

### (5) 地域間の経済発展協調性の欠如

市場経済への移行に伴い、地域間の経済協力は徐々に進展がみられるが、地域間の連携不足はまだ大きな障壁となっている。首都経済圏全域に跨る広域行政機能の不在、総合的な情報ネットワークの欠如、総合的なマスタープランの未確立などが指摘できる。産業構造の調整および今後の首都経済圏の発展に際して、いかに 3 地域がそれぞれの優位性を生かし、協調しながら経済発展の相乗効果を実現できるかが今後の課題となっている（総合研究開発機構 1989、pp71-74）。

## 3.2 地域特性を生かした産業発展

首都経済圏の経済発展を図るためには、産業構造の調整と産業の高度化を推進することが不可欠である。計画経済のもとで、首都経済圏のみならず中国の多数の地域では、自らの体系を持つ総合的な産業構造を目標とした結果、現在もなお各産業が揃っており、産業の重複と資源浪費の現象が生じている。加えて、首都経済圏ではそれぞれ異なる地域特性を有し優位産業が異なるにもかかわらず、それぞれが同方向の工業発展を目指し、市場原理を無視して設備投資を行ったため、自動車、化学工業、電子、紡績などをはじめ、激しい競争に陥っている業種も多い。このため、今後首都経済圏の発展を考えるにあたり、それぞれの地域特性を生かした産業の育成、地域間の協力が必要となる。

### 3.2.1 北京市の発展方向

北京市には中国の政治、文化、国際、教育・研究など多くの機能が集中し、産業的には第3次産業がGDPの5割を超え、経済のサービス化が進展している。

しかし、先進国の主要都市においては、第3次産業がGDPの70～80%を占めており、北京市に比べ遥かに発展していることがみられる。また北京市の第3次産業のほとんどは労働集約型であり、技術集約型の金融、保険、情報通信業の比重が相対的に小さく、発展レベルも低い。さらに、北京市は水資源や天然資源がないにもかかわらず、計画経済時代の流れを引き継ぎ、重化学工業、国有企業が大きな比重を占めている。しかも、狭隘な市街地にホテルやビジネスビル群と、住宅、工場が雑居しており、いびつな都市構造を形成している。

北京市の発展方向として、今後も、金融、観光、情報通信、研究開発、公共サービスなどの第3次産業の重点育成を図り、早い時期に第3次産業のGDP構成比を70～80%に高める必要がある。また、北京市は情報発信基地であるので、東京のように、市街地にはマスコミ、出版・印刷、情報サービス業などの発展が期待される。

北京市は天然資源には恵まれていないことから、エネルギー、鉄鋼、化学などの産業は、天然資源の豊かな河北省、とりわけ唐山市、秦皇島市からの移転により、産業の効率化と北京市の生活環境の改善を促進する必要がある。他の工業についても郊外移転を進めつつ、豊富な人材の活用や外資技術の導入を通

じて、頭脳集約、研究開発型産業に転換を図る必要がある。とりわけ、京津塘高速道路沿線を中心に情報通信業、コンピューター産業、電子技術産業、バイオ産業、新エネルギー・省エネルギー開発、宇宙開発などハイテク産業の発展を推進することが望まれる。

### 3.2.2 天津市の発展方向

天津市は渤海湾に面する中国北方の対外開放の窓口であり、商業、貿易の盛んな地域である。改革・開放以降、商品取引市場が急拡大しており、近年では外資企業誘致による輸出加工型産業の発展を図ってきた。

天津市の産業構造にみられる問題点は北京市と類似しているが、とりわけ第3次産業の発展の遅れが際立っている。なかでも、金融、保険、情報などの新興サービス分野の発展は、北京市、上海市、広州市などと比べ遅れている。

第2次産業においては、伝統産業（紡績、食品）の設備・技術の老朽化と地盤沈下が目立ち、生産性が低い。新興産業としての自動車、電子通信、冶金工業の自主開発能力および裾野産業の欠如により、生産財の外部への依存度が高い。さらに、主力製品の欠如、新興工業業種の比重が小さいなどの問題点がみられる。

天津市でも北京市同様市街地が住工混在型の土地利用形態になっており、工業の郊外移転を図るとともに、沿海部の広大な土地を活用して、機械器具、転送機械、電気機器など裾野の広い加工組立産業、石油資源や海洋資源を活用した石油化学工業、海洋科学工業を育成し、内需型、輸出型両方に対応した総合的な工業基地の形成を図ることが求められる。具体的には、乗用車を中心とする自動車工業、デジタル制御工作機械、建築機、水力発電プラントなどを中心とする電子産業、石油化学工業と海洋科学工業などの発展を促進することが望まれる。また、首都経済圏や中国北方および海外に対する物流拠点であるとの認識に立ち、同じく沿海部において流通業、倉庫業などの育成を促進することが求められる。市街地においては、商業、貿易のさらなる発展と製造業の業務機能、これら産業、機能を支援する金融機能を育成すべきである。物流に関しては、運輸分野のハード面の整備に取り組み始めたところであるが、配送・備蓄システムなどソフト面の整備が今後の急務である。天津市は全国の4大商品

博覧会開催地の一つとして、十数か所の全国レベルの商品卸センターを有しているが、発信機能と決済機能の強化が必要である。

以上のように北京市、天津市の特性を生かした形でそれぞれが機能分担することによって、バランスのとれた経済の発展を目指すことが望まれる。

### 3.3 天津市のあり方

戦後の中国北方地域、環渤海経済圏および首都経済圏における天津市の位置づけは、河北省の省庁所在地としての短い時期を除けば、明確ではない。この時期、天津市は北京市の従属的關係にあり、天津市の経済社会発展は大いに北京市の発展形態に依存し、天津市としての独自性が生み出されなかったと言える。

改革・開放後、中国では、1980年代に深圳、広州を中核都市として発展してきた珠江デルタ経済圏、1990年代に上海、蘇州を中核都市として発展してきた長江デルタ経済圏が形成された。これらの地域に比べ、首都経済圏の発展は遥かに遅れている。このような状況を踏まえると、首都経済圏も北京、天津市を中核とした独自の発展モデルを見出す必要が高まっており、そのために両市の特性を生かした形でそれぞれが機能分担し、相互連携・補完的な発展を遂げることが求められる。

地域連携のあり方として、まず天津港に隣接する天津臨海新区を加工組立、化学、エネルギー、物流の総合基地とするとともに、全国随一の研究開発機能集積である北京市の優位性を生かした北京市郊外の京津塘高速道路沿線のハイテク団地を共同開発し、首都経済圏発展の起爆剤となるキープロジェクトを形成することが必要である。また、三地域（北京、天津、河北省）の経済協作弁公室を中心とする地域協力協働組織を創設し、広域的な調整を行うとともに、中央政府の奥地支援強化への転換に対応すべく地域協力手動のインフラ開発を推進することが重要である。さらに、物流ネットワークの整備、物流市場の改革を主とする物流分野での協力、金融分野における連携、環境保全分野における連携も必要である（総合研究開発機構 1998、p11）。

天津市では、2006年7月27日の中国国務院による「天津市都市全体計画（2005～2020）」修正案が同意されたことによって、都市としての性質、その

位置付け、発展のポイントが改めて明確に示されるようになった。その新計画の大きな特徴としては、以下の3つである。第1の特徴は、天津市の都市としての位置付けである。これは、天津市を単なる中国北部における重化学工業を中心とした重要な経済中心都市から、北京から中国北部以北へ結ぶ国際物流ネットワークの重要な窓口としての都市、従来の経済中心都市、これからのエコ都市という3方向から都市の性質を変更させたことである。第2の特徴は、北京市と天津市の発展における調和である。これは、北京市と天津市の2大都市が車の両輪の役割を果たし、相互に発展を支え合う形で成長を維持していくことである。両市は、互いにメリットを活かしつつ、バランスの取れた発展を実現し、首都（北京市）、環渤海地域、および北部地区へのサービス機能を向上させて、2大都市における調和（分業）を明確にさせたことである。第3の特徴は、都市の総合的機能の分担である。天津市では、新たな発展条件と動向に基づいて、資源・環境の荷重能力や経済社会発展目標等の様々な要素を総合的に評価・分析・検討し、中心市街地と濱海新区中心区を主要な発展地区として、都市の総合的な機能を分担したことである（税所 2011、p71）。

以上の見解から、天津市の地域特性を生かした独自の発展は、首都経済圏の発展において極めて重要な役割を担っていることが見受けられる。

#### 4. 天津市における産業振興政策の現状

##### 4.1 『天津市都市全体計画』からみた産業振興

天津市の産業政策における基本的な取り組み方針を、『天津市都市全体計画（1996-2010）』（以下『1999年版全体計画』、1999年8月に認可）および『天津市都市全体計画（2005-2020）』（以下『2006年版全体計画』、2006年7月に認可）に基づき、その趣旨を確認する。

全体的にみると、経済開発区、とりわけ天津濱海新区の発展をさらに促進することにより、天津市の産業競争力を高めようとするものである。では、その発展戦略から産業振興に関する項目を抽出することにする。

##### (1) 工業基盤の強化

① 八大支柱産業の発展をさらに促進する。2015年までに、八大支柱産業（航空宇宙、石油化学工業、装備製造業、電子通信、バイオ医薬、新エネルギー・

新素材、軽工業・紡織、国防科学技術工業)が全市の工業総生産高の90%以上を占めること。②国内の大型の企業集団を育成し、海外の企業集団を誘致すること。

#### (2) 科学研究と教育の振興

科学研究の制度を改革し、研究成果の製品化を促進する。ハイテク団地の開発を促進し、ハイテク産業を育成する。教育制度を改革し、21世紀を担う人材を創出する。

#### (3) 経済改革の一層の推進

近代的な企業経営を目指し、国有企業を改革し、非国有部門の発展を奨励する。社会保障システムを整備し、政府のマクロ的政策機能を高める。地方振興戦略を実施し、地方レベルの主導権を支援する。

#### (4) 国内外に対する開放の一層の拡大

投資環境を改善し、一層の外資導入を推進する。対外貿易を拡大し、ほかの地域との経済協力を推進する。開発区と保税区の整備を強化し、臨海部を最大の成長極に育成する。

### 4.2 天津経済技術開発区の産業振興

天津市における天津経済技術開発区の発展の重要性を鑑み、当区の産業振興方策の分析を通じ、天津市の産業発展を促進する方策を探る。以下では、主な産業振興政策である企業誘致、先端技術産業の促進、中小企業振興について概観する。

#### (1) 企業誘致<sup>9)</sup>

天津経済技術開発区は「プロジェクトは生命線」「投資者は第一」という理念に基づき、「外国資本、国有資本、民間資本」の共同発展を推し進め、先端製造業と現代サービス業の協調発展を促進し、戦略的新興産業の規模を拡大した。

2011年、天津経済技術開発区が新しく許可した外資系企業および香港、マカオ、台湾系プロジェクトは129件、増資プロジェクトは389件、総投資総額は76.89億ドル、契約ベースの外資導入額は10.3%増の63.10億ドル、実質ベースの外資導入額は20.0%増の43.50億ドルである。新規登録の内資企業は969社、登録資本を増加した企業は485社、新規内資企業の登録資本金は18.6%増

の 821.16 億元である。新規民間企業は 789 社、合計登録資本金は前年より 50.3% 増の 231.90 億元である。2011 年末時点で、天津経済技術開発区の外資系企業および香港、マカオ、台湾系企業は 4,999 社あり、投資額は 698.96 億ドルである。内資企業は 9,233 社、登録資本金は 2,412.24 億元であり、そのうち民間企業は 7,312 社、登録資本金が 1,230.54 億元である。

### (2) 先端技術産業の促進<sup>10)</sup>

先端技術の革新システムを改善し、自主的革新およびハイエンド産業の地域の構築のために、様々な支援措置を行っている。2011 年に 95 社の先端技術類企業に対して、ベンチャー融資、担保、銀行貸付、設備リースなどの形で 9.4 億元を融資した。また同年、先端技術産業の発展を促進するための準備金とリスクマネーを併せて、1.85 億元の資金を投入し、累計金額は 25.06 億元に達している。

先端技術インキュベータとプラットフォームの構築を促進した結果、多くの関連企業や研究機関が当区に集積するようになった。バイオ医薬技術産業化インキュベータは、天津市において初の産業化インキュベータに指定された。天津国際生物医薬連合研究施設には、180 社以上の国内外の研究開発機構が入居している。2011 年末時点で、当区にはインキュベータの施設が 12 か所、その面積は併せて 48 万 m<sup>2</sup> である。これらの施設の中には、工程技術研究センターが 35 社、企業技術センターが 32 社、多国籍企業の研究開発センターが 55 社、ベンチャー企業が 80 社入居している。

先端技術の研究開発と革新事業が活発に行われ、先端技術研究成果の産業化効果が著しい。2011 年、当区は各種の先端技術革新プロジェクトを 380 件以上申請し、150 件のプロジェクトが天津市級以上の先端技術計画に入り、天津市政府から 1.2 億元以上の支援を獲得した。また、同年に認定を受けたハイテク企業は 26 社で、累計数は 184 社であり、科学技術型中小企業は 651 社、累計数は 2,003 社である。

### (3) 中小企業振興

信金中央金庫（2003）は、TEDA の中小企業振興について、このように指摘している。これまで TEDA は大企業優先の投資誘致姿勢が目立ったが、携帯電話に代表される情報通信産業の発展やトヨタ自動車による天津での乗用車生産開始



を契機に、2000年以降、大企業だけでなく中小のサポーター・インダストリーの進出を重視する方向に政策を転換している。具体的には、以下の施策が取り上げられる。

① TEDA 小企業信用保証センターによる保証付き銀行貸出し

TEDA ではハイテク産業に従事し高成長が期待される区内の小規模企業の資金調達が円滑に行われるようにするため、2002年に TEDA 小企業信用保証センターを設立した。

② 天津 TEDA 科学技術リスク投資株式会社の設立

ハイテク産業にとって有利な TEDA の投資環境を活用し新たなハイテク企業を育成するために、2000年8月に天津 TEDA 科技風險投資株式会社（TEDA ベンチャーキャピタル）が設立された。出資者は TEDA 傘下企業である天津経済技術開発区総公司、天津経済技術開発区投資有限公司等で、登録資本金は4億5千万元である。投資対象となるのは、電子情報・通信関連のエンジニアリング、バイオテクノロジー、医薬品、環境保護、新素材等で、①画期的な技術、②急成長可能な市場潜在力、③持続的な競争力、④優秀な管理能力が評価のポイントとなる。

③ 生産力促進委員会の設立

区内の中小企業の生産力向上を図るために、天津開発区生産力促進委員会を設立した。

④ 国際製造業部品調達商談会の開催

外資企業を含む地元の中企業部品メーカーがグローバルなセットメーカーと商談する機会を提供するため、国際製造業部品調達商談会を開催している。

⑤ 中小企業工業園の建設

国家経済委員会主導により、TEDA 内に面積 6Km<sup>2</sup> の中小企業工業園の建設を予定している。

以上のことから、天津市政府は工業（とりわけ八大支柱産業）を中心に、先端技術産業の発展を起爆剤としながら、国内においては大型企業集団の育成かつ中小企業の振興に力点を置き、国外においては企業誘致をはじめ開放の一層の拡大などを通じ、経済・産業の振興を図ろうとすることが推察できる。また、地方の主導による地域振興の視点は、革新的な試みであると考えられる。

そのほかに、天津市の立地における特性を十分に生かすため、臨港産業を積極的に推進することも不可欠である。例えば、天津港保税区の機能を十分に生かすため、ほかの開発区とネットワークを形成し緊密な連携をとることで、相乗効果を高めることができる。

## 注

- 1) 日本貿易振興機構（2010）を参照。
- 2) 総合研究開発機構（1998）を参照。
- 3) 前掲 2)。
- 4) 天津統計局『天津統計年鑑 2014』中国統計出版社、2014 および天津市統計局『天津市国民経済和社会発展統計公報』、2002～2014 を参照。
- 5) 中華人民共和国国家統計局『中国統計年鑑 2012』中国統計出版社、2012 および天津統計局『天津統計年鑑 2012』中国統計出版社、2012 を参照。
- 6) 特化係数は、当該産業の当該地域における構成割合(%) / 当該産業の全国における構成割合(%)、(従業員数による) とする。
- 7) 日本貿易振興機構（2014）、pp8-15 を参照。
- 8) 前掲 2)。
- 9) 天津経済技術開発区（南港工業区）発展改革局（2012）、pp12-14 を参照。
- 10) 前掲 9)。

## 参考文献

- 向山英彦・佐野淳也「中国における外資政策の変化と外資企業の対応」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.7、No.26、pp17-53、2007
- 日本貿易振興機構 北京センター『天津市概況と投資環境 2010』、2010
- 日本貿易振興機構『(特集) 中国北アジア 日系企業が直面する課題：2013年の対中直接投資動向』、2014
- 税所哲郎『中国とベトナムのイノベーション・システム：産業クラスターによるイノベーション創出戦略』（株）白桃書房、2011
- 信金中央金庫「中国華北地域の投資環境：天津市の現況」VOL.22、2003
- 総合研究開発機構『中国首都経済圏の発展のあり方に関する研究』、1998

天津經濟技術開發區（南港工業區）發展改革局『2011年 天津經濟技術開發區  
年次報告書』、2012

## 第三章 天津市における産業集積の現状と発展方向

本章では、天津市の製造業を中心とした地域産業集積の状況や集積の経済効果を解明し、天津市の地域産業集積の今後の発展方向について考察する。

### 1. 目的と背景

中国は 2005 年以降、輸出投資主導型から内需主導型の経済発展に転換を図る経済政策を実施している。2008 年のリーマン・ショックを契機に、世界全体が経済不況に陥っているなか、その傾向は一段と強まっている。つまり、中国政府は、国内の持続的経済発展を図るために、経済発展が著しい長江デルタや珠江デルタなどの沿海部地域を中心に推進してきた経済政策から、内陸部や東北地域などを中心にする経済政策へシフトしたのである。沿海部地域の経済発展は、地域内外のさまざまな業種の企業が一つの地域に集まり、形成された産業集積の経済効果の結果によるものだと言える。

内陸部地域や東北部地域の経済を発展させるためには、沿海部地域の産業構造や成功モデル、実施してきた産業政策に関する分析や考察が不可欠である。このような地域としては、長江デルタ地域や珠江デルタ地域があるが、本研究では今中国政府が開発に特に力を入れている環渤海地域（遼寧省や河北省、天津市、北京市など）の天津市を考察対象とする。同地域はこれらのデルタ地域が発展してきた成功経験を参考にしながら自らの経済発展につなげる方法を模索している。同地域の産業発展の仕組みや産業形態、実施している産業政策が地域の経済発展にどのような影響、成果を得ているかを究明する。

環渤海地域は、国の第 11 次 5 年計画<sup>1)</sup>に含まれており、新たな国内経済発展モデルの試金石としてとても重要なポジションに置かれている。中国政府は、上海周辺や広州周辺が国内経済を牽引してきたように、天津市を中心とした地域でも産業集積を強化し、国内経済発展の主導役を担うことに大きな期待を寄せている。

中国は 1990 年代後半に至るまで、自国にある産業集積の持つ意味に気づいていなかった。欧米の産業クラスター論や比較制度分析<sup>2)</sup>が中国に伝わりはじめて、産業集積がすでに多数形成されていた中国国内においても産業集積・産業

クラスター研究が盛んになった。しかし、その多くの研究は、諸産業の地理的集中度の傾向に関するもの<sup>3)</sup>が多い。一方、産業集積の形成、発展における地方政府および国有企業の役割についての研究も多くみられる。丸川(2001)は、浙江省の紹興と温州二つの地域の産業集積の発展過程を明らかにし、特に、紹興の繊維産業集積の形成過程において地方政府が果たした重要な役割を指摘している。湯(2009)は、中国の温州・台州における金型産業集積には、国有企業による長期的技術の蓄積と技術の普及、加工工程間分業の緊密度、地域産業の知名度など、従来の同地域の産業集積とは異なる要素が見られ、さらに周辺関連産業の集積も進んでいると指摘している。

しかし、上記の産業集積に関する研究は限られた地域(広東省、浙江省、江蘇省など)に絞られたものが多い。広い中国の産業集積の実態を解明するためにも多様な地域の産業集積をさらに考察・分析する必要がある。

産業集積の定義について日本の中小企業庁(2000)は、「地理的に近接した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受注取引や情報交流、連携等の企業間関係を生じている状態」(p267)としている。産業集積に関する研究として Marshall(1920)は、同一産業の複数企業がある地域に集積すると、技能者の労働市場が形成され、周辺産業が成立し、情報がスピーディに伝播すること、外部経済化を通じて分業が成り立ち、それを通じて規模の経済性などが得られること、などが産業集積のメリットになると述べている。また、伊藤(2011)は、一定地域に異業種・同業種企業、大中小企業が集中立地している状態は産業の地理的集中であるが、このような現象的側面に加え、集中した産業間、企業間に縦横の取引関係、ネットワーク関係が観察され、一方で競争と協調が同時的に成立している状態を産業集積のもっとも大きな特徴と述べている。伊丹(1998)は、集積している企業の多くは中小企業であり、中小企業の巨大な集合が少数の大企業が集まっただけでは及びもつかない複雑な機能を果たし、また柔軟に変化していくことを指摘している。また、東京都大田区などを念頭において、分業の単位が細かい、分業の集まりの規模が大きい、企業間に濃密な情報の流れと共有がある、といった3つの要件が産業集積の持続にとって不可欠であると論じている。Porter(1998)は、ある特定の分野に属し、相互に関連した企業と機関からなる地理的に近接した集団をクラスター(=産

業集積)と呼び、クラスターは、大きく分けて3つの形で競争に影響を与える  
と述べている。①クラスターを構成する企業や産業の生産性を向上させる。  
②その企業や産業がイノベーションを進める能力を強化し、それによって生産  
性の成長を支える。③イノベーションを支えクラスターを拡大するような新規  
事業の形成を刺激する。

これらの見解から、ある産業が集積することによって、周辺産業が成立し分  
業が成り立つこと。そして、産業集積のメリットは、産業間・企業間の連携や  
競争を通じてこそ十分に発揮できるものと考えられる。

地域経済を発展させるためには、その地域の産業集積を持続的に発展させる  
ことが重要であると考えられる。そのためには、その地域において社会的分業  
関係にある企業間の連携(横の連携)や異業種間(企業と大学、研究機関など)  
の連携が重要な役割を担うと考えられる。すなわち、産業集積を取り巻く環境  
が激変している中、中小企業間の連携や競争、技術革新を図ることにより、集  
積経済効果を高め、地域経済さらに国内経済をけん引する役割を担うことであ  
る。特に機械金属産業、とりわけ自動車産業の経済効果が大きい天津市にとっ  
ては、地域経済を持続発展させるためには、競争力のある関連・支援産業、特  
に部品製造、加工を行う中小企業を数多く増やしていく必要があると考えられ  
る。

本章では、天津市内に現地法人形態として進出している日系企業の親企業と  
しての日本企業へのアンケート調査を通じて、天津市の製造業を中心とした地  
域産業集積の状況や集積の経済効果を解明し、天津市の地域産業集積の今後の  
発展方向について考察する。

## 2. 天津市と経済開発区

天津市の地理的位置は、環渤海地域の中心にあり、北京からは東方120kmの  
距離にある、面積は1.19万km<sup>2</sup>で、定住人口は1,228万人である(2009年。  
以下、特に注記のない数字は2009年時点)。中国北方最大の港湾都市であり、  
また現在中国の東部沿海において最も早く港を開いた都市の一つであり、600  
年以上の歴史を有する。近代の中国において、著名な商工業都市であった天津  
市では、中華人民共和国の建国の初期、中国で最初に、テレビ、トラック、腕

時計、マシンといった数十種類の工業品が製造された。天津市の GRP は、7,500.8 億元（前年同期比 16.5%増）である。天津市の産業を GRP に占める割合で見ると、第 1 次産業 2.2%、第 2 次産業 57.3%、第 3 次産業 40.5%である<sup>4)</sup>。

また、天津市の主要経済開発区には、天津経済技術開発区(TEDA)をはじめ 22 個存在する。天津市の経済発展に大きく寄与している天津経済技術開発区（GRP=1,273.98 億元）の成長産業としては、①電子通信、②自動車、③装備、④石油・化学工業、⑤バイオテクノロジー・現代医薬、⑥新エネルギー・新素材、⑦食品・飲料等が取り上げられる。これらの産業だけで、天津経済技術開発区における工業生産額の 70%を占めている<sup>5)</sup>。

### 3. アンケート調査の実施

天津市の地域産業集積の現状及び今後の発展方向について考察するため、当市に進出している日系企業の親企業としての日本企業を対象に、アンケート調査を郵送方式により実施した。

#### (1) 調査の概要

1) 調査対象：中国の天津市に現地法人形態（日本企業の出資比率が合計で 10%以上）として進出している日系企業の親企業。

2) 調査方法：『海外進出企業総覧 国別編 2012』で、産業中分類において製造業に属する現地企業の親企業にアンケート票を郵送した。

3) 質問項目：現地法人の沿革、進出先として天津市を選んだ理由、進出後のメリットおよびデメリット、現地の産業集積の活用について、取引先（仕入先・販売先）、事業運営の課題や今後の展望。

#### 4) 実施経過：

①実施時期：2012年8月16日～同8月31日

②発送数・回収数：発送数：133,回収数：28（うち現地事業撤退、無回答等で活用不能9）。ただし、有効回答数は19であった（有効回答率：14%）。

## (2) 調査結果の整理：単純集計

企業の基本属性については表Ⅲ-1のとおりであり、アンケート結果は表Ⅲ-2のとおりである。

表Ⅲ-1 企業の基本属性

会社名 (本社)	資本金 (億円) (本社/現地)	売上高 (億円) (現地)	従業員数 (現地)	主な製品・技術 (現地)	設立時期 (現地)
A社	0.5/4.55	12	300	自動車向け樹脂 部品の精密加工	2000年
B社	43.2/36.33	41.03	240	自動車用プレス 部品製造・販売	2005年
C社	118/9.38	174.86	666	自動車用のマフラー、 ポデー部分	2004年
D社	30.21/3.5	4	65	自動車向けフェン ダーライナー、 エンジンカバー	2005年
E社	0.57/0.4	3	30	自動車向け ポーラスダクト	2007年
F社	7.2/0.2	27.37	252	自動車内装部品	2004年
G社	0.15/7.2	—	160	自動車用 プラスチック部品	2003年
H社	1/—	210.23	488	自動車部品	2005年
I社	1,263.54/8.4	—	1426	タイヤ (乗用車用)	2000年
J社	200/34.4	—	265	宝碓力水特 (飲料)	2002年
K社	5/22.17	6240.55	64,309	即席めん、飲料、 即席食品	1992年
L社	25.37/13.4	—	151	中国国内食品 メーカー向けの 品質改良剤	1993年
M社	19.46/4.76	82.29	190	お菓子(雪米餅)	2005年
N社	4/5.11	6.23	90	各種軸受製品 の製造・販売	2000年
O社	0.52/0.079	4.41	102	鑄造、鉄鋼用 高温温度計	1995年
P社	50/2.94	4.11	80	超硬サーメット PCD切削工具	1997年
Q社	0.99/—	10	100	ガスセンサー	1990年
R社	534.58/4.68	—	50	通気性フィルム (紙おむつ材料)	2011年
S社	61.03/4.64	12	75	プラスチック用 塗料の製造・販売	2004年

注：現地の売上高（—）については、無回答だった。

出典：アンケート調査より作成。



表Ⅲ-2 アンケート結果の集計

アンケート項目 1: 日系企業進出地として天津市を選んだ主な理由	企業数(社) (複数回答)	アンケート項目 2: 進出後のメリットについて	企業数(社) (複数回答)
① 主要取引先の海外移転	12	① 既存の取引先の維持	11
② 既に多くの日本企業が進出している	3	② 現地での販路拡大	8
③ 天津政府が海外企業の誘致に力を入れている	4	③ 既に産業集積が形成されている	5
④ 天津は環渤海地域の中心である	1	④ コストの低減	4
⑤ 日本の人口減少、国内需要の停滞	1	⑤ 天津政府のバックアップ(税制優遇等)がいい	2
アンケート項目 3: 進出後のデメリットについて	企業数(社) (複数回答)	アンケート項目 4: 現地の産業集積の活用について	企業数(社) (複数回答)
① 人事労務管理の難しさ	16	① 部品・原材料調達が容易	3
② 法制度や規制の複雑さ・不明瞭さ	14	② 周辺の企業や大学と共同研究ができた	1
③ 為替変動のリスクが大きい	2	③ 新規事業を展開しやすい	1
④ 経済情勢の変化に対応しにくい	2	④ 優秀な人材確保が他地域より容易	0
⑤ 現地のマーケティングや品質管理が難しい	4		
アンケート項目 5: 仕入先について	企業数(社) (複数回答)	アンケート項目 6: 販売先について	企業数(社) (複数回答)
① 周辺地域(中国系地元企業)	12	① 周辺地域(中国系地元企業)	7
② 周辺地域(日系企業)	14	② 周辺地域(日系企業)	14
③ 周辺地域(日系企業以外の外資系企業)	4	③ 周辺地域(日系企業以外の外資系企業)	3
④ その他の地域(日本国内)	11	④ その他の地域(日本国内)	4
⑤ その他の地域(上海市およびその周辺)	6	⑤ その他の地域(上海市およびその周辺)	3
⑥ その他の地域(広州市およびその周辺)	1	⑥ その他の地域(広州市およびその周辺)	2
⑦ その他の地域・内陸部(重慶、武漢など)	1	⑦ その他の地域・内陸部(重慶、武漢等)	2

注：企業総数は19社である。

出典：アンケート調査より作成

表Ⅲ-2 から次の点に分かる。①日系企業進出地として天津市を選んだ主な理由として、「主要取引先の海外移転に伴って進出を」挙げていた。②進出後のメ

リットについては、天津市に進出することで、「既存の取引先との関係の維持や現地での販路拡大ができた」の回答が多かった。③デメリットについては、「言語や慣習、法体制の違いによる人事労務管理の難しさ」、「法制度や規制の複雑・不明瞭さを」挙げた企業が多かった。④進出後のメリットとして「産業集積の活用」と回答した企業は、主に「部品・原材料調達」で産業集積のメリットを認めていた。⑤取引先についてみると、仕入先・販売先ともに天津市内及びその周辺市区との繋がりが強い傾向が見られた。仕入先については、中国系地元企業と日本企業（日本国内及び現地）両方を重視する傾向が強く、販売先については、日本企業（日本国内及び現地）を主な対象とする傾向がみられた。

また、事業運営の課題及び展望について（自由記述）は、近年中国国内経済の高成長に伴い、労働賃金が高くなる現象が天津の日系企業においても経営や利益率を圧迫する傾向がある。具体的には、次のような点が挙げられた。a. 人件費の上昇と顧客コストダウン（特に中国ローカル企業との競争が厳しい）、b. 人件費の高騰に伴い、利益の確保が難しい（利益率を確保するため、いかに原価低減をするかが課題）、c. 労務管理の難しさ（定着率が悪く、採用に関するコスト増大と生産・品質維持に苦慮）、d. 価格競争力を高めるため、中国国内調達・生産を行っていること等である。政府への要望や改善点について（自由記述）は、新しい「企業所得税法」<sup>6)</sup>の公布で、これまで受けてきた税制優遇を受けることができなく、会社運営に支障を与えていることが推察できる。具体的には、税制面での優遇処置等の継続および天津市政府の実務面でのバックアップの強化を要望していた（例えば、予定されていた電気の配線が当初予定より遅れたりしないこと等）。

### (3) 業種別集計結果の分析

現地の日系企業の取引ネットワーク構造は、業種ごとにどのような特徴があるかを考察するために、回答のあった19の会社を4つの業種に分類した。すなわち、自動車産業、食品産業、機械・電子部品産業、石油・化学産業である。その結果は、以下のとおりである。

①Ⅲ-3より大部分（9社中8社）の自動車関連企業の製品・部品の販売（納入）先は、天津市周辺地域の日系企業であることが確認できる。これは、2002年に

トヨタ自動車本体が天津に進出することに伴って、取引先や関連企業が天津の進出を決めたことによると推測される（アンケート調査の質問②番による）。一方、部品・原材料の仕入先も主に天津市周辺地域の日系企業や日本国内であることも表Ⅲ-1から読み取れる。以上のことから、次の二つのことが考えられる。

a) 天津市周辺では、自動車関連企業の地場企業（競争力のある部品メーカー）が少ない。b) 日系企業は、既存の取引先との関係を重視する傾向がある。換言すれば、現地での市場開拓（特に中国地場企業）に消極的である。上記理由のb)については、次のように考えられる。日本国内と異なる市場環境（文化、商習慣、法体制など）の中で新しいパートナーを見つけるよりも、中国進出以前から取引をしてきた企業との関係を維持し、収益が確保できれば新規の調達先の開拓は必要ないと認識している。しかし他方で、日本国内の産業集積の発展経緯や現地市場での激しい価格競争（会社Hは、事業運営の課題として、「天津市周辺地域の中国地場企業との商品価格面での競争が厳しい」と回答）から判断すると現地調達・生産、現地販売の比率を高めなければ生き残ることが難しいと考えている企業も認められる。

上記した a) の理由については、「中国自動車産業発展研究報告」（江、2003）によると、中国の自動車メーカーは、R&D 能力をほとんど持たず、合弁企業の外資企業側に頼っている。また、自動車産業は付加価値の高い産業であり、多くの地方政府が主な投資主体となることにより、他地域との競争力を高める保護主義的政策を実施している。その点では、多くの自動車メーカーとそれを支える部品企業は、激しい自由競争にさらされていないと考えられる。梶田(2009)も、「天津市産業発展課題として、原材料や部品調達が困難。とりわけ自動車関連では、日系自動車部品メーカーが必要とする周辺産業・関連産業が少ない」（p14）と述べている。

②表Ⅲ-4から食品関連企業は、現地で原材料を調達・生産し、現地で販売する傾向があることが確認できる。また、その中の2社が天津市地域の進出メリットを、「産業集積の活用」と回答した。その内容に、「部品・原材料調達の容易さ」を挙げた。食品関連産業の海外直接投資の理由は、これまで為替リスク回避や逆輸入<sup>7)</sup>が指摘されてきた。しかし、アンケート結果からは次第に現地市場開拓を重視する方向にシフトしていることが伺われる。

③表Ⅲ-5 から機械・電子部品企業 4 社についてみると、仕入先・販売先とともに中国系企業と日系企業が半々であった。中には、進出したメリットを、「産業集積の活用」と回答した企業が 1 社ある。その内容に、「部品・材料調達の容易さおよび大学との共同研究」を挙げた。このことから、天津市地域には同業種の集積効果を発揮する外部条件がある程度形成されているが、企業間連携や異業種間連携などの機能がうまく働いていないと考えられる。また、上記した自動車産業や食品産業と異なる点は、製品・部品の販売先を、天津地元企業や日本国内にとどまらず、中国全土や海外まで広げていることである。これは、現地の同業種の日系企業が広域的に販路開拓に力をいれていることを示すものでもある。

④表Ⅲ-6 から石油・化学企業 2 社は、仕入・販売先ともに周辺の地元企業であった。興味深いのは、その中の 1 社の仕入・販売先ともに日系企業以外の外資企業であった。これは、同業種について、周辺の地元企業（中小企業）を含めた産業集積がほとんど形成されていない可能性がある。一方、天津市内には既に多くの多国籍企業が進出しており、多大なビジネスチャンスがあるということも示している。

表Ⅲ-3 自動車関連企業（業種別集計）

会社名 (本社)	資本金 (億円) (本社/現地)	産業集積 の活用	取引先（仕入先）	取引先 (販売先)	主な製品・ 技術 (現地)
A社	0.5/4.55	なし	周辺（日系企業、中国地元企業）/日本国内	主に周辺（主に日系企業）	自動車向け樹脂部品の精密加工
B社	43.2/36.33	なし	周辺（日系企業）	主に周辺（主に日系企業。ほか中国地元企業）	自動車用プレス部品製造・販売
C社	118/9.38	なし	主に周辺（主に日系企業。ほか中国地元企業）/（日本国内、上海周辺）	周辺（日系企業）	自動車用のマフラー、ボデー部分
D社	30.21/3.5	なし	周辺（日系企業）	周辺（日系企業）	自動車向けフェンダーライナー、エンジンカバー
E社	0.57/0.4	なし	周辺（日系企業、中国地元企業）	周辺（日系企業）	自動車向けポータスダクト
F社	7.2/0.2	なし	周辺（中国地元企業）	周辺（日系企業）	自動車内装部品
G社	0.15/7.2	あり（新規事業展開）	主に周辺（中国地元企業や日系企業）/日本国内	周辺（日系企業）	自動車用プラスチック部品
H社	1/-	なし	周辺（日系企業）/主に日本国内	主に周辺（日系企業）/日本国内	自動車部品
I社	1,263.54/8.4	なし	周辺（中国地元企業、日系企業、外資企業）	周辺（中国地元企業、日系企業、外資企業）	タイヤ（乗用車用）

注：H社の現地企業の資本金については、無回答だった。

出典：アンケート調査より作成。

表Ⅲ-4 食品関連企業（業種別集計）

会社名 (本社)	資本金（億円） (本社/現地)	産業集積 の活用	取引先（仕入先）	取引先 (販売先)	主な製品・ 技術 (現地)
J社	200/34.4	なし	周辺（主に日系企業。ほか中国地元企業や外資企業）/（主に日本国内。ほか上海周辺）	周辺（主に外資企業。ほか日系企業や中国地元企業）/北京	宝磁力水特（飲料）
K社	5/22.17	なし	周辺（主に中国地元企業。ほか日系企業や外資企業）/（上海周辺、広州周辺、内陸部）	周辺（中国地元企業）/（上海周辺、広州周辺、内陸部）	即席めん、飲料、即席食品
L社	25.37/13.4	あり（部品・原材料調達容易）	日本国内、上海周辺	周辺（中国地元企業）/（日本国内、上海周辺）	中国国内食品メーカー向けの品質改良剤
M社	19.46/4.76	あり（部品・原材料調達容易）	周辺（中国地元企業、日系企業）	周辺（中国地元企業、日系企業）	お菓子（雪米餅）

出典：アンケート調査より作成。

表Ⅲ-5 機械・電子部品関連企業（業種別集計）

会社名 (本社)	資本金 (億円) (本社/現地)	産業集積 の活用	取引先 (仕入先)	取引先 (販売先)	主な製品・技術 (現地)
N社	4/5.11	なし	周辺(主に日系 企業。ほか中国 地元企業)/主に 日本国内。上海 周辺	周辺(日系企 業)/上海周 辺、広州周 辺、内陸部	各種軸受製 品の製造・販 売
O社	0.52/0.079	あり(部 品・材料調 達容易/大 学と共同研 究)	主に周辺(中国 地元企業)/日本 国内	主に周辺(中 国地元企業、 日系企業)/ (日本国内、 日本以外の 海外)	鑄造、鉄鋼用 高温温度計
P社	50/2.94	あり(モー タリゼーシ ョンの発 達)	日本国内	中国全代理 店販売	超硬サーメ ットPCD切 削工具
Q社	0.99/—	なし	周辺(中国地 元企業)/主に日本 国内	主に日本国 内。中国全土	ガスセンサ ー

注：Q社の現地企業の資本金については、無回答だった。

出典：アンケート調査により作成。

表Ⅲ-6 石油・化学関連企業(業種別集計)

会社名 (本社)	資本金 (億円) (本社/現 地)	産 業 集 積 の 活 用	取引先 (仕入先)	取引先 (販売先)	主な製品・ 技術 (現地)
R社	534.58/4.68	なし	周辺(日系企業)	周辺(日系企 業)	通気性フィル ム(紙おむつ材 料)
S社	61.03/4.64	なし	周辺(主に外資企業。 ほか日系企業)/上海 周辺、日本国内。	周辺(主に外 資企業。ほか 日系企業)	プラスチック 用塗料の製 造・販売

出典：アンケート調査より作成。

#### (4) アンケート調査のまとめ

アンケート調査結果をもって一般化することは、回答数が少なくて困難である。しかし、今回のアンケート調査を通じて、日本企業の天津市に進出した理由(主要取引先の海外移転等)や進出後のメリット(既存の取引先維持や現地での販路拡大等)、デメリット(人事労務管理の難しさや法制度や規制の複雑さ、不明瞭さ等)を概ね把握することができた。また、天津市地域におけるいくつかの業種の集積状況や特徴を把握することができた。自動車関連企業については、主な製品・部品の販売(納入)先として、天津市周辺地域の日系企業を対象としていることが分かった。一方、部品・原材料の仕入先は、主に天津市周辺地域の日系企業や日本国内の企業であることも分かった。これは、天津市地

域の周辺には同産業を支える関連・支援企業（地元企業）が少ないことによると考えられる。石油・化学産業をみると、大手企業（中国石油等）の経営における内部の垂直統合の影響で、社会的分業が十分に形成されなかった可能性が高いと考えられる。また、食品関連企業をみると、天津市地域では、ある程度産業集積のメリットを得られていることが分かった。機械・電子部品産業の場合は、天津市地域では、同業種の集積効果を発揮する外部条件が、ある程度形成されているが、企業間連携や異業種間連携などの機能がうまく働いてない可能性がある。そして、同業種の現地の日系企業は、販路開拓に力をいれていることも分かった。

#### 4. 小括

本章では、天津市内に現地法人形態として進出している日系企業の親企業としての日本企業へのアンケート調査を通じて、天津市の製造業を中心とした地域産業集積の状況や集積効果を解明し、産業集積の持続的発展、さらに天津市の地域経済を発展させるためにはどのような工夫をすべきかを考察した。

その結果、明らかになった点は次の通りである。①天津市周辺には、日系企業をはじめいくつかの産業集積が存在すること、②機械金属産業、とりわけ自動車産業においては供給力の強い補助産業（地元企業）が不足していること、③現地の産業集積におけるサポーターインダストリーが少ないため、多くの日系企業が産業集積のメリットを評価していないこと、④天津市の産業集積については、競争力のある関連・支援産業、特に部品製造、加工を行う地元中小企業を数多く育成する必要がある。

地元政府は外資企業の誘致を、産業政策の不可欠な一部分だと認識しているのであれば、事業運営に関わる市場環境を整えなければならない。それこそがWIN-WINの道だと考えられる。そのためには、地元政府が主体側として、以下の産業政策を取る必要があると考えられる。①外資企業と連携して人材育成を行う。②外資企業に対する優遇処置を再検討する。

天津市周辺の地元中小企業、特に競争力のある関連・支援産業の状況に関しては、今後現地調査を通して確認する必要がある。

## 注

- 1) 1953年から始まった五ヵ年計画は、5年ごとに全国人民代表大会で決定され、  
国務院（最高意思決定機関）の直属機関が制定し、国の主な経済・金融政策  
等に指針を示すものである。
- 2) 産業クラスター論の代表作としては、  
Porter, M.E. 1998. "Clusters and the New Economics of Competition", Harvard  
Business Review, Nov-Dec であり、比較制度分析の代表作としては Masahiko  
Aoki. 2001. "Toward a Comparative Institutional Analysis", MIT Press である。
- 3) 梁（2004）、羅・曹（2005）、文（2004）等がある。
- 4) ジェトロ北京センター（2010）「天津市の概況と投資環境」、pp. 8-9、日本  
貿易振興機構を参照。
- 5) 天津開発区投資網、<http://jp.investteda.org/TTJ/yscy/default.htm> を参  
照、2012年10月15日取得。
- 6) ジェトロ北京センター（2010）「天津市の概況と投資環境」、pp. 19-20、日  
本貿易振興機構を参照。
- 7) 下渡 敏治（2006）「国際化・グローバル化時代における食品産業の役割」農  
林水産省『食品企業財務動向調査』、pp. 40-41 を参照。

## 参考文献

- 有賀敏之「グレーター天津日系企業の産業集積」『名古屋学院大学論集』、第 47  
巻第 2 号、pp. 29-41、2010 年 10 月
- 伊丹敬之「産業集積の意義と論理」『産業集積の本質』有斐閣、1998
- 伊藤正昭『新地域産業論：産業の地域化を求めて』学分社、2011
- 梶田幸雄「中国環渤海地域（青島市、天津市）におけるビジネスの現状と可能  
性について」『環日本経済ジャーナル』、第 80 号、pp. 8-25、2009 年 2 月
- 丸川知雄「中国の産業集積：その形成過程と構造」関満博（編）『アジアの産業  
集積：その発展過程と構造』日本貿易振興会アジア経済研究所、pp. 29-61、  
2001 年 3 月
- 中小企業庁『2000 年版中小企業白書』、2000
- 梁琦『産業集積論』商務印書館、2004



- 羅勇・曹麗莉「中国製造業集聚程度變動趨勢実証研究」、『經濟研究』第8期、  
pp.106-115、2005
- 江源「中国自動車産業發展研究報告」中国國家統計局、2003
- 湯進「温州の金型産業」『中国經濟』、第509号、pp.72-89、日本貿易振興機構、  
2008年6月
- 天津統計局『天津統計年鑑2009』中国統計出版社、2009
- 文玫「中国工業在区域上的重新定位和聚集」、『經濟研究』第2期、pp.84-94、2004
- Marshall,A.1920,“*Principles of Economics*”,  
Macmillan.馬場啓之助訳『經濟学原理Ⅱ』東洋經濟新報社、1966
- Masahiko,Aoki.2001.“*Toward a Comparative  
Institutional Analysis*”,MIT Press
- Porter,M.E.1998.“*Clusters and the New Economics of Competition*”,Harvard  
Business Review,Nov-Dec.

#### 第IV章 産業發展の先進事例

—東莞市における電子産業の現状と發展可能性—

前章で考察したように、天津市の経済発展において機械産業は非常に重要である。この産業の健全な発展を促進するためには、それを支える電子産業の役割は非常に大きい。従って、電子産業の発展が天津市の経済発展に重要な意義を持つと言える。

本章では、沿海発展戦略の先進地域である広東省・東莞市を採り上げ、その仕組みや方法、問題点および対応策を明らかにすることにより、天津市の電子産業の発展に応用できる道筋を探る。

また、この先進事例の考察により導出した新たな経済発展モデルのあり方は、今後、内陸部の産業発展および経済発展のあり方を見出すのに、大変参考になると考えられる。

## 1. 目的と背景

今日まで、中国の経済発展の牽引役を担ってきたのは、他地域より一足早く対外開放した沿海部の都市群であった。代表的な地域は、広東省の広州・深圳を軸とした珠江デルタ地域と蘇州・上海を軸とした長江デルタ地域である。しかし、国内の労働賃金の上昇や2008年の金融危機など国内外市場環境の変化が、海外輸出に大きく依存してきた沿海部の経済発展モデルを大きく揺るがした。自国の経済発展を維持するために、中国政府も海外輸出から内需拡大に重点を置き換えるべきだと認識しはじめ、景気の刺激策として内陸部のインフラ投資を主体とする総額4兆元の投資を行った<sup>1)</sup>。その結果、内陸部の経済が飛躍的に発展しつつある。内陸部の経済発展は中国全体の経済発展を大きく支えているとはいえ、まだ初期段階であり、その貢献度は沿海部の経済発展ほどではない<sup>2)</sup>。沿海部の経済が国全体に与える影響が依然として大きいことは確かである。ただし、これまでの経済発展モデルを見直さなければならない。例えば、経済全般における産業組織や産業構造、産業政策などを改めて検討する。

近年、東莞市も同じく国内外市場環境の変化の影響を受け、経済成長が大きく失速している。当市の経済発展の仕組みの問題点は、①他市と比べ、外資企業依存の度合いが極めて高い<sup>3)</sup>。②「来料加工」(広東型委託加工)の形態が長年重要な経済的位置を占めていることであると考えられる。景気が良い時は、これらの特徴が当市の経済発展を大きく向上させるが、一旦景気が悪くなると、

当市の経済発展に大きなダメージを与える。その理由は、①の場合、外資系企業にとって東莞市が投資先として大きな魅力を持っている理由の一つとして、労働力の豊富さや賃金の安さがあったが、経済発展に伴い、これらの比較優位的な要素がその強みを失いつつあることによる。それにより、外資企業は他の国や地域に生産拠点を全部或いは一部分を移転するものと考えられる。また②の「来料加工」について、その形態が、単純な組立・加工など低付加価値な製品やサービスを提供することが主要な部分を占めており、現地企業にとっては資本・技術の蓄積がほとんど形成されていないことによると考えられる。東莞市がこれらの問題点を克服し、安定かつ持続的な経済発展を図るためには、現地企業を中心とした経済発展ができる仕組みや方法を模索する必要がある。

地域の経済発展においては、主導産業の役割が大変重要であると考えられる。本論における主導産業とは、基幹産業であり、成長産業の可能性が高い産業を指す。主導産業の安定かつ持続的な発展、そして関連産業への波及効果の程度によって、その地域の経済が繁栄するかどうか規定される。東莞市の経済発展においては、電子産業が主導産業として、大変重要な役割を果たしてきた<sup>4)</sup>。

しかし、主導産業である電子産業もいずれ成熟期そして衰退期に入るので、現在の発展段階の期間を延ばし、成長ペースを落とさない工夫をすることが重要である。従って、生産性の向上や製品・技術・サービスの高付加価値化などを求め続けることが必要であると考えられる。例えば、電子産業とその関連産業に関わるベンチャー企業の創出や新事業展開<sup>5)</sup>など、新規企業の創出が考えられる。一方、2010～2012年の『東莞市統計年鑑』によると、電子産業において外資系企業の占める比率(企業数、付加価値額)は、2010年(75.6%、87.4%)、2011年(77.7%、83.5%)、2012年(73.5%、84.0%)である。すなわち、電子産業の中で、外資系企業は企業数、付加価値額のどちらも大きな比率を占めており、東莞市の経済発展に大きな影響を与えられられる。現地企業は、近年になって少しずつ割合を増やしているが、そのペースは大変遅い。また、これらの現地企業の大部分は自社製品・技術を持たないと考えられるので、市場競争力も弱い。

以上のことから、東莞市の持続的な経済発展を図るためには、多数の現地企業で構成された産業集積、特に主導産業を担う電子産業を主体とした集積の地

域への定着性の強化、活性化が重要であると考えられる。すなわち、電子産業において、既存の現地企業の競争力を高めることと、競争力のある新規の現地企業を数多く育成する必要がある。そのためには、現地企業自ら生産性向上のための工夫を尽くし、競争力を高める努力を行う必要がある。また、現地企業がこの分野または関連分野に新たに参入できるよう、東莞市政府がこれをサポートするための政策を策定し、実施することも必要である。

## 2. 東莞市の経済発展の方策を捉える視点

東莞市の経済・産業に関する先行研究として、次のものが挙げられる。王(2002)は、東莞市の外資主導による輸出加工型の発展パターンは、地元への経済波及効果が小さく、技術、ノウハウの移転が限られ、外資が条件のよい地域に移転してしまえば発展が止まるリスクがあると指摘している。また、加藤(2003)は、東莞の発展が維持されるかどうかは、①外資が引き続き投資を続けるかどうか、②外資と地元企業とのリンケージがどの程度形成されているか、③地元企業がどの程度育っているかといった点にポイントがあると指摘している。さらに、関(2002)は、東莞市の経済発展が次のステージへ移行するためには、地場の産業基盤技術の整備強化、人材育成、産学の共働がポイントになると指摘している。特に、地場の産業基盤技術の整備強化では、地場資本の育成を通じ、産業の基盤技術の充実を図っていくことが、外資企業の定着にも繋がっていくとする視点から、地場企業の育成を相当意識した産業化の方向を模索すべきだと指摘している。

以上概観した先行研究は、東莞市の持続的な経済発展を図るため、むやみに外資に頼ることではなく、外資を適度に取り入れながら、現地企業を育成することが重要であると指摘している。しかし、現地企業を量的に増やすだけでは無意味であり、質的に強い現地企業を増やす必要がある。すなわち、高付加価値な製品・技術・サービスが提供できる現地企業を増やすことが、東莞市の持続的な経済発展において重要な鍵になると考えられる。この点について、上記の先行研究では十分な検討が行われているとは言えない。また、先行研究は、外発的発展より内発的発展が重要であることも示唆している。健全な内発的発展を図るためには、その地域の企業自ら様々なイノベーション<sup>6)</sup>を起こし、常

に競争優位性を保つ努力を行う必要があると考えられる。

シュムペーターは、イノベーションを「新結合」として捉え、経済発展は「新結合」の遂行であると指摘している。具体的には、次の5つの項目を挙げている。①新しい財貨、②新しい生産方法、③新しい販路の開拓、④原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の実現、である(塩野谷ほか 1980、p152)。また、ポーターは、「クラスターは企業や産業がイノベーションを進める能力を強化し、それによって生産性の成長を支える」と指摘している(竹内 1999、p86)。これらの見解から、企業や産業がイノベーションを行うことこそが、生産性を向上させ、産業と経済の持続的な発展を実現させることができると考えられる。

以上のことを踏まえ本章では、定量分析、アンケート調査とヒアリング調査により、東莞市の持続的な経済発展のために、電子産業における現地企業の数量的な増加、自己努力によるイノベーションを通じた競争力の強化が持つ意義について考察する。

### 3. 東莞市とその産業の概要

#### (1) 地理的位置とその概要<sup>7)</sup>

東莞市は、広州から東に 56 km、香港から北へ約 100 km と離れ、珠江デルタの東北部に位置している。1985 年 9 月に県が廃止され県級の市となり、同年、経済開発区に指定された。管轄区域は、4つの区および 28 の鎮から構成され、面積は 2,465Km<sup>2</sup> と神奈川県と同程度である。総人口は約 825 万人(2011 年末時点)であるが、そのうち戸籍人口は約 185 万人に過ぎない。残りの約 640 万人は市内に進出した外資系企業の工場で働く他省からの出稼ぎ労働者であり、人口流入が激しい。近代以前に香港が東莞県に属していたため香港市民の先祖を遡れば 10 人に 1 人程度は東莞籍と言われる。数十万人の華僑の故郷でもある。

この経緯もあり、改革開放初期から香港企業等が郷鎮企業への委託生産、合併など加工貿易形態として衣料、雑貨、電気電子等へ活発に投資した。また、内陸からの低廉な出稼ぎ労働者を活用し、90 年代から急激な経済発展を遂げた。香港系、日系等の AV 機器部品メーカーに加え、90 年代後半には台湾系を主とするパソコン部品メーカーの進出が加速し、PC 関連品の世界的生産拠点になっ

た。2011年の東莞市のGDPは約4,735億元である。その内訳をみると、第1次産業約31億元(0.6%)、第2次産業約1,642億元(34.7%)、第3次産業約3,062億元(64.7%)である。第2次産業における5つの主要産業の総額は約1111億元(67.7%)、そのうち電子製造業約434億元(39.1%)、電気機械及び設備製造業約303億元(27.3%)、繊維産業約225億元(20.2%)、飲料と食料品の加工製造業約76億元(6.8%)、紙・紙加工品製造業約73億元(6.6%)である。

## (2) 東莞市の電子産業の現状

東莞市における製造業の特性について考察するため、『東莞統計年鑑 2012』を基に、産業の構成比率と特化係数を求め、特定産業を抽出する。特定産業とは、産業における構成比率が高く、特化係数も1より大きい産業分野と定義する。これにより8つの産業分野が抽出された(表IV-1)。

表IV-1 東莞市の特色ある産業

業種	構成比率 (%)	特化係数
電子産業	28.02	3.13
なめし皮、毛皮	11.41	4.03
電気機械器具	10.13	1.55
ゴムとプラスチック	7.78	7.62
文教体育(雑貨)	6.52	5.42
衣類、靴、帽子	5.62	1.35
家具・装備品	3.60	3.10
金属製品	3.41	1.00

出典：『東莞統計年鑑 2012』より作成。

考察対象を東莞市の主要な8つの産業分野に絞り込んだ。特に、電子産業は構成比率が高く、特化係数も大きい。

ここで、主要な産業分野の中でも構成比率が20%より高い割合を占める電子産業を基幹産業とする。この、基幹産業であり、かつ特定産業でもある電子産業に重点をおき、考察・分析を進める。電子産業の従業員数の時系列の変化を、2002～2012年の11年間のデータに基づき、図IV-1に示した。

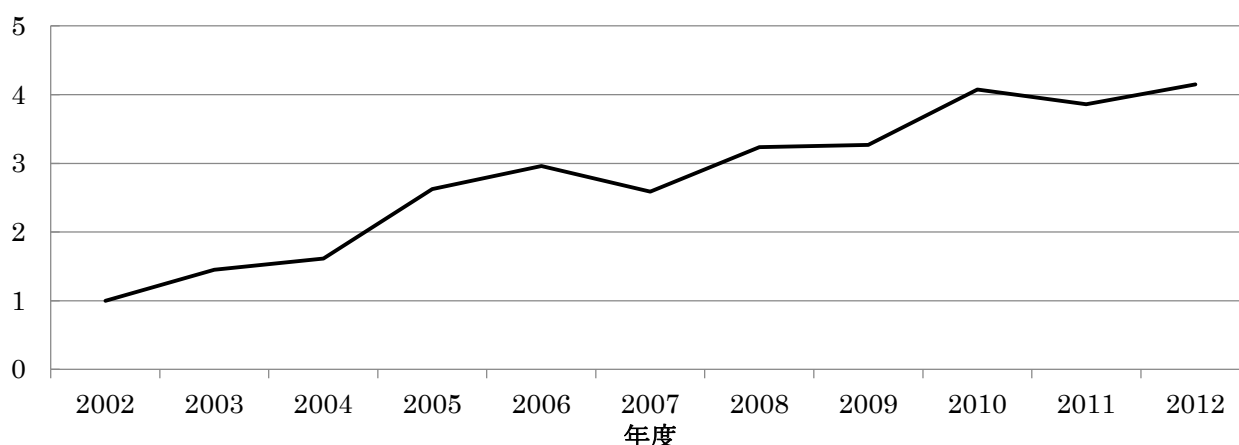


図 IV-1 電子産業の従業員の推移

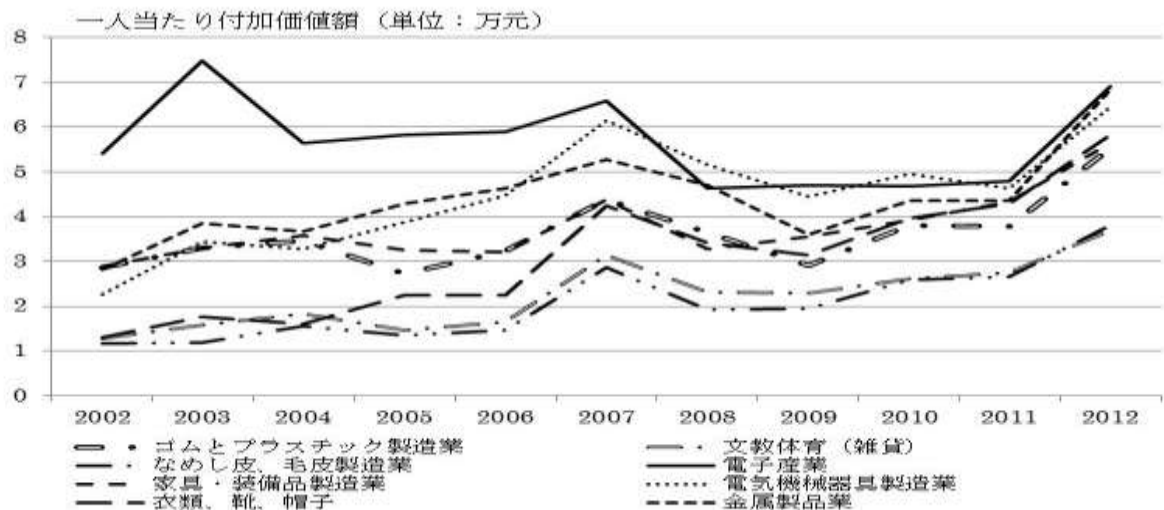
注：2002年における電子産業の従業員数を1とし、指数化した数値である。

出典：『東莞統計年鑑』、各年版より作成。

これによると、電子産業の従業員数は、2007年と2011年以外はすべて前年度に比べて増加し、全体的に右上がり傾向があると言える。

さらに、電子産業の従業員一人当たり付加価値額＝労働生産性の推移を見極めるため、上記の他の7つの産業分野の労働生産性と比較する（図IV-2）。ここで、2008年のリーマンショックによる経済全般への大きな影響を考慮し、2002～2007年、2009～2012年の2つの期間に分けて捉える。図IV-2によると、2002～2007年は、電子産業、電気機械器具製造業、金属産業の3業種が他の5つの業種に比べ、明らかに労働生産性が高いことが確認できる。すなわち、この期間中、東莞市では加工組立型の工業が著しい成長を遂げてきたと言える。特に、電子産業について、それは顕著である。2009～2012年は、最初の3年間はリーマンショックからの緩やかな回復基調を見せており、2012年にはリーマンショック前の水準を超える勢いで成長している。この期間中でも、電子産業の成長は顕著であることが確認できる。

以上の電子産業の構成比率と特化係数、従業員数の時系列、労働生産性の時系列の3点を総合すると、東莞市において、基幹産業である電子産業は、成長産業である可能性が高いと考えられる。



図IV-2 8つの産業の労働生産性の推移

注：一人当たり付加価値額は、GDPデフレーターで調整後の数値。

出典：『東莞統計年鑑』、各年版より作成。

#### 4. アンケート調査

東莞市の電子産業の現状や将来性について分析・考察するため、当市に進出している日系企業の親企業としての日本企業を対象に、アンケート調査を郵送方式により実施した。

##### (1) アンケート調査の概要

- 1) 調査対象：広東省の東莞市に進出している日系企業の親企業
- 2) 調査方法：『海外進出企業総覧 国別編 2012年版』を基本とし、調査対象数を確保するため、『上海・香港・華南進出電子メーカー 2007年版 華南編』を合わせ（重複は除く）、電子製造業に属する日系企業の親企業にアンケート票を郵送した。
- 3) 実施経過：①実施時期：2014年4月15日～同4月30日、②発送数・回収数：発送数97件、回収数21件、回収率21.6%。そのうち、現地会社の売却及び無回答4件を除く有効回答数は17件。

##### (2) アンケート調査結果



分析は単純集計に基づき、基本的で主要な論点に絞り込んだ。なお、括弧内は質問事項及び回答数である。また、複数回答の場合は、回答項目ごとに占める割合を示した（合計は100%にはならない）。

### 1) 現地法人のプロフィール

**(a)資本金[回答数 17 件]** 中国の「統計上における大中小型企業の区分標準2003」<sup>8)</sup>に基づくと、中小企業は16件（94%）である。

**(b)従業者数[回答数 17 件]** 中国の「統計上における大中小型企業の区分標準2003」に基づくと、中小企業は16件（94%）である。

**(c)創立時期[回答数 17 件]** 90年代に進出しているものが7件（41.2%）であり、そのうち1994、1995年に進出しているものが6件である。2000年代に進出しているものが10件（58.8%）であり、そのうち2003、2004年に進出しているものが7件である。

これは、1992年に中国のリーダーである鄧小平が「南巡講話」により、中国の国内経済が改革・開放の路線へ変更したことや2001年11月にWTOに正式加盟することにより、多くの日本企業が中国への投資を決断したことの影響が大きいと考えられる。

**(d)主な製品・技術、[回答数 17 件]** 電子部品・デバイス・電子回路製造業に属するものが10件（58.8%）、情報通信機械器具製造業に属するものが7件（41.2%）である。

### 2) 電子産業の市場状況や将来性について

**拡大／成熟期／縮小及び衰退、[回答数 17 件]**

市場が「拡大」とするものが7件（41.2%）、「成熟期」とするものが7件（41.2%）、「縮小及び衰退」とするものが3件（17.6%）である。8割超の会社が「拡大」または「成熟期」と回答していることから、当市の電子産業は拡大期から成熟期への転換期にあると考えられる。

### 3) 原材料の調達先及び部品・完成品の販売先について

**(a) 仕入先（複数選択可。その場合、「最もウェイトの高い項目」について別途選択）** [中国系地元企業（複数回答可）：東莞市内／東莞市外]／[日系企業

(複数回答可)：東莞市内／東莞市外]／[日系以外の外資企業 (複数回答可)：東莞市内／東莞市外]／日本国内／その他、[回答数 17 件]。

東莞市内の中国系地元企業 6 件 (35.3%)、東莞市外の中国系地元企業 9 件 (53.0%)、東莞市内の日系企業 4 件 (23.5%)、東莞市外の日系企業 12 件 (70.6%)、東莞市内の外資企業 2 件 (12.0%)、東莞市外の外資企業 5 件 (29.4%)、日本国内 14 件 (82.4%) である。回答企業 17 件のうち、仕入先について、「最もウェイトの高い項目」を選択した企業は 9 件である。その内訳は、東莞市内の中国系地元企業 1 件、東莞市外の中国系地元企業 1 件、東莞市内の日系企業 2 件、東莞市外の日系企業 2 件、日本国内 3 件である。東莞市の日系企業は、①東莞市内よりも東莞市外の企業を仕入先として選定する傾向がある。②現地企業よりも日系企業や日本国内を重視する傾向がある。③日系以外の外資企業からも一定の割合の仕入を行っていることは、現地でのグローバル化が進んでいる証拠でもある。主な仕入先としては、日本企業 (日系企業と日本国内) が最優先されているが、現地企業の開拓・確保にも力を入れていることが伺える。

(b) 販売先 (複数選択可。その場合、「最もウェイトの高い項目」について別途選択) [中国系地元企業 (複数回答可)：東莞市内／東莞市外]／[日系企業 (複数回答可)：東莞市内／東莞市外]／[日系以外の外資企業 (複数回答可)：東莞市内／東莞市外]／日本国内／その他、[回答数 17 件]

東莞市内の中国系地元企業 2 件 (12.0%)、東莞市外の中国系地元企業 7 件 (41.2%)、東莞市内の日系企業 4 件 (23.5%)、東莞市外の日系企業 13 件 (76.5%)、東莞市内の外資企業 0 件 (0%)、東莞市外の外資企業 5 件 (29.4%)、日本国内 14 件 (82.4%)、その他 2 件 (12.0%) である。回答企業 17 件のうち、販売先について、「最もウェイトの高い項目」を選択した企業は 10 件である。その内訳は、東莞市内の日系企業 2 件、東莞市外の日系企業 4 件、日本国内 4 件である。

東莞市の日系企業は、仕入先の場合と同じく、①東莞市内よりも東莞市外の企業を販売先として選定する傾向がある。②現地企業よりも日本企業 (日系企業と日本国内) を重視する傾向がある。仕入先の場合と明らかに異なる点は、主な販売先としては、日本企業 (日系企業や日本国内) のみであり、現地市場開拓が遅れていると考えられる。

#### 4)生産性向上について（最近3年間）

変化なし／低下／少し向上／大きく向上、[回答数 17 件]

生産性に「変化なし」とするものが5件（29.4%）、「低下」とするものが5件（29.4%）、「少し向上」とするものが4件（23.5%）、「大きく向上」とするものが3件（17.6%）である。すなわち、約4割の企業の生産性が向上しているが、約6割の企業の生産性が「変化なし」あるいは「低下」である。この結果に至ったのは、近年の賃金の上昇やリーマンショックでの世界不況などが考えられる。

#### 5)生産性向上の要因について（複数回答可）

(a) 立地要因（複数回答可）：部品調達の容易さ／初期コストの安さ／労働力の豊富さ／諸税の優遇処置／交通の便利さ／その他、[回答数 2 件]

「労働力の豊富さ」2件、「部品調達の容易さ」1件である。東莞市の立地にメリットを実感している日系企業は見られない。

(b) 自己努力（自由回答）、[回答数 9 件]

回答数は9件あり、その内容を類型化すると次のとおりである。生産方法の改善6件（「製造ラインの機械化・自動化推進」や「生産自動化による作業効率改善」など）、人材育成2件、販路拡大1件である。立地におけるメリットより、生産方法の改善や人材育成などを通じた自己努力を重視している企業が多いと言える。

#### 6)生産性を向上させるための今後の取組み（自由回答）

回答数は14件あり、その内容を類型化すると次のとおりである。生産方法の改善7件（「更なる自動化の推進」や「省力化の設備の導入」など）、人材育成6件（「作業員の技能水準向上」や「従業員教育による品質の向上」など）、経営革新1件（最適地生産、購買機能や量産開発技能の海外移転）である。

#### 7)事業運営の課題や展望、東莞市政府への要望や改善点（自由回答）

回答数は7件あり、その内容を類型化すると次のとおりである。労働力の確保や人件費の上昇4件（「従業員の定着率が不安定」や「人件費の高騰に伴う従業員の定着率の低下」など）、市場規制の緩和1件、日本人駐在員の安全確保1件、不良率の低下、納期厳守等の意識向上1件である。

### (3) アンケート調査の考察

(2)における調査結果に基づき、次の知見を得ることができた。

①東莞市の電子産業が発展し続け、新たな拡大期に移行するためには、ベンチャー企業や新事業展開など新規企業を創出し、付加価値を高める必要があると考えられる。これを実現するには、企業自らの努力が重要である。そのうえで、新規参入の障壁の緩和や新規創業の奨励政策など、東莞市政府による外部環境作りも必要である。

②現地における調達率と販売比率を高めることが求められる。現地の調達先として、日本企業を優先する一方、現地企業や日系以外の外資企業からの調達率を高め、生産コストを抑える必要がある。とりわけ現地企業からの調達率を高めることが、地域と日系企業の連携を強化させ、Win-Win 関係が形成されると考えられる。また、人件費の向上やリーマンショックによる世界不況などが原因で、売上高の不振や利益の減少などに直面する日系企業にとって、この状況を改善するためには、人件費の安い東南アジアに生産拠点を移転する選択肢も考えられる。しかし、それよりも、市場の大きな現地の販売比率を高めることにより利益を確保したほうが、企業自らの中長期的な発展に繋がると考えられる。

③原材料の調達先及び部品・完成品の販売先について、「東莞市内よりも東莞市外の企業を優先的に選択する傾向がある」ことから、電子産業に参入している東莞市内の現地企業は、他の地域の企業に比べ、競争優位性が低いと考えられる。珠江デルタ全体を取り上げると、康佳（深圳）、TCL（惠州）、美的（順徳）、科龍（順徳）、格力（珠海）など、競争力の強い企業が着実に成長している。しかし、東莞市では競争力のある企業がまだ見られない。

④生産性向上を図るためには、生産方法の改善や人材育成など、自己努力を行うことが求められる。大橋（2003：143）は、「輸出志向型の対中投資では、低賃金の豊富な労働力が重要な誘因である」と指摘している。この誘因は、対中投資の初期段階には大きなメリットになったと考えられるが、近年の労働法の改正による賃金の上昇に伴い消滅しつつある。低賃金による立地のメリットが小さくなり、中国国内市場や世界不況など外部環境が大きく変わっている現在、多くの日系企業は自らの努力により成長・発展を図ることが求められる。

## 5. ヒアリング調査

2013年7月25日と26日の2日間をもって、広東省・東莞市の現地企業A社、日系企業B社にヒアリング調査を行った。調査は、現地企業A社については副社長、日系企業B社については執行役員にそれぞれ直接質問形式により実施した。また、両社の選択に際しては、次の3点を考慮した。①両社とも、電子産業分野に属しており、中小企業である。②現地企業A社は、東莞市の企業において一般的である「来料加工」の形態をとっている。③日系企業B社は、今回のアンケート調査とヒアリング調査の協力企業である。

東莞市において電子産業に属する多くの現地企業は、長年「来料加工」の形態をとり、自らの成長・発展を図ってきた。しかし、リーマンショックを機に世界経済が不況になり、輸出加工ビジネスが減少し受注が少なくなつたことにより、「来料加工」ビジネスの限界性を露呈した。このような状況を改善するため、現地企業の現状、課題、取り組むべき行動などを明確にする必要がある。また、現地企業の問題点や課題をより明らかにするため、日系企業との対比分析を試みた。

まず、両社の基本状況についてまとめる。次に、ヒアリング結果をまとめ、それについて分析・考察する。

### (1) ヒアリング調査結果

両社の企業名、資本金、従業員数、製品・技術、住所は表IV-2に示すとおりである。

表IV-2 両社の基本状況

企業名	資本金 (億円)	従業員数 (人)	製品・技術	住所
現地企業 A社	5.67	450	ICの加工組立、完成品の組立等	東莞市・長安鎮

日系企業 B社	6.3	189	電子機器の製造、販売 (基板実装、完成品組 立等)	東莞市・風崗鎮
------------	-----	-----	---------------------------------	---------

出典：ヒアリング調査より作成。

両社について、表Ⅳ-3に示すヒアリング調査結果に基づき、次の3点に着目する。

①電子産業の市場状況や将来性について：A社とB社は正反対の見解を述べている。すなわち、A社は消極的な見方であり、B社は積極的な見方である。見解が異なる要因については、生産・加工する製品・部品が異なることに加え、外部環境の変化に対応できる体質の有無が大きく関わると考えられる。

②取引先（仕入・販売）について：A社は限られた特定の国または地域から原材料や部品を調達し、また限られた特定の国または地域に商品を販売・納入している。B社は原材料や部品を広範囲から調達し、販売先も市場変化に応じて選択している。普段から危機意識をもって、多様な取引先を確保する努力を行うことにより、外部環境が急変した場合でも素早い対応ができると考えられる。

③生産性向上について：A社は、「生産性が低下した」理由について、「既存の受注先の減少」や「新たな受注先の確保の難しさ」などを挙げている。そして、「生産性向上における今後の取組み」について、「自社技術の形成」や「自己商品の開発」などを挙げている。B社は、「生産性が少し向上した」理由について、「最新鋭自動機械装置の導入」や「国内市場動向に適応するため、設計開発体制の強化」などを挙げている。「生産性向上における今後の取組み」について、「製造ラインの自動化推進」や「国内市場開拓」を挙げている。A社が生産性を高めるためには、自社の製品・技術を早い段階に構築することが何より重要である。B社は既に、生産性を高めるため、様々な努力を行っている。また、更なる生産性向上を求め、絶え間なくイノベーションを続けようとする姿勢が伺える。

表Ⅳ-3 ヒアリング調査結果

会社名 ヒアリング項目	A社	B社
電子産業の市場状況、 将来性	市場は縮小しつつあり、衰退期に向かっている。	市場は拡大期に入っている。
生産性向上の有無	低下した。理由として：1)既存の受	少し向上した。理由とし

(最近3年間)	注の減少。2)労働賃金の増加や離職率が高い。3)新しい受注先の確保が難しい。	て：1)交通の便が良い。2)最新鋭自動機械装置の導入。3)国内市場動向に適應するため、設計開発体制の強化。
生産性向上における今後の取組み	人材確保、自社技術の形成、自己商品の開発、国内外市場の開拓等。	設備投資の最適化、製造ラインの自動化推進、中国国内市場開拓等。
仕入先	リーマンショック前は主に日本国内、ほかに現地調達。リーマンショック後は、主に韓国、ほかに現地調達。	主要な部品や原材料は、日本国内、日系企業から調達。附属的なものは現地企業から調達。
販売先	リーマンショック前は、主に日本国内。リーマンショック後は、主に韓国。	リーマンショック前は、主に日本国内、アメリカ、EU。ほかに現地企業、日系企業。リーマンショック後は、日本国内、アメリカ。ほかに現地企業、日系企業。
事業運営の課題や展望	国内市場開拓に力を入れる。「加工貿易転型昇級」 <sup>9)</sup> を早急に成し遂げる。	賃金上昇への対応、現地企業とのコスト競争、国内市場開拓に適する人材確保等。
現地政府への要望	東莞市政府は、利用者側の視点から政策を策定すべき。例えば、政府の補助金、税金減少などの申請手続きの簡略さ、融資しやすい政策など。	税関や税務当局、環境局など行政機関による過剰な査察を控えるべき。

出典：ヒアリング調査より作成。

## (2)ヒアリング調査の考察

今回のヒアリング調査結果により、次のことが分かった。まず、現地企業の体質を変革する必要がある。すなわち、東莞市の電子産業に属する現地企業は、従来からの来料加工の形態から、自社の製品・技術・サービスを基にしたビジネス形態への変更を通じ、外部環境の変化に対応できる体質に変革する必要がある。次に、現地企業の競争力を高める必要がある。すなわち、新たな付加価値を付けるため、日系企業B社のように、「最新鋭自動機械装置の導入」や「国内市場向けの設計開発体制の強化」など自ら様々な努力を行う必要がある。最後に、現地企業も外資企業である日系企業も、自社の競争優位性を維持するため、絶え間なくイノベーションを続ける必要がある。

以上のことから、東莞市の電子産業に属する現地企業において、長年とってきた「来料加工」の形態は、外部環境の変化に適應できなくなり、変更せざる

を得ない段階に達していると言える。すなわち、自らの製品・技術・サービスを基にしたビジネス形態にシフトする必要がある。また、外部環境の変化の影響を最小限に抑えるために、自らイノベーションを起こすことが重要であると言える。

## 6. 小括

本章では、これまで中国の経済発展を支えてきた沿海部の経済発展モデルが、国内外市場環境の変化により、見直されなければならない時期に来ていることを踏まえ、広東省東莞市を取り上げ、地域経済を持続的に発展させるための仕組みや方法、今後の発展モデルについて分析・考察した。具体的には、定量分析と定性分析（アンケート調査、ヒアリング調査）により、東莞市の主導産業である電子産業の現状や今後の発展可能性を考察した。定量分析では、東莞市の経済発展においては電子産業の発展が重要であること、現地企業が電子産業に占める比重は大変小さいことが確認できた。アンケート調査とヒアリング調査の両方の結果から共通して分かることは、電子産業における現地企業の競争力の弱さであり、それを解決するためには、自らイノベーションを行う必要があることである。

すなわち、現地企業が自らイノベーションを起こし、高付加価値な製品・技術・サービスを提供できるようになること、また地域に根付き、こうした経営を行う新たな現地企業の増加を促進することにより、東莞市の持続的な経済発展が実現されると考えられる。

以上の見解は、天津市の電子産業の発展のあり方においても同じく言えることであると考えられる。また、本章で取り上げた東莞市をはじめ、沿海部都市が中国経済全体を牽引してきた経済発展モデルは限界を迎えている中、東北部や内陸部など経済発展が遅れている地域の経済発展を促進することが、中国全体の更なる発展には欠かせない。国全体の均衡の取れた健全な発展を実現するためにも、沿海部都市は勿論、東北部や内陸部などの都市も自律的に発展できる仕組みや方法を見出していく必要がある。

注



- 1) 酒向(2010)、p141を参照。
- 2) JEITA 北京事務所(2013)、p6を参照。
- 3) 加藤(2003)、p135を参照。
- 4) 本論の第3章の2節を参照。
- 5) 中小企業庁(2013)、p91を参照。
- 6) ドラッカ(1985)は、イノベーションとは、資源に対し、富を創造する新たな能力を付与するものであるとしている。また、体系的なイノベーションとは、実に、イノベーションの機会を七つの領域において探すことにほかならないと指摘している。具体的には次のとおりである。①予期せざるもの存在である。②調和せざるもの存在である。③必然的に必要なるもの、すなわちプロセス上のニーズの存在である。④地殻の変動であり、すなわち産業や市場の構造変化である。⑤人口構成の変化である。⑥認識の変化、すなわちものの見方、感じ方、考え方の変化である。⑦新しい知識の獲得である。また伊丹(2009)は、イノベーションとは、技術革新の結果として新しい製品やサービスを作り出すことによって人間の社会生活を大きく改変することであるとする。そして、イノベーションのプロセスは、三つのステップが段階を追って積み重なっていると述べている。①筋のいい技術を育てる。②市場への出口を作る。③社会を動かす。
- 7) ジェトロ広州(2011)と東莞市統計局(2012)、p170を参照。
- 8) 中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心(2008)、pp4-5を参照。
- 9) 「加工貿易転型昇級」とは、加工貿易の高付加価値化への切り替えを指す。

## 参考文献

- 伊丹敬之『イノベーションを興す』日本経済新聞出版社、2009
- 電子経済研究所『上海・香港・華南進出電子メーカー 2007年版 華南編』、  
2007

- JEITA 北京事務所 「2013 年上半期中国電子情報産業の動向について」 電子情報技術産業協会、2013
- ジェトロ広州「東莞市の概況」 日本貿易振興機構、2011
- 加藤弘之『シリーズ現代中国経済 6：地域の発展』 名古屋大学出版会、2003
- 大橋英夫『シリーズ現代中国経済 5：経済の国際化』 名古屋大学出版会、2003
- P.F. ドラッカー（上田 惇生・佐々木 実智男訳）『イノベーションと企業家精神：実践と原理』 ダイヤモンド社、1985
- 酒向浩二「中国の新たな成長戦略として注目される内陸部開発」 みずほ総研論集 2010 年 1 号、pp.139-162、2010
- 関満博『世界の工場：中国華南と日本企業』 新評論、2002
- 塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一（日本語訳）『シュムペーター 経済発展の理論』 岩波書店、1980
- 竹内広高（日本語訳）『競争戦略論Ⅱ』 ダイヤモンド社、1999
- 東莞市統計局『東莞統計年鑑』 中国統計出版社、2003～2013
- 東洋経済社『海外進出企業総覧 国別編 2012 年版』、2012
- 鶴見和子『内発的発展論の展開』 筑摩書房、1996
- 中小企業庁『中小企業白書 2013 年版』 佐伯印刷株式会社、2013
- 王絹慈「地方産業群戦略」 『中国工業経済』、2002
- 中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心『中国中小企業藍皮書—現状と政策（2007－2008）』 中国発展出版社、2008

## 第 V 章 日本の地域における中小企業政策の展開方策

本章では、日本における地域産業政策、とりわけ中小企業政策の実施状況（国と地方の連携・協働、大企業と中小企業の相互関係など）および今後のあり方

を考察し、天津市における産業振興策への効果的な応用の可能性について検討する。

## 1. はじめに

日本の中小企業政策は、産業政策の重要な一環として、1990年代に入るまでは、国の主導により実行されてきた。それが、地方自治の分権化への活発化及び中小企業基本法の改正により、地域における産業政策の重要な施策として注目されるようになってきている。

今日において、日本の経済発展を促進するためには、地域が主体とした産業政策の実行が必要とされる。また、昨今の産業政策の役割を包括的に把握するため、併せて国の主導により実行されてきた産業政策について整理して評価することも重要である。

日本は第2次大戦後、1950年代の経済復興期、1960年代の高度経済成長期、1970年代の省エネ型産業および1980年代の知識集約型産業のような質的な経済発展により、急速な経済発展を遂げた。それ以来、世界の経済学者による関心は、日本の経済発展とそれを支えてきたとされている日本の産業政策に寄せられてきた。

国の産業政策の有効性および評価については、経済学者によりその見解は異なる。ここでは、消極的評価と積極的評価に分けて検討する。

産業政策の消極的評価については、影山（1999）が、「経済政策や産業政策が経済の発展にほとんど意味を持たない」「しかも、政策を必要とする根拠も理論的にはほとんど見出すことができない」と指摘している（pp3-4）。

また、ポーター（2000）は、日本型政府モデル（経済政策および産業政策）について次のように指摘している。「日本型政府モデルは成功産業と失敗産業の違いを全く説明できない。成功産業では、日本型政府モデルはほとんど何の役割も果たさなかった。そこでは政府による競争への介入、カルテルの認可、共同研究開発はほとんど存在しなかった。失敗産業では、むしろ日本型政府モデルが顕著に見られた。政府による競争への介入は日常茶飯事であり、数多くのカルテルが存在し、しばしば広範な共同研究が行われた。（中略）日本型政府モデルが日本の奇跡的な成功の源泉ではなく、むしろ失敗の

原因であった」(p84)。

一方、産業政策の積極的評価について、官民協調方式で決定される個別的産業政策が挙げられる。小林(1984)は、「1956年に制定された機械工業振興臨時措置法(以下、機振法)と1957年の電子工業振興臨時措置法(以下、機電法)に基づき、政府主導の日本開発銀行の新産業(石油化学・特定機械・電子工業)に向けた重点的な投資により、これらの産業は大きく発展した」としている(p294)。また、機械工業研究会(1969)は「機振法により、1956-60年度に開銀投資115億円が指定業種に投入された。この財政資金による助成は、機械工業の基礎的部門における設備近代化に大きく貢献した」としている(p265)。

さらに影山(1999)は「世界にもまれなほどの強い官僚統制の下でも日本は世界に冠たる経済成長を成し遂げた背景には、民間の機械工業の活力とそれに消極的に対応した通産省の姿勢がある。こうした機械工業の発展が雇用の拡大と物価の安定をもたらした。通産省の政策に対する積極的な評価が可能となるのは、こうした分野に限定される」と指摘している(p49)。

総じていえば、1990年代までの国主導の産業政策は、日本の経済発展の急成長を直接的に推進させることはできなく、特定業種(機械、電子産業など)の発展を促したことに留まると言える。

一方で、日本の産業政策においては、企業数においても雇用や生産活動においても大きな割合を占める中小企業の振興を図るための「中小企業政策」のあり方が重要な意味を持つ。これまで、1963年に制定された中小企業基本法に基づき様々な中小企業政策が策定された。

大企業と中小企業の間には大きな付加価値生産性格差が存在するという認識に基づいて、中小企業の付加価値生産性の向上が中小企業政策の重点的な課題にされた。そして、基本的な実態法としての中小企業近代化促進法(1963年3月)に基づき企業規模の適正化、すなわちスケールアップによって物的生産性を上昇させるとともに、取引条件の改善をはかるという手法が提起された。

中小企業基本法の政策思想は、二重構造論<sup>1)</sup>であった。その定義は様々であるが、その中で比較的包括的な視点から捉えた清成(2009)の主張は次の

とおりである。「低賃金基盤に基づいて大企業が中小企業を温存、利用して資本蓄積を行う関係が軸となり、経済が再生産される構造が二重構造である」(p71)。

また、清成は中小企業近代化促進法による施策について、「指定業種は評価時点で45業種あり、実施中の構造改善計画は約150計画と15年余り変化はなく、20年以上長期にわたって実施している業種も多く存在する。また、利用者側の評価では、組合により策定された計画と個別企業の経営課題とが一致するとする企業は約2割に過ぎず、支援措置も設備等ハードに偏り、ソフト面等の今日の中小企業の経営課題への対応が不十分との指摘も多い。」(p218)と評価している。

中小企業政策における全体的な評価は困難であるが、清成の指摘するように、国の主導による、中小企業近代化促進法に基づいた政策の効果は限定的であると考えられる。

1990年代半ばから、産業政策・中小企業政策における地方の役割の重要性が高まりつつあり、これは時代の変化による必要性、すなわち、人々の価値観の多様化・個性化、経済のグローバル化、市場化などが進む中での必然的な流れであると捉えられる。

河藤(2014)は、地方自治の分権化への活発化により、自治体にも産業政策の主体として積極的な取り組みが見られるとし、その理由を①価値観が多様化すると共に生活の質的豊かさが求められるようになり、それに的確に応えるのは生活に密着した地域産業であること、②少数のリーディング・インダストリーが国の経済成長を牽引できる時代ではなく、地域の特色ある諸資源を活かした多様な地域産業の発展が国の産業発展を支えることが期待されること、③少子高齢化が進み労働力人口の量的増大が期待できないことから、高齢者や女性など多様な人々の多様な働き方が地域産業を支える構造になってきたことなどであると指摘している(p22)。

また、1963年に制定された中小企業基本法も、地方自治体による産業政策の実施の必要性も含め1999年に改正された。その中で、基本理念の重点は「企業間における生産性等の「諸格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に置き換えた。そして、新中小企業基本法は旧中小企業基本法

には規定されていない明確な「基本方針」に基づき、中小企業に関する施策を講ずる点が特徴の一つである。

具体的には、①中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること、②中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること、③経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること、④中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ることである。(第5条)

また、「地方公共団体の責務」として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する」(第6条)とされている。

このように、産業政策・中小企業政策は、日本の社会および経済環境の変化、法制度の改正などを考慮すると、国と共に地方自治体が主要な政策主体として実行することが、より現実かつ有効性が高いと考えられる。

## 2. 中小企業政策の位置づけ

中小企業政策は、中小企業の発展・成長にどのような役割を果たしてきたのか。中小企業政策の役割は、産業によって、企業規模によって異なる。日本における中小企業政策の役割を確認し、本論の研究対象である天津市に参考・応用できる中小企業政策を探るため、産業の構成が近い集積における政策の役割を確認する必要がある。

中小企業白書(2006)は、産業集積を次の4つの形態に分類している。

①特定大企業の量産工場を中心に、下請け企業群が多数立地する「企業城下町型集積」(トヨタ自動車を中心とする愛知県豊田市周辺地域、新日本製鉄を中心とする福岡県北九州地域など)。

②消費財など特定業種に属する企業が集積する「産地型集積」(金属洋食器、刃物の新潟県燕・三条地域、メガネ産業の福井県鯖江地域など)。

③戦前からの産地や軍需関連企業、戦中の疎開工場などを中心に、関連企業が

都市圏に集中立地することで形成された「都市型複合集積」。機械金属関連の集積が多く、集積内の企業間分業や系列を超えた取引関係が構築されているケースも多い（東京都城南地域、大阪府東大阪地域など）。

④自治体の誘致活動や工業再配置計画の推進によって形成された「誘致型複合集積」（山梨県甲府地域、熊本県熊本地域など）。

1980年代までの日本の産業発展における特徴の一つは、製造業特に大企業を中心とする機械工業の産業集積の急成長が成功をもたらしたと言える。上記の産業集積の類型によれば「都市型複合集積」に該当する産業集積にその典型的特徴を見ることができる。すなわち、寡占企業間の競争や日本独自の下請系列生産システムなどが効率的に働いた結果であると捉えられる。中小企業はこのような経済環境の中で、下請系列中小企業として発展・成長を遂げてきた。

天津市における製造業は、機械金属関連の集積が多く、複数の大企業が下請企業を含むグループ間の競争・協調を通じ発展を遂げているのが現状である。上記の産業集積の類型で言えば、やはり「都市型複合集積」に該当する。このため、天津市の製造業における地元中小企業の発展方策を見出すためには、この「都市型複合集積」となる下請系列関係を明確に把握する必要がある。

日本における下請系列関係の研究について、多くの学者が独自の論点を主張してきた。しかし、それについて包括的に論じた学者は少ない。こうした中、比較的包括的にまとめられている渡辺(2002)の主張について確認する。

渡辺(2002)は、1980年代に展開された日本下請制の効率性論を次の5類型にまとめている。①優良な受注生産型中小企業が、高度成長過程で下請系列中小企業として、完成品や完成部品を製造する大企業により囲い込まれ育成対象とされてきた議論。②受注する側（下請中小企業）の企業が発注する側（親大企業）の企業に対し従属的關係にある面より、部品開発で開発力のある受注側企業の、発注側との長期的な緊密な関係維持に着目した議論。③特定加工に専門化し、特定企業との安定的取引関係に依存することなく、多様な受注先企業から変化の激しい仕事を受注している、柔軟な「自立」的な下請取引関係の議論。④専属的にサブアッセンブリを行う組立に専門化した下請中小企業の議論。⑤特定加工や組立てに専門化した下請中小企業に注目し、一方での専門化部分についての効率化・高率性化と、他方での商品生産者としての自立不可能化を強

調する議論。

また、これらの 1980 年代の下請制の効率性論は、1990 年代の日本の国内工業の社会的分業構造の大変化、すなわち①フロントランナー化・成熟化、②中小企業層の技術水準向上、③海外生産化、国内完結型の生産構造からの変化、④IT 革新の急進展、⑤国内不況長期下での外資系企業の本格的日本進出を経て、2000 年代になると日本独自の下請制が全面的に解体すると指摘している (pp34-39)。

以上のことから、1980 年代までの中小企業は、日本独自の下請系列生産制、大企業の支援の下で発展・成長を遂げてきたことが見受けられる。しかし、この時期の国による低利子融資、減税などの補助的政策に留まる中小企業政策に加え、1990 年代からの日本独自の下請系列制も解体に向かっていることを考慮すると、中小企業の持続的な発展のために、積極的な中小企業政策を策定・実施することが求められる。

社会・経済環境の急変している今日において、中小企業政策は地域産業政策の中に取り込まれる必要があると考えられる。すなわち、国主導から地域主導による産業政策・中小企業政策の時代の到来を意味する。

河藤 (2008) は、地域産業政策は、産業政策と地域政策の相互に重なり合う領域として定義し、また、産業政策の一領域として中小企業があるが、同時に地域に根ざした中小企業は地域政策の対象としても重要な存在であるとする。

また、地域と中小企業の関係において最も重要な点は、中小企業が地域に根ざした経済活動を営んでいることであり、地域の内発的発展にとって重要な役割を担うということである。すなわち、その企業活動による地域経済への波及効果、雇用の創造、税収への貢献などである。また、このような量的貢献に止まらず、成長分野への取組みなど積極的な企業活動は、地域に質的な活力をもたらし、地域全体を元気にする効果も期待されるとする (p14)。

伊藤 (2005) は、地域と中小企業との関連性について、地域中小企業は、生産・販売面、雇用面といった経済的側面において地域経済の中核的な役割を果たしているとともに、地域の社会・文化面での活動によって地域イメージの確立と、地域におけるゆとりと豊かさの実現に貢献しているとする。

さらに、戦後の日本における産業政策の内容をみると、中小企業政策に関す



るものが多くみられる。代表的なものとしては、「中小企業近代化促進法」の制定による中小企業近代化政策、中小企業新事業活動促進法（1999年3月）に基づく創業支援・新規事業展開の中小企業政策などが挙げられる。

地域と中小企業は密接な関係を有していることから、地域発展を図るための産業政策の中心が中小企業政策であると考えられる。また、先進的および革新的な中小企業の存在は、地域経済の発展に大きく貢献するものと期待される。

## 2.1 中小企業政策の必要性

清成（2009）は、1990年代までの中小企業政策の必要性について、次のように述べている。市場経済の下では、様々な中小企業問題が生ずる。例えば、「大企業による不当な廉売」、「労働力確保難」、「融資困難（資金難）」などが挙げられる。そこで、市場の機能を補完し、競争力を有する中小企業を育成する政策が必要になる。それが、中小企業政策である。したがって、中小企業政策は中小企業の競争力を強化し、市場経済の活性化をはかることを目的としている。競争を活発にすることによってイノベーションが生じ、ひいては経済社会全体が活力を有するようになる（p13）。

しかし、市場の成熟化、サービス経済化、ソフト化などが進展している現状には、中小企業政策の必要性の根拠も変わりつつある。すなわち、1990年代までの「二重構造論」に基づいた中小企業の「弱者論」による必要性から、その後の「社会活力の源泉」かつ自由競争の担い手である中小企業の増加を図るための必要性に変化した。

また、「中小企業憲章」<sup>2)</sup>（平成22年6月18日）において、中小企業は、経済を牽引する力であり社会の主役として位置づけられている。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。日本は現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠であると

している。そして、「基本理念」において、中小企業は国家の財産とみなすべきであると述べていながら、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきたとしている。

また、河藤（2008）は、「明確に規定された法令、基準などが存在しているわけではないが、地域産業政策の主要な対象は、地域企業の大部分を占め（表V-1）、また、その発展にきめ細かな公的支援を必要とする「中小企業」であると指摘している（p21）。

表 V-1 規模別企業比較（民営、非 1 次産業）

規模	中小企業	うち小規模企業	大企業	合計
企業数 (割合)	4,326,342 (99.7%)	3,776,863 (87.1%)	11,793 (0.3%)	4,338,135 (100.0%)

注 1：企業数＝会社数＋個人事業所

注 2：中小企業：常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業については 100 人以下、小売業、サービス業については 50 人以下）、又は資本金 3 億円以下（卸売業については 1 億円以下、小売業、サービス業については 5,000 万円以下）の会社及び個人事業者

注 3：小規模企業：常用雇用者 20 人以下（卸売業、小売業、サービス業については 5 人以下）の会社及び個人事業者

注 4：小規模企業の構成比は全企業数に占める割合

資料：中小企業庁編『中小企業白書（2006 年版）』（出所：総務省統計局「事業所・企業統計調査報告（2004 年）（簡易調査）」から作成。）

## 2.2 中小企業政策の主な担い手

地域経済振興策は、1980 年代まで地域開発が中心であった。それは、新産業都市建設、テクノポリス構想、頭脳立地法など拠点地域を開発する国土政策であり、国が主導する政策であった。中小企業政策においても国主導の「近代化」

「不利是正」政策が主体であり、城下町法、産地法、特定地域法といった地域視点による政策が70年代後半から80年代にみられはじめるものの、それらは国による不況地域対策の性格が強かった。その意味では、地方公共団体にとって地域経済振興は、かつては「受動的」に行う政策であった。しかし、1999年に行われた中小企業基本法の大規模改正を契機に、地方公共団体は地域経済振興を「能動的」に取り組む姿勢を見せている。

その改正点としては、大きく二つのポイントがある。一つは、改正前は弱者としての中小企業への支援を主たる目的としていたが、改正後は中小企業における革新の積極的な担い手としての側面に着目した点である。もう一つは、中小企業振興における地方公共団体（自治体）の役割について、改正前は国の施策に準じて施策を講ずることに留まっていたが、改正後は国との適切な役割分担を踏まえ積極的な責務を担うことが規定された点である。

河藤（2014）は、地域産業政策の主な担い手を4つの社会的主体に分けて論じている。地域産業政策における中小企業政策の重要性を勘案し、それを中小企業政策の担い手として見なすことにする。具体的には、次のとおりである。

①国・都道府県：広域的な視点で産業政策のフレームを提供すると共に、市町村では財政的に整備の困難な機関・施設（研究・技術開発支援機関、経済調査機関等）の整備、信用保証や大規模な融資・出資制度など大きなリスクを伴う信用補完・供与などの施策を実施する。②市町村：自らの基礎的サービスを提供しながら、国や都道府県など、地域外部の支援策を地域のニーズに確実に結び付ける。③商工団体：商工会議所・商工会や経済団体・業界団体などは、会員企業や業界の利益を現実的に踏まえた実効性のある政策を進める。④民間団体：経営支援NPO法人などが、企業OBなどの民間人材が持つ高度な技術やノウハウを活用し実効性のある支援策を提供する（p27）。

以上のように、法制度の改正により、中小企業政策の担い手は、従来の国主導という単一の主体から、近年の地方公共団体を主とする多様な主体に変わりつつあるが、人材やノウハウ、財源が不足している地域が、自らの発展を図るために、国と連携・協働をすることが求められる。

### 3. 国と地方の連携・協働

国と地方の連携・協働を確認するため、ここでは、「高度化事業」および「企業立地促進法」を活用した事業を事例として考察することとする。

### 3.1 中小企業高度化事業

まず、中小企業高度化事業（以下「高度化事業」とする）の定義や分類、特徴を整理し、次に高度化事業の具体例を取り上げることにする。

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、街づくり会社が商店街を整備するなど地方公共団体と地元産業界が協力して地域の中小企業者を支援する事業に必要な資金を、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」とする）（国の政策の実働部隊）が財源を出し合い、事業計画等に対するアドバイスを行いながら、長期・低利で融資する事業である。

高度化事業は主に2つの事業がある。①中小企業者が事業協同組合などを設立して共同・連携して経営基盤の強化などに取り組む事業、②地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター（株式会社、公益法人）などが、当該地域の中小企業者や起業家を支援するための施設を整備する事業がある。さらに、この2つの事業は次のような事業に分けられる。

#### (1) 中小企業者が行う事業

##### [1] 集団化事業

市街地などに散在する工場や店舗などを、生産性や効率性向上、異業種との連携、公害・騒音問題解決のため、一つの区域や建物にまとまって移転するもの。

##### [2] 集積区域整備事業

商店街もしくは工場などが集積している区域で、建物の建て替えなど区域全体を整備するもの。

##### [3] 共同施設事業施設集約化事業

共同で利用・経営する加工施設や研究開発施設、物流センター、商店街のアーケード・カラー舗装、駐車場などを整備するもの。

##### [4] 施設集約化事業

店舗が集まりショッピングセンターを、また工業を集約化して共同工場などを整備するもの。

## (2) 第三セクター等が行う事業

### [1] 地域産業創造基盤整備事業

第三セクターなどが主体となって、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備すること、ショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営するもの。

### [2] 商店街整備等支援事業

地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための起業家支援センターや技術開発センターを第三セクターなどが設置し、運営するもの。

なお、これらの他に、経営革新計画、下請振興事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、総合効率化計画に従って実施するグループ事業もある。

また、高度化事業の制度の特徴は次のとおりである。

#### (1) 政策性の高い制度

組合などによる集団化、共同化、協業化などの事業や第三セクターなどが中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものを対象としている。

#### (2) 貸付条件の優遇

貸付条件は、長期・低利の固定利率となっており優遇されている。また、特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。貸付期間は、20年以内である。

#### (3) コンサルティングの実施

貸付を行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から適切なアドバイスが行われる。そのため、過大な投資などが避けられるだけでなく、他の成功事例を踏まえた助言が受けられ、事業の円滑な実施が可能なる。また、診断助言は貸付後も随時行われる。

#### (4) 都道府県が窓口

高度化資金は、一般的に都道府県が貸付の窓口となっており、都道府県と中小企業基盤機構が協調して貸付けを行う。

#### (5) 各種税制の特例措置

人口 30 万人以上の市等で高度化事業により取得した工場、店舗、倉庫などで行う事業については、事業所税が非課税となるなど、様々な優遇処置が受けられる。

### 3.1.1 集団化事業<sup>3)</sup> (浜松技術工業団地)

#### (1) 集団化の経緯

集団化の発端は、1981 年の準備会結成である。航空自衛隊浜松基地周辺の中小企業が、住工混在のために工場の稼働が制約され、工場拡張の余地もなく、従業員の駐車場が確保できないなど、生産活動に支障を来していた。そこで、それを一挙に解消し、生産性の向上も目的とした集団化事業に乗り出した。そして、1989 年に 20 社が立地してスタートした浜松技術工業団地は、組合員企業からの拡張事業への要望に応え、2001 年度～2004 年度にかけて拡張部分の高度化事業を実施、既存組合員の拡張を含めて新たな発展の基盤が確立され、27 社（後に 1 社撤退、26 社）からなる大規模工業団地としても業種の幅が一層広がった。例えば、電気機械器具製造業（8 社）、食糧品製造業（2 社）、印刷業（1 社）、建設業（1 社）。

#### (2) 共同事業の実施状況

① 共同研究・技術開発事業、② ソフト面での取組み（教育情報事業、情報収集事業、福利厚生事業）、③ ハード面での取組み（共同駐車場事業、消防設備共同点検事業、共同セキュリティー事業など）

#### (3) 工業団地の果たしてきた役割

2003 年度と 2004 年度の全組合員企業の決算状況をみると、売上高は 820 億円から 960 億円へ、経常利益は 50 億円から 75 億円弱へ、赤字企業は 1 社から 0 社へと、短期間にいずれの指標も大きく伸びている。これは、日本経済の最近の回復発展基調や浜松地域の輸送機を中心とする活況が直接的な要因と言えるが、高度化事業によって安定的な製造基盤を確保した組合員企業が経営努力を積み重ねてきた成果であるとも言える。

## 3.2 「企業立地促進法」を活用した事業

「企業立地促進法」の正式な名称は、企業立地の促進等による地域における

産業集積の形成および活性化に関する法律(2007年5月、法律第40号；2014年3月改正、法律第10号)である。ここでは、まず、その設立趣旨や仕組みなどについて確認し、次に具体的な事例を取り上げてみることにする。

設立趣旨について、第一条(目的) この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取り組みを効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすると規定している。

#### (1) 法律の考え方

①地域経済の国際的な競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進、②自らの特性・強みを生かし、企業立地促進等の取り組みを進める地域を、国が支援することにより、地域産業の活性化を目指す。

#### (2) スキーム(考え方)

①自治体が自らの強みを生かして、地域の企業立地等に関する総合的将来ビジョンである基本計画を策定、②同意を受けた基本計画に基づく地方自治体や企業の取り組みを国が支援。③広域連携をする関係者の強い合意による「地域独自の意欲的な取り組み」を国が支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

(3) 課税の特例・規制緩和措置[立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用(機械等15%、建物等8%)]

(4) 低利融資等(中小企業の立地等に対する低利融資制度、小規模企業の立地等に係る設備資金貸付等)

### 3.2.1 群馬県の取組み<sup>4)</sup>

各地方公共団体もこの制度を利用し、地域産業を活性化させるために様々な措置を講じている。群馬県では、「企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画(基本計画)」(以下「基本計画」)を2007年に策定した。その後2010年と2011年に改訂が行われている。2007年には「アナログ関連産業」「健康科学産業」「基盤技術産業」の基本計画<sup>5)</sup>が策定され、2010年には「環境関連産業」が加えら

れた。さらに 2011 年には「基盤技術産業」の基本計画が変更され、首都圏北部地域の基本計画との連携がなされた。

以上のことから、地方自治体は、地域産業を活性化する主体として貢献することが求められるが、人材や財源の制約がある以上、国との連携・協働を積極的に進めることにより、更なる発展を遂げることが必要であると言える。

#### 4. 大企業と中小企業の相互関係

大企業と中小企業の関係を論じる際、二重構造論や下請系列関係の視点から分析が行われることが多い。従って、大企業あるいは親企業は常に優位な立場を利用し、中小企業あるいは下請企業に不利益を被らせる、というイメージが強い。しかし一方、大企業あるいは親企業は、中小企業あるいは下請企業の技術指導、品質・コスト・納期への高い要求などを通じ、中小企業或いは下請企業の健全な発展に積極的な役割を果たしていることも事実である。

近年、大企業あるいは親企業は強者、中小企業あるいは下請企業は弱者という立場も変化しつつある。中小企業の全体像を把握するためには、従来の消極的な捉え方の視点から、積極的なものにするための方策に視点を変えることが求められる。

これについて、下請中小企業に関する法律・政策、中小企業と大企業の支配・従属関係および対等・協力関係などの面で確認する。

##### 4.1 下請中小企業に関する法律・政策

大企業と中小企業の間の不公正取引の是正のため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）が適用される。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法等を禁止し、事業者が各自の創意と工夫に基づいて自由な事業活動を営むことができる環境等の整備を図ることを目的としている。そのほかに、その補完法である下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）があり、下請事業者に対する下請代金の支払遅延、買ったたき等の優越的地位の濫用行為を防ぐための法律である。このような規制は、大企業と中小企業とが同じ基盤の上に立って、公正な競争を行うため、重要な役割を行っている。



一方、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進し、下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興のための支援策、下請中小企業の振興対策（下請中小企業振興法に基づく支援）がある。この中で、振興基準の性格を次のように規定している。「振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者と親事業者の間における望ましい関係の在り方に関するガイドラインを示したものである。振興基準には、下請事業者の努力の方向に関する事項及び親事業者の協力に関する事項が規定されており、下請事業者、親事業者がそれぞれの能力、立場で自発的に準拠することが期待される」。

#### 4.2 大企業と中小企業の支配・従属関係

大企業と中小企業の支配・従属関係を考察するためには、二重構造論を理解する必要がある。二重構造論については、今日まで多くの研究実績が見られる。二重構造という用語は、有澤廣巳によって初めて用いられ、さらに1957年度『経済白書』に取り上げられることによって一般化したと言える。その後、二重構造という用語だけが1人歩きし、概念の意味内容は拡散の一途を辿ることになった。こうした中、清成（2009）は、二重構造の概念、類型および特徴について系統的に分析しているので、以下ではそれに基づいて論じる。

清成は、二重構造を次のように定義している。「低賃金基盤に基づいて大企業が中小企業を温存、利用して資本蓄積を行う関係が軸となり、経済が再生産される構造」とし、①低賃金基盤が存在すること、②大企業が中小企業との分業関係を利用して資本蓄積を行うこと、③そうした資本蓄積方式を軸として経済が社会的に再生産されること、といった3つの条件が必要であるとする。

さらに、二重構造のもとでは、一方で中小企業は大企業によって収奪されるから利潤は抑えられ資本蓄積が進まず、停滞せざるを得ない状況に存在する。しかし、他方で中小企業は大企業の高度化していく生産上の要請に常に耐えていかざるをえない。こうして中小企業の内部に絶えず新旧交代が生じ、そうした過程を通じて中小企業の技術水準は上昇するといった傾向も認められる。

このように停滞の局面と停滞を打ち破る局面とが対抗関係にある、というのが二重構造であるとする。すなわち、二重構造は大企業の資本蓄積に有利な役割を行っただけではなく、中小企業の技術力の向上など競争力を高めるために

もプラスの役割を行ったと言える。

そして、清成は二重構造論の諸類型を3つのタイプに分けて考えられると述べている。第1のタイプは、二重構造を低賃金基盤に基づく資本蓄積構造とみる。第2のタイプは、近代部門と前近代部門との構造的なかわりに着目した見解。第3のタイプは、単に大企業と小零細企業が併存する状態を二重構造と呼ぶ見方。また、これらの諸見解は、多かれ少なかれ前近代的部門の残存に注目して二重構造を取り上げ、いわば特殊日本的現象としてとらえるという傾向を有していると指摘し、これらに対し、二重構造は独占資本主義のもとでは必然的にみられる現象だとするマルクス経済学の見解もあるとしている。

これに加え、二重構造の特徴について、次のように述べている。

①中小・零細企業の数が相対的に多く、大企業と中小・零細企業とが社会的分業関係に立ち、両者の間には直接間接に支配・従属関係が見られる。②構造の1つの側面を示す数量的な指標としては、大企業と中小・零細企業の間の少なからぬ生産性格差および賃金格差がある。③中小・零細企業の多くは、低賃金に依存し低生産性を長時間労働でカバーするというタイプの経営である。しかし、他方、独自の技能・技術を形成し、自己変革の努力が常に見られる。④大企業と中小・零細企業の関係は、固定的ではなく、常に変化しつつある。⑤二重構造は、テイクオフに成功し工業化が進展しつつある段階の後発国で形成される。⑥二重構造は、工業化のある程度の自律的展開を基礎に、後発国の先進国へのキャッチアップの過程で半ば意図的に形成される。⑦二重構造は、一般に重化学工業化が進展し完全雇用政策が定着した段階で解消する。したがって、二重構造は経過的に生ずる歴史的現象である。⑧以上から明らかなように、二重構造は特殊日本的な現象ではない。ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガルなどにも見られた現象である。⑨しかし、二重構造は、日本において特に顕著に表れた現象である。

上記で議論したように、二重構造は特殊日本的現象ではないが、日本の製造業における下請系列関係は日本の色彩が極めて強いと言える。1960年代以降、企業間関係に大きな変化が生じている。製造業、とりわけ組立産業の生産系列の変化を検討することにより、その変化を探ってみる。

組立産業における企業間関係は重層的な構造を有している。一次下請け、二

次下請け、三次下請け、という具合である。現在の組立産業に要求されているのは、部品供給のうえで、品質、価格、納期について、高いレベルで条件を満たすことである。なお、変化に柔軟に対応すること、さらに部品開発に取り組むことも益々重要になっている。そのためには、高度の専門技術を多様に蓄積することが要求されている。

部品生産を大企業がすべて内部化するには限界がある。部品点数の増加、生産ロットの多様化などの変化への対応や部品開発を迅速に進める必要がある。また、組立産業の高度化・精緻化に対応して、大企業は、自らが蓄積した生産技術や品質管理手法を関連中小企業に移転して企業グループの強化を図った。

清成は、系列のメリットとデメリットについて、次のように述べている。

メリット：①中小企業の技術力は確実に向上する。自立した企業の分業関係であれば、企業家活動が力を発揮する。企業家によってリードされる中小企業には、イノベーションが生じやすいし、また現場において着実にノウハウが蓄積される。②相互に信頼関係が生じ、取引関係は長期化する。情報を共有し、製品の開発段階から問題解決をはかり、コミュニケーションの経済性が発揮されることにより、取引コストの削減以上の効果が期待される。

デメリット：①大企業がその優越的地位を利用して、関連中小企業に対して効率化やコスト削減について過度の要求を行うことである。②企業間関係の閉鎖性ないし排他性である。

二重構造、下請系列などによる中小企業に生じる不利益を抑制するため、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などが制定されているが、他方中小企業は、大企業による生産技術や品質管理手法などの移転により自らの競争力を高めたことも事実である。

#### 4.3 大企業と中小企業の対等・協力関係

近年、中小企業はネットワーク（共同研究・開発、共同受注など）、オープンイノベーションなどを通じて、大企業と対等・協力の関係を構築しつつある。

##### 4.3.1 中小企業のネットワーク

経済のグローバル化、需要の成熟化や少子高齢化の進展による内需の伸び悩

み等、経済構造の変化が進行している。これらの変化は、海外への生産移転、消費者ニーズの変化として顕在化し、これに対して企業は、低コスト化の推進、新製品、新技術、新サービスの開発、新分野進出等の対応を迫られている。

上記のような経済環境の変化に加え、円高基調も進んでおり、大企業の工場の海外シフトにより、国内中小企業への発注が減少し競争が激化している。また、近年においては、円安基調が進んでおり、原材料・部品などの輸入コストが高くなっている。これは、生産・販売などの基盤を主に国内市場に置いている中小企業にとっては、生産のコスト増により利益の幅が小さくなる。

このような状況から、中小企業は自社の存続を図るためには、独自の専門技術、自社製品を有しており、新規取引を確保する必要がある。しかし、長年にわたり系列システムのような閉鎖的環境に置かれていたため、これらを実現することは容易ではない。中小企業であるがゆえに、経営資源の制約を受けているが、これを克服するためには中小企業間の連携、すなわちネットワークを形成する必要がある。今まで特定領域での強みをベースとする中小企業にとって、多組織とネットワークを組むことで、そのコアコンピタンスを他の優れた経営資源と結び付け不足資源を相互に補完し融合することは、多様な諸課題に対応し発展しえると考えられる。

ネットワークの意義・効果について、西口（2007）は次のように述べている。

①「社会的埋め込み」効果。地域社会の既存の共同体（コミュニティ）がベースとなっている有形無形の利点から、ネットワークのメンバー同士の間新たに生まれた緊密なコミュニティによるメリットまでが含まれる。②「情報共有と学習」効果。メンバーが、情報や知識を共有し、学習することから生まれる利得である。濃密なコミュニケーションを通じて相互学習が進み、時には知識創造に結びつく。大学の研究者と地元企業との協業による新技術開発などは、この種の効果の典型例である。③「中央の公式調整」効果。ネットワークの中核機関や中核的企業が、メンバーのために施設やサービスを一元管理し、調整するあり方と関連する。④「評判」効果。外部の人々が、あるネットワーク自体を評価し、信用することに起因する効果である。言い換えれば、ネットワークに「与信力」がある場合、そのネットワークのメンバーは、そこに属しているという事実そのものによって評価される（pp167-169）。

ネットワークについては、製品開発や共同受注など活動自体の成果をもって評価されることが多いが、上記の4つの効果に加え、ネットワーク活動によるメンバーの能力向上なども重要な効果として考えることができる。

商工総合研究所（2010）によると、参加しているネットワークの主な目的は、「経営・技術の向上」が最も多く、次いで、「技術・製品開発」、「情報収集・分析力の強化」である。そして、ネットワークの効果（技術面）については、技術レベルや開発能力の向上等、共同研究のプロセスや研究会での学習等を通じて得られる、能力向上、パートナーなど人脈の形成も、成果として認識されている。さらに販売・生産面では、4分の1程度の企業が「販売先を開拓できた」、「取引先への信用力が高まった」と考えている。「メンバーとの信用力が高まった」も比較的多い。

また商工総合研究所は、ネットワーク、とりわけ共同研究・開発、共同受注などにより、メンバーは様々なメリットを享受しているが、幾つかの問題点があると指摘している。①開発スピード、販売面での弱点。開発スピードについては、価格設定に時間を要するため、企業単体での開発に比べて開発期間が長くなるという問題がある。販売面については、製品開発には成功しても、マーケティング力の問題があり、事業化には苦勞している。②事業の継続性（共同受注への劣後的な姿勢）。ネットワークに参加する個々の企業にとって共同受注は劣後的な位置づけとなっている。このため、不況期には共同受注に熱心に取り組むが、好況期になると既往の取引先を優先する傾向が強く、好況期には受注を断るケースが多くなる。結果として、グループの受注は少なくなり、事業の継続性が難しい。③他企業、他のネットワークとのリンクの拡大。グループ内では技術や設備面で対応できないため、受注を断るケースがある。一度断った企業から再発注が来ることは通常はない、共同受注ではプラットフォームとしての機能を強めることが重要であり、他企業や他のネットワーク等とのリンクを拡大し、対応できる領域を広げていく必要がある。④小ロット化。小ロット化の進展も共同受注の遂行を難しくしている。これまでの共同受注はロットの大きな仕事を受注し、メンバーに仕事を配分するという役割を担っていたが、今後は小ロット受注を積み上げ、メンバーの仕事量の確保に取り組むことが必要である。ネットワークの運営については、メンバー間の信頼関係の構築、事

務局の人材確保が極めて重要であると指摘している。

中小企業はネットワークを通じて、技術レベルや開発能力の向上、販売先の拡張などのメリットを享受しているが、それに伴い上記のような様々な課題も生じている。これらの問題は簡単に解消できるものではないが、メンバー間の意思疎通や相互理解の進化に努め、グループの結束力を強める中で、改善する必要があると考えられる。

#### 4.3.2 オープン・イノベーション

経営資源が質量ともに限定されている中小企業のイノベーション促進に貢献すると考えられるのが、近年注目を浴びているオープン・イノベーションである。オープン・イノベーションは、チェスブロウ（Chesbrough, 2003）によって提唱されたイノベーションを促進するための新しい概念である。チェスブロウによると、オープン・イノベーションとは、企業内部（自社）のアイデア・技術と外部（他社）のアイデア・技術とを有機的に結合させ価値を創造することとされ、他社への情報公開を必要とせず、研究開発を全て自社内で完結するクローズド・イノベーションとは対極に位置する。オープン・イノベーションに取り組む主なメリットは、外部と協働することで、技術者の人件費、研究開発費などのコストを削減できる、自社が検討してこなかった問題へのアプローチ方法や技術を提供してもらえる、自社で活用されていない技術やアイデアを外部で活用してもらえる、などが挙げられる。

井上（2014）によると、オープン・イノベーションは、その特性から「インバウンド（inbound）型」、「アウトバウンド（outbound）型」、「カップルド（coupled）型」の3つに分類される。

インバウンド型とは、社外の技術や知識を社内に取り込み、自社の技術や知識と結び付けて技術・製品開発を行い、イノベーションを実現するものとされる。具体的には、技術シーズの公募、ベンチャー・ビジネスへの投資、ライセンス（ライセンス・イン）、企業買収などが挙げられる。アウトバウンド型とは、自社の技術や知識をリソースとして提供することで、外部のプレーヤーならびに自社の技術・製品開発や問題解決が促されて、イノベーションが生じることを期待するものとされる。具体的には、プラットフォームの構築、ライ

センシング（ライセンス・アウト）、スピノフなどが挙げられる。カップルド型とは、インバウンド型とアウトバウンド型の両方の特徴を持つ、または両者の中間的なもので、ギブ・アンド・テイクが不可欠なアライアンスや協調、合弁を通じた補完的パートナーとの共創（co-creation）とされる。具体的には、共同研究開発、パートナーシップ、コミュニティ、ネットワーク、コンソーシアム、合弁などが挙げられる。

また、チェスブロウ（2006）は、オープン・イノベーションと従来のイノベーションとの違いについて、次のように指摘している（表IV-2）。

表IV-2 オープン・イノベーションの従来のイノベーション理論との違い

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 社外の知識に対して社内で蓄積した知識と同等の重要性を認めること。</li><li>2. R&amp;D から商業的な価値を引き出すに当たって、ビジネスモデルを軸に据えていること。</li><li>3. R&amp;D プロジェクトの評価について、タイプⅠ、タイプⅡの計測ミス（ビジネスモデルとの関連で）を考慮に入れること。</li><li>4. 知識やテクノロジーの目的にかなうような流出。</li><li>5. 潤沢な知識という風景の想定。</li><li>6. 知財管理の先取りのな役割。</li><li>7. イノベーション仲介者の役割の重視。</li><li>8. イノベーションの能力、達成度の新しい評価指標。</li></ol> |
|---|

出典：H.Chesbrough et al., Open Innovation:

Researching a new paradigm, Oxford University Press, 2006, p11. PRTM 監訳、長野高弘訳『オープンイノベーション：組織を超えたネットワークが成長を加速する』英治出版、p29、2008

オープン・イノベーションを理解する際、その新しさや様々なメリットを把握する一方、そのデメリットも認識しておかなければならない。これについて、米倉（2012）は次のように指摘している。①手間のかかる作業＝組織対応のコスト、②占有性の低下・競争激化、③長期的研究開発志向・コアコンピタンスの低下（p14）。

以上の議論から、中小企業は大企業と比べ、主に経営資源の制約を大きく受

けることにより、従来は一般的に劣後状態に置かれてきたが、近年の中小企業間のネットワークの形成、オープン・イノベーションの活用などを通じ大企業と対当な取引ができる競争力を付けつつあると言える。

## 5. 地域における戦略的中小企業政策の展開のあり方

地方自治体を主体とする地域発展が重視される潮流の中で、現に地域の自律性を高め、主体的な地域づくりに向けた動きが一部では出てきている。しかし、依然多くの地域では、地域が有する課題や問題を包括的に把握し、地域独自の戦略に基づいてそれを解決していくという取組みが形成されているとは言い難い。ここでは、地域産業振興において先駆的な役割を行っている墨田区の取組みを具体的に分析する。それにより、地域産業政策、とりわけ中小企業政策について多くの指針が得られるものと期待される。

墨田区の地域産業政策は、実態調査、中小企業振興基本条例、産業振興会議を三本柱として展開していると考えられる。

### 5.1 実態調査および中小企業振興基本条例

中小企業振興基本条例は、1979年に東京都墨田区で最初に制定された。墨田区が全国の自治体に先駆けて地域の中小企業振興に取り組んできたことはよく知られているが、その墨田区が地域産業政策を体系的に進めていく中で最初に行ったことの1つが、墨田区中小企業振興条例の制定であった。

条例制定の経緯は次のとおりである。高度成長期には東京23区で最も工場数が多かった墨田区は、1970年代に入り中小企業数と人口の減少に直面し、中小企業数の減少が地域経済・地域社会の衰退を招くとして危機感を強めた。そこで、まず実態把握のため77年に区内の全工場を対象とした悉皆調査「中小製造業基本実態調査」を行った。その結果を踏まえて墨田区は、地域経済における中小企業の役割の重要性と中小企業振興の重要性を強調する「墨田区中小企業振興基本条例」（2000年改正）を制定した。

それ以降、こうした基本条例は全国に広がっている。換言すれば、地方自治体が中小企業振興や地域産業振興に対して意識的に取り組もうとしていることを示している。ただし、基本条例は理念条例であり、法的拘束力がない。そこ



で、首長、自治体、企業、市民などがそれぞれの立場で、地域経済の担い手である中小企業の振興を積極的に取り組もうとする意識や実行力の多寡が、基本条例の有効性の発揮、ひいては地域経済の健全な発展に結びつくと考えられる。

中小企業振興基本条例とは、一般に、①地方自治体が地域の中小企業や地域産業の存在が地域にとって重要なものであることを確認する。②その上で、地域の多様な主体と協働して中小企業や地域産業の振興を図ることを明確にする。③自治体の地域産業や中小企業振興策を策定し、実施していくために必要な事項について示している、などの特徴を持っている。政策の細かい内容を規定するのではなく、基本的な考え方や施策の進め方の枠組みについて触れているという点で理念条例としての性格を有する（植田 2009、p204）。

## 5.2 産業振興会議

墨田区は中小企業振興策を検討するために、1980年に墨田区産業振興会議を設置し、中小企業経営者、研究者、区民、区による検討、協議を始めた。産業振興会議は「当初は業界のトップを中心としていたが、1985年に委員の大幅な刷新を行い、若手経営者を中心としたメンバー構成となり、墨田区の産業政策の具体化や区内産業が直面しているタイムリーな議題等幅広い分野にわたる問題を積極的に検討する会議体になった。

近年、墨田区では数多くの産業振興会議の議論により、様々な施策が策定・実行され、その産業振興に大きな影響を与えたといえる<sup>5)</sup>。区では、1970年代後半から産業振興を区政の最重要課題の一つとして位置付け、1986年には、産業振興会議の議論および提言により、墨田区産業振興のビジョンとして産業白書「イーストサイド」を発行し、1988年には、このビジョンに基づいて第1回目の「墨田区工業振興マスタープラン」を策定した。その後、1995年に2回目の「墨田区産業振興プラン」、2003年に第3回目の「中小企業のまちすみだ新生プラン」、2009年に第4回目の「新・墨田区工業振興マスタープラン」を継続的に策定した。これらの工業振興プランに基づき、「すみだ中小企業センターの機能強化」「製販一体の工房ショップの展開」「地域産業を牽引するフロンティア人材の育成」など様々な取組みを進めてきた。その結果、ものづくりのまちである墨田区の発展が大きく前進することに、多大な貢献をしたと言える。

そして、2013年に「墨田区産業振興マスタープラン」を策定した。このプランとかつてのプランの決定的に異なるのは、「工業振興」から「産業振興」に看板を塗り替えたところにある。このプランは、「新しい[こと]を興す」をいう産業振興の戦略を実現するため、既存施策の見直し等で補えない部分について、新規施策を展開していく。具体的には、①新しいものづくりの拠点、②新分野への展開、③消費者を意識した新しい商業展開、④コミュニティビジネス／ソーシャルビジネスの誘発である。

これまで産業振興会議の議論および提言により、様々な施策が策定されてきたが、その中で「すみだ産業会館」や「すみだ中小企業センター」といった、すみだの産業拠点とも言える施設が生まれたことにより、これらの施策の実効性を高めてきた。

これらの2施設は区内産業のPRや販路拡大、区内事業者の技術力向上に大きく貢献してきた。1985年には区内産業と区内製品のイメージアップを図るため、「3M運動」が開始された。さらに2003年には後継者・若手企業人の育成というテーマから、「フロンティア塾」が誕生し、2013年には卒業生が100名となっている。

このように、産業振興会議からはハード、ソフト両面において、様々な施策が生まれてきた。

### 5.3 これからの中小企業政策の方向性

これまで墨田区における地域産業振興政策、とりわけ中小企業政策を確認してきた。既に述べたように、墨田区は地域産業政策において、実態調査、中小企業振興基本条例、産業振興会議の役割を重視していることが分かった。地域産業政策の機運は、1990年代半ばから高くなってきているが、それまでの産業政策は国の主導によって実行されてきたこともあり、地方自治体は主体的な産業政策の策定・実行に必要な経験やノウハウの蓄積が不十分な場合が多い。このような状況を踏まえると、地方自治体にとって地域産業政策振興において先導的役割を行っている墨田区の取組みを成功事例として学ぶことが、有効な方法であると言える。

八尾市は、墨田区に学び地域産業政策を策定・実行し、成功に結びつけた好

事例である。八尾市は、短期間に地域産業政策を立ち上げるため、三本柱の順序を工夫したことも注目される。最初に産業振興会議を学識経験者、国・大阪府職員、地域企業（商業・工業）、地域商業・消費者関係団体、公募委員などを委員として立ち上げた。そして産業振興会議での議論から施策を提案する形態を作りあげるとともに、99年3月には大阪市立大学工業集積研究会と共同で製造業実態調査を実施した。さらに産業振興会議からの提案に基づき、2001年3月には「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」（2011年7月改正）を策定した。そして、中小企業振興施策の実効性を上げることを目的として、2002年6月に「中小企業サポートセンター」を設置した。

総じて、地域産業政策、とりわけ中小企業政策を効果的に取り組むため、上記のような3本柱の役割が極めて重要であると言える。併せて、これらの実行役を担っている中小企業振興センターの役割にも注目を置く必要がある。

## 注

- 1) 二重構造論について、高須賀義博『現代日本の物価問題』新評論、1972年、宮沢健一「資本集中と二重構造」中山伊知郎編『資本蓄積と金融構造』東洋経済新報社、1961年、小野旭『戦後日本の賃金決定』未来社、1965年などを参照。
- 2) 中小企業庁「中小企業憲章」、2010を参照。
- 3) 協同組合 浜松技術工業団地(<http://hamamatsu-tp.com/company.html>、2015年1月10日取得)。
- 4) 河藤佳彦(2012)、pp140-141を参照。
- 5) いずれの基本計画も終期を迎えたことから、見直しを行い、3つの基本計画（「基盤技術・アナログ技術関連産業」、「医療健康・食品産業」、「環境・エネルギー関連産業」）を策定した（出典：群馬県(<http://www.pref.gunma.jp>、2015.6.16取得)）。
- 6) 墨田区産業観光部産業経済課「新・墨田区工業振興マスタープラン：「日本・世界のものづくりのデートウェイ すみだ」を目指して」、2009および墨田区産業観光部産業経済課「Stay Fab:楽しくあれ！墨田区産業振興マスタープラン」、2013を参照。

## 参考文献

- 井上善海「中小企業におけるオープン・イノベーションに関する一考察」『経営教育研究』Vol.17 No.2、pp33-42、2014年7月
- 伊藤正昭『新版 地域産業論』学文社、2005
- 影山僖一『通商産業政策論研究：自動車産業発展戦略と政策効果』株式会社日本評論社、1999
- 河藤佳彦『地域産業政策の新展開—地域経済の自立と再生に向けて—』文真堂、2008
- 河藤佳彦「第8章 群馬県における機械産業の糸譜と将来像：自動車産業を中心に」高崎経済大学地域政策研究センター『群馬の再発見』、pp129-146、2012
- 河藤佳彦「地域産業政策の現代的意義に関する考察」高崎経済大学地域政策学会『地域政策研究』第16巻第2号、2014
- 機械工業研究会編「日本の機械工業」通商産業研究社、1969
- 小林正人「戦後日本の産業政策と高度経済成長：産業政策の有効性と評価に関する一考察」京都大学経済学会『経済論叢』第134巻、第5・6号、pp288-305、1984
- 清成忠男『日本中小企業政策史』有斐閣、2009
- マイケル E. ポーター、竹内弘高『日本の競争戦略』ダイヤモンド社、2000
- 西口敏宏『遠距離交際と近所づきあい：成功する組織ネットワーク戦略』NTT出版株式会社、2007
- 商工総合研究所「中小企業とネットワーク：その現状と課題」『平成22年度調査研究事業報告書』、2010
- 中小企業庁編『中小企業白書（2006年版）』、2006
- 中小企業庁編『平成25年度 中小企業施策総覧』、2013
- 植田浩史、立見淳哉編『地域産業政策と自治体：大学院「現場」からの提言』創風社、2009
- 渡辺幸男「日本中小製造業のパラダイム転換：日本の機械工業における効率的な独自の下請関係の解体」『国民生活金融公庫調査月報』、No.492、2002
- 米倉誠一郎「オープン・イノベーションの考え方」『一橋ビジネスレビュー』、

60 卷 2 号、pp6-15、2012

H.Chesbrough et al.,*Open Innovation:The New Imperative for Creating and Profiting from Technology*,Harvard Business School Press,2003.大前恵一朗訳『OPEN INNOVATION—ハーバード流イノベーション戦略のすべて—』産業能率大学出版部、2004

H.Chesbrough et al.,*Open Innovation:Researching a new paradigm*, Oxford Unibersity Press, 2006, p11. PRTM 監訳、長野高弘訳『オープンイノベーション：組織を超えたネットワークが成長を加速する』英治出版、2008

## 終章

本章では、これまでの研究結果を確認し、天津市の持続的発展のための産業振興政策を明らかにした。また、天津市政府自らが産業政策・中小企業政策を

策定する際、注意すべき点および諸課題についても検討した（図終-1）。

序章では、主に本論文の目的と背景、天津市の産業振興方策を捉える視点に焦点を絞り、議論を展開した。

本論文の目的は、中国国内、とりわけ天津市の自立かつ持続的発展のため、これまでの外資系企業に大きく頼ってきた外発的発展から地元企業を中心とした内発的発展に変革する必要があると考えられ、天津市を考察対象にしてその方策を明らかにするものである。

天津市の自立的かつ持続的な発展のためには、当市の産業特性を十分に生かす必要が生じており、とりわけ主導産業である機械産業および電子産業の発展を促進することが求められる。そして、これらの産業の発展・成長の行方は、それを支える裾野産業の発展状況により大きく左右されるが、この裾野産業の大部分は外資系企業である。このような状況を改革するためには、地元中小企業の自己努力によるイノベーションが重要であるが、国や地方政府による地元中小企業に対する発展・振興政策も必要である。

すなわち、天津市の経済発展を維持・発展させるためには、外資のみに頼るのではなく、機械産業および電子産業における地元企業、とりわけ地元中小企業の量・質を増強した経済体質に変える必要があり、そのためには、地元企業自らの様々な努力および国や地方がこれをサポートするための政策が必要であると考えられる。

環渤海経済圏の構想は1980年代半ば頃から提唱されているが、2000年代以降になって注目を集めているのは、次のような理由が考えられる。中国は、1978年の改革開放路線への変更、1992年の鄧小平の「南方講話」、1994年の改革・開放路線への拡大、2001年のWTOへの加入などを経て、飛躍的な経済発展を遂げてきた。しかし近年、中国の経済発展は大きく失速している。その要因は、これまで経済発展を支えてきた沿海部地域、とりわけ長江デルタ地域と珠江デルタ地域の経済発展が大きなダメージを受けていることによる。沿海部地域は、長期にわたり、輸出投資主導型の経済発展方式を採ってきたが、それが国内外市場環境の急激な変化により、限界を迎えている。このような経済状況の中、中国国内では天津市を中心とする環渤海地域の経済発展を促すことにより、国

内経済発展の維持・更なる発展を実現しようと考えられている。

天津市の産業振興方策を捉える視点として、今日の中国国内で、地域産業政策を積極的に推進する必要性に言及し、国の産業政策の推移および地方における産業振興政策の実態、日本における地域産業政策の現状について概観した。

中国はこれまで、主に国の主導による経済・産業政策を推進することにより、発展してきた。しかし、中央政府の資源配分の失敗および財政力の低下による地方政府に対する支配力の縮小、地方政府の経済的自主権への強化などが顕在化しており、このことを考慮すると、地方政府を中心とした地域の政策主体による独自の産業政策の策定・実施の必要性が一段と高まっている。

都市行政の産業政策においては、国の産業政策と類似したものを策定・実行してきたが、近年の地方政府側の経済面における自己裁量権の拡大により、地方政府（省・市など）の主導による、地域の実情に沿った経済政策・産業政策の策定・実行の可能性を高めたと言える。一方、農村行政（県・郷鎮・村）における産業政策は、集団所有制郷鎮企業の発展を促進することにより、地域の発展をけん引したと捉えられる。そして、今後の産業政策の行方は、経済のグローバル化、市場化を受け、集団所有制郷鎮企業のそれに見合った体制改革の行われる程度により規定されると考えられる。

日本における地域産業振興政策については、その地域の特性を生かし積極的に取り組んでいる3つの地方自治体、新潟県燕市、東京都三鷹市、東大阪市の産業振興政策を概観した。

第I章では、天津市における産業振興方策の現状を広い視野から把握するため、中国における中小企業への支援政策の現状と将来展望について考察した。

「中国中小企業2007年度サンプル調査報告」に基づき、中小企業支援政策の現状を、「市場環境」、「技術革新」、「法律と政策」の3項目に重点を置き、考察を進めた結果、国で策定した法律や政策は、中小企業者の立場からみると、その充実度、利用度、認知度、満足度は決して高いとは言えない。中小企業に関する法律や条例、政策は官主導で策定されるが、これを真に中小企業者の役に立つものとするためには、中小企業支援体制の整備と支援機関相互の協力や明確な役割分担が必要であると考えられる。

中国の中小企業に関する産業政策の現状と発展において、政府は関連する法

律を作り、中小企業支援体制の整備や発展を促進しようとし、各地の政府もそれに応え様々な支援機構を作り、支援活動を行っていることを確認した。しかし、中小企業支援機構の大部分は政府により運営されているので、中小企業者のニーズを的確に反映した支援活動が行えるとは考えにくい。

日本の中小企業に関する産業政策の現状と発展についての考察から、国と地方における中小企業支援機関の役割分担を明確にする必要があると考えられる。

そして、地域に根付いた支援機関の商工会議所は、地域の中小企業にとって必要不可欠な存在であることを確認した。

今日の中国は、中小企業に関する法律や政策の整備、施策の運用においては試行錯誤の段階であると言える。だからこそ先進国、特に日本のような運用・実績の面で大きな成果を上げている国の成功経験を踏まえ、自国の国情に合わせて必要な方法・手段をとり、有効な中小企業政策を展開する必要があると考えられる。

第Ⅱ章では、本論文を展開するうえに必要不可欠である天津市の経済・産業、とりわけ製造業の発展状況や展望、外資企業の役割、天津市の位置付け、天津市の産業振興政策の現状などについて把握した。

天津市の行政級別としての位置は、北京市や上海市、重慶市と同じく政府直轄市（省と同格）で、2010年には中国国务院の全国城鎮体系規則によって、北京・上海・重慶・広州の4都市と共に国家5大中心都市として規定されている。今日の天津市は、中央政府から国有重工業企業改革のための近代化と外資誘致の重点地域として位置付けられている環渤海地域の経済的中心地となっており、かつての北京の補助都市としての性格から沿海工業や商業が栄える大都市へと成長・発展、中国北方最大の対外開放港を備えた地域となっている。

近年、天津市のGDP、1人当たりGDP、GDP成長率および財政収支の伸び率を考慮すると、当市の経済は非常に健全であることが伺える。

また、天津市における製造業の特性を見極めるために、『天津市統計年鑑 2012』および『中国統計年鑑 2012』に基づき、産業の構成比率と特化係数を求めた結果、特化係数の大きな産業分野として、「石油および天然ガスの採掘業」「ブラック金属冶煉および圧延加工業」「食品製造業」「輸送用機械器具製造業」「金属製品製造業」などを挙げることができる。「石油および天然ガスの採掘業」の特



化係数が顕著であるのは、天津市の豊富な天然資源の所有を裏付けており、「輸送用機械器具製造業」をはじめ、図Ⅱ-6に示した多くの産業は機械産業分野関連のものであり、その製造業全体における重要性が伺える。

さらに、構成比率の大きな産業分野として、「輸送用機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」などを挙げることができる。図Ⅱ-7に示した産業の中でも非常に顕著である。また、これらの特化係数も高いことを考慮すると、天津市の基幹産業の役割を担う可能性が高いと考えられる。さらに図Ⅱ-7でも分かるように、機械産業分野関連のものが多いことから、再びそれが製造業の中での重要性について確認できる。

天津市における経済発展において、外資企業は重要な役割を行ってきた。とりわけ製造業における役割は非常に大きい。『天津統計年鑑 2014』によると、2013年の工業生産高に占める外資企業の割合は約40.4%である。生産面と同じく貿易面における外資企業の役割も大きい。

地域経済における北京市と天津市の相互関係をみると、天津市は首都経済圏において非常に重要な役割を担っており、北京市および天津市は各々の地域特性を生かした形でそれぞれが機能分担し、相互連携・補完的な役割を保ち、首都圏経済発展を遂げることが求められる。

天津市政府は主に経済開発区、とりわけ天津経済技術開発区の発展を促進することにより、経済の発展、産業競争力のグレードアップなどを実現しようとする。具体的には、企業誘致、先端産業発展の促進、中小企業振興などの方策を講じていることが確認できた。

第Ⅲ章では、日系企業の親企業としての日本企業に対するアンケート調査を通じ、天津市における産業集積の現状を明らかにしたうえで、それが持続的な発展を遂げるための改善点を明示した。

地域経済を発展させるためには、その地域の産業集積を持続的に発展させることが重要であると考えられる。そのためには、その地域において社会的分業関係にある企業間の連携（横の連携）や異業種間（企業と大学、研究機関など）の連携が重要な役割を担うと考えられる。すなわち、産業集積を取り巻く環境が激変している中、中小企業間の連携や競争、技術革新を図ることにより、集積経済効果を高め、地域経済さらに国内経済をけん引する役割を担うことであ

る。特に機械金属産業、とりわけ自動車産業の経済効果が大きい天津市にとっては、地域経済を持続発展させるためには、競争力のある関連・支援産業、特に部品製造、加工を行う中小企業を数多く増やしていく必要があると考えられる。

アンケート調査を実施し分析した結果、明らかになった点は次の通りである。

①天津市周辺には、日系企業をはじめいくつかの産業集積が存在すること、②機械金属産業、とりわけ自動車産業においては供給力の強い補助産業（地元企業）が不足していること、③現地の産業集積におけるサポーターインダストリーが少ないため、多くの日系企業が産業集積のメリットを評価していないこと、④天津市の産業集積については、競争力のある関連・支援産業、特に部品製造、加工を行う地元中小企業を数多く育成する必要がある。

第IV章では、沿海発展戦略の先進地域である広東省・東莞市を取り上げ、その仕組みや方法、問題点および対応策を明らかにすることにより、天津市の電子産業の発展に応用できる道筋を探った。

東莞市の持続的な経済発展を図るためには、多数の現地企業で構成された産業集積、特に主導産業を担う電子産業を主体とした集積の地域への定着性の強化、活性化が重要であると考えられる。すなわち、電子産業において、既存の現地企業の競争力を高めることと、競争力のある新規の現地企業を数多く育成する必要がある。そのためには、現地企業自ら生産性向上のための工夫を尽くし、競争力を高める努力を行う必要がある。また、現地企業がこの分野または関連分野に新たに参入できるよう、東莞市政府がこれをサポートするための政策を策定し、実施することも必要である。

分析方法は、既存の統計データの定量分析、日系企業に対するアンケート調査、現地企業と日系企業に対するヒアリング調査を総合的に分析することにした。

定量分析では、東莞市の経済発展においては電子産業の発展が重要であること、現地企業が電子産業に占める比重は大変小さいことが確認できた。アンケート調査とヒアリング調査の両方の結果から共通して確認できたのは、電子産業における現地企業の競争力の弱さであり、それを解決するためには、自らイノベーションを行う必要があること。

すなわち、現地企業が自らイノベーションを起こし、高付加価値な製品・技術・サービスを提供できるようになること、また地域に根付き、こうした経営を行う新たな現地企業の増加を促進することにより、東莞市の持続的な経済発展が実現されると考えられる。

第V章では、日本における地域産業政策、とりわけ中小企業政策の実施状況（国と地方の連携・協働、大企業と中小企業の相互関係など）および今後のあり方を考察し、天津市における産業振興政策への効果的な支援策として応用できる道筋を探った。

1990年代までの国の主導による産業政策・中小企業政策の効果は限定的である。その後、産業政策・中小企業政策の主体は国から地方へ変わりつつあり、これは時代の変化による必要性、すなわち経済のグローバル化、人々の価値観の多様化・個性化などが進む中での必然的な流れである。

国と地方の連携・協働を、高度化事業（集団化事業）および「企業立地促進法」を活用した事業の事例を取り上げ考察した結果、地方自治体は、地域産業を活性化する主体として活躍する必要があるが、人材や財源の制約がある以上、国との連携・協働を積極的に進めることにより、更なる発展を遂げることが期待される。

大企業と中小企業の相互関係においては、中小企業は大企業と比べ、主に経営資源の制約を大きく受けることにより、従来は一般的に劣後状態に置かれてきたが、近年の中小企業間のネットワークの形成、オープン・イノベーションの活用などを通じ大企業に対当できる競争力を付けつつあることが確認できた。

地域における戦略的中小企業政策の展開のあり方の考察においては、墨田区を事例として取りあげ、地域産業政策、とりわけ中小企業政策を有効かつ効率的に策定・実施するためには、理念条例である中小企業振興基本条例の制定、産業政策を提言し具体化までの役割を担っている産業振興会議の形成、これらの実行役を担っている中小企業振興センターの役割が極めて重要であると考えられる。

以上のことを踏まえると、天津市の地域経済の持続的発展のためには、外資を有効活用する一方、機械産業及びそれを支える電子産業の発展を促進することが重要である。また、その実行主体である企業、とりわけ地元中小企業の量・

質を增強し、経済発展をけん引する主体となり、内発的発展を推進することが望まれる。これに併せて、天津市政府は地域産業振興のための政策・施策を策定し、競争力のある地元中小企業を育成すること、経営革新や新規創業のしやすい市場環境を整えることなどの面で政策支援を行う必要がある。また、地元中小企業は常に自己努力を前提に、様々な面でイノベーションを興し、競争力を高めようとする工夫をする必要がある。

天津市政府は持続的な経済発展のため、一時的かつ急速な経済の発展・成長を求めるより、中長期的な経済の発展を見据えた政策・施策を策定する必要がある。

天津市政府は経済・産業の発展を促進するため、「企業誘致」、「先端技術産業の促進」、「中小企業の振興」などの振興政策を策定・実施している。しかし、これらの振興政策は他の地域で行われている振興政策と類似しており、当市の実情に沿った振興政策とは考えにくい。

当市の実情を反映した振興政策、とりわけ中小企業政策を策定するためには、日本の墨田区の実践を参考・応用することが効果的であると考えられる。すなわち、地域が有する課題や問題を包括的に把握するための「実態調査」、地域経済における中小企業の役割の重要性と中小企業振興の重要性を強調する「中小企業振興基本条例」、中小企業経営者、研究者、市民、天津市政府などのメンバーで構成され、産業政策の具体化や天津市の産業を直面しているタイムリーな議題等幅広い分野にわたる問題を積極的に検討する会議体である「産業振興会議」の3本柱は、有効かつ効果的な産業政策を策定する際、非常に参考になると考えられる。

ただし、上記のような産業振興政策の取組み方策を形式的に採用しても、天津市政府自らが地域経済発展における産業振興政策の重要性の認識を持たなければ、政策の実効性は確保できない。また、産業政策を策定・実行できる人材の育成、既得権益の排除などの必要性があり、これらの諸課題を克服することにより、真の地域産業政策が推進されることが考えられる。



## 本論文の構成

